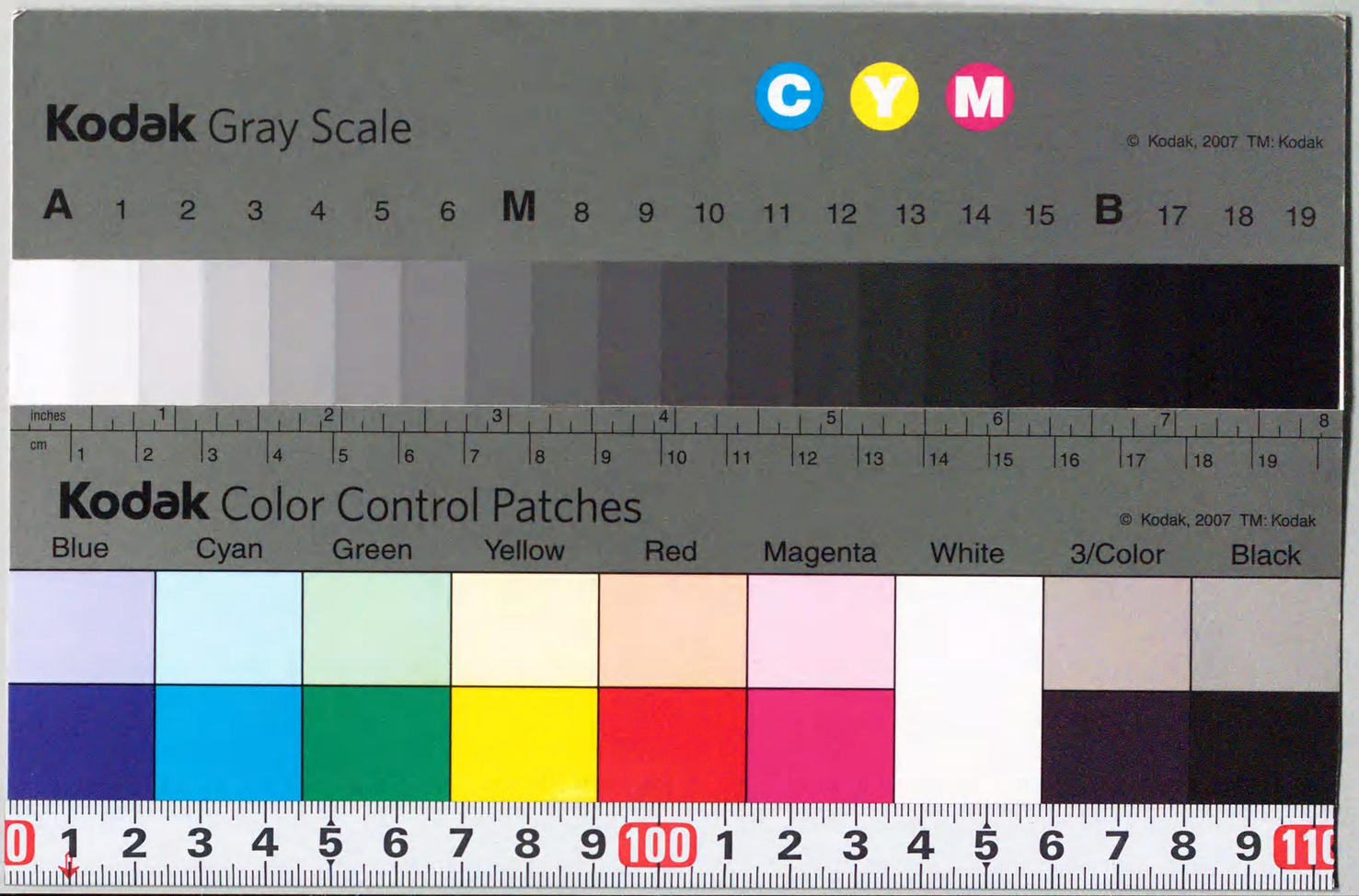
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110

555
1
555-1
I200700892862

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

第三十三卷

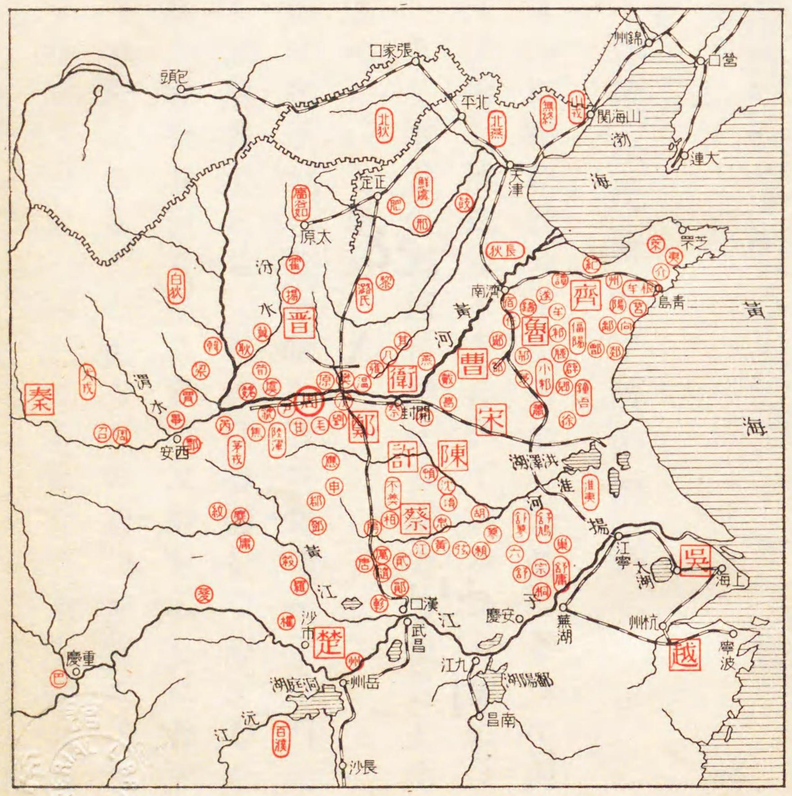

張家口
北平
山海關
大連
天津
正定
太原
南濟
青島
黃河
黃海
渤海
晉
齊
魯
衛
曹
宋
鄭
許
陳
蔡
秦
西安
楚
漢口
武昌
九江
南昌
長沙
重慶
吳
越
上海
杭州
寧波
蕪湖
江寧

555-1

先哲遺著追補

漢籍國字解全書第三十三卷

「春秋左氏傳國字解」の解說

本書は山口剛教授の多年苦心の結晶であつて、四大册から成つてゐる。「左氏傳」の解題は本書に詳であるから、茲には之を一言するに止め、主として本書の講述に關する講者の用意と、本書の切要なる所以とを述べたいと思ふ。

「左氏傳」は「孔子の「春秋」を讀む者の爲に、孔子の門人左丘明の著した傳文、卽ち註解書である。「春秋」は魯國を中心とした東周列國の編年史であるが、短文を以て、單に事の大綱を示した者であるから、一種の歷史年表の觀がある。しかもその用語が極めて謹嚴であつて、一字の間にも、褒貶の微意が閃いてゐるのであるから、其の經義史實を正

555
1
555
N

解する事は容易で無い。思ふに、孔門師弟の間に在つては、其の深意奥義の如きは、之を口授に讓つたもので有らうから「春秋」を讀む者は、孔門の學統を繼承せる者の著した傳文に據るより外に、方法が無いのである。「春秋」には「左氏傳」の外に「公羊傳」と「穀梁傳」とがあつて、之を春秋三傳と稱してゐるが、他の二傳は、其の記事も文章も「左氏傳」に及ばない。これ「左氏傳」の廣く行はれた所以である。

「左氏傳」の註解書には、晉の杜預の著した「春秋左氏傳集解」があつて、最も重要のものとされてゐるし、杜註以後に出來た註解書、參考書も極めて多いが、何れの註解書も、是非相混じてゐて、未だ一家の說で悉く信憑すべきものの在るを見ない。これ「左氏傳」を讀む者の大に遺憾とする所である。

然るに世人或は以爲らく、杜註には、和刻本すら幾種類の多きに達してゐて、其の書も得易いのであるから、漢文の註解書を讀み得る者は、杜註に據るを以て便と爲すと。これ杜註に大誤謬なしと假定しての見解なるも、杜註には、本書に指摘してある如く、無數の誤謬がある。然るに其の重要視される所以は、杜註以後の歷代の學者が、概ね杜註を基礎として其の是非を研究し、幾多の註解書を著してゐるので、それ等の註解書を見る者の爲にも、杜註の缺くべからざるが爲である。故に杜註より入らうとする者は、杜註以後に出來た幾多の註解書を繙いて、杜註の誤謬を正さねばならぬ。然るに幾多の註解書を繙くの餘裕なしとせば、杜註を金科玉條とするの不可なる事は、言ふまでもない。今、本書に據つて、杜註の失考の簡明なるもの二三を示さう。

○隱公元年の條に「莊公寤生驚二姜氏一……遂惡レ之」といふ文がある。莊公の生れる時には、逆産(足から生れる難産)であつて、母の姜氏を驚かしたので、遂に其の子の莊公を惡むに至つたといふ事である。寤は牾(逆の意)の音通文字であるから、本書で逆産と說いてゐるは、杜註に據るを以て便と爲すと。これ杜註に大誤謬なしと假定しての見解なるも、杜註には、本書に指摘してある如く、無數の誤謬がある。然るに其の重要視される所以は、杜註以後の歷代の學者が、概ね杜註を基礎として其の是非を研究し、幾多の註解書を著してゐるので、それ等の註解書を見る者の爲にも、杜註の缺くべからざるが爲である。故に杜註より入らうとする者は、杜註以後に出來た幾多の註解書を繙いて、杜註の誤謬を正さねばならぬ。然るに幾多の註解書を繙くの餘裕なしとせば、杜註を金科玉條とするの不可なる事は、言ふまでもない。今、本書に據つて、杜註の失考の簡明なるもの二三を示さう。

○隱公元年の條に「莊公寤生驚二姜氏一……遂惡レ之」といふ文がある。莊公の生れる時には、逆産(足から生れる難産)であつて、母の姜氏を驚かしたので、遂に其の子の莊公を惡むに至つたといふ事である。寤は牾(逆の意)の音通文字であるから、本書で逆産と說いてゐるは、

のは、其の當を得た解釋である。然るに杜註では「寐寤莊公已生。故驚而惡。」と說いてゐる。卽ち睡つてゐる間に、莊公が生れてゐたので、驚いて之を惡むやうになつたとの解釋であるが、如何にも不合理と思はれる。

○桓公二年の條に「晉穆公之夫人姜氏以條之役生大子。命之曰仇。其弟以千畝之戰生。命之曰成師。」の文がある。戰爭の記念の爲に、仇敵と戰つた意味を以て長子には仇といふ名を附け、勝利の意味を以て次子には成師といふ名を附けたのであつて、其の間に愛憎の念が含まれてゐない事は一見明白である。然るに杜註では、命名の當時から愛憎の別があつたやうに臆測して「穆公愛少子桓叔。俱取於戰。以爲名。所附意異。」といつてゐるのは、後日に之を惡むやうになつたのを見て、命名の最初から之を惡んでゐたやうに解釋したので、明に曲解である。

○桓公三年の條に「秋、公子翬如齊逆女。修先君之好。」の文がある。魯の公子翬が齊に赴いて齊の姬君を桓公の妃として迎へたのは、先代の君なる惠公が、齊と結んだ好みを修めたのだといふ事である。惠公は齊と同盟の關係を結んでゐたから、それを指して「修先君之好。」といつたのである。然るに杜註では「婚禮雖奉時君之命。其言必稱先君以爲禮辭。」といつてゐる。卽ち婚禮の場合は、其の時の君の命を受けてお迎へに參るとはいふものの、先君の御遺言によつてと申すのが、禮儀の挨拶だといふ意である。拘泥し過ぎてゐる事は言ふまでも無い。

○僖公の二十六年夏、齊侯が魯に攻入らうとした時に、魯では大夫の展禽を使者として齊軍を犒はせて、其の進軍を遠慮させようとした。齊侯が展禽に向つて「魯は恐れてゐるか」と云つた時に、展禽は「小人は恐れてゐるが、君子は恐れてゐない」と對へた。この時齊侯は「魯人の室内は空虛であり、野には青草も無いのに、何を恃みにして恐れないのか」と尋ねた。齊侯の言は、左氏傳に

室如懸磬。野無青草。何恃不恐。

と書いてある。懸磬は懸磬の音通文字である。磬は二柱を立てゝ横木を架し、横木から垂れ下げる樂器である。柱と横木との間に、少さい磬が下げてあつて、磬の周圍は空虛であるから、室内の空虛に比したのである。野に青草の無いのは、多分旱魃の爲であつたらう。然るに杜註では、室如の如は而也と註して「言居室而資糧縣盡。」といつてゐる。卽ち室に居ては物資の凡てが盡き果てゝ空しいとの意である。又杜註では「野無青草。」を解して、夏の四月は今の二月であるから、野に青草が無いのだと註してゐる。「縣磬」の解釋は附會であり「無青草。」の解釋は、早春に青草の無い

のは當然の事であるから、魯が特別に困つてゐる理由にはならない。杜註の誤つてゐる事は明白である。

こんな誤謬を擧げると數限りも無い。講者は杜註以外に幾多の註解書、參考書に照して、其の穩健の說を採つて之を講述したのである。而して主要なる註家の失考は、其の要旨を擧げて之を退けてゐるが、杜註以外には其の註家を擧げてゐない。これ杜註は廣汎の流布本であるに反して、其の他の註解書は、一般の讀書子には頗る緣の遠いものであるから、徒に繁雜に陷る事を避けたのである。

左氏傳は行文が極めて簡潔であり、しかも其の意義の深遠複雜なる一大難文である。筆記に依りて斯る難文を講述するには、講者が細密の注意を拂はなければ、其の講述が動もすれば紛雜に陷つて、讀者をして五里霧中に迷はしめる恐れが頗る多いのである。講者が幾回となく其の稿を改めて、慘澹たる苦心の後に、本書の形式を選ぶ

に至つたのは、實に之が爲である。

本書は原文の意義を詳解して餘蘊なからしめるを以て主要の目的と爲したものである。原文の眞義を味解する爲には、讀者の兼ねて知らねばならぬ事項が、左氏傳には特に多いのである。然るに一時に之を述べようとすれば、如何に其の敍述に注意しても、其の講義が紛雜に陷つて、讀者の理解を攪亂する事を免れ難い。故に本書に於ては、第一段には、單に原文の表面上の意義を講明して、先づ文義を理解せしめ、第二段に於て、原文の裏面に隱れてゐる深意義等を討究して餘蘊なからしめ、第三段に於て、用語の解釋を施すの順序を採つてゐる。

試に原文の次に揭げてある通釋文を見よ。通釋文は、原文の字句を逐うて、簡單に文義を說いてゐて、原文に省略された用語と接續辭とを補足する以外には、文義を敷演する事すらも成るべく之を避け

てゐる。故に此の通釋文は、講義文では無くして、一種の巧妙なる意譯文たるの觀がある。これ實に讀者をして手取早く、原文の表面に現れたる意義を捕捉せしめんが爲の細密の用意に基いて、特に選んだ新形式である。本書の通釋文が、他書のそれと大に其の趣を異にしてゐるのは、實に之が爲である。

本書の通釋文は、一種の巧妙なる意譯文である。故に本書の講義が通釋文だけで終つたものと假定しても、原文の表面上の意義を正解するには、何等遺憾の點は無いのである。然るに原文の裏面に隱れてゐる深意義を發揮し、其の事情を詳にする爲の關係事項を說明し「左氏傳」の文章の巧妙なる所以を指示し、兼ねて古來の學者が如何なる解釋を下してゐるかを詳にして、讀者をして其の據るべき處を知らしめるので無ければ、完璧の講義書とは謂はれぬ。これ實に講義書の理想ではあるが、之を具體化する事は容易で無い。然るに本

書に於ては、遺憾なく之を實現してゐる。試に通釋文に施してある番號に照して、次欄の記事を一讀したならば、本書の講義が如何に徹底してゐるかを知り得るであらう。

本書が初學の爲には、他に類例の無い好箇の講義書である事は言ふまでも無いが、本書は杜註以來の幾多の學者の研究の粹を聚めて之を大成したものであるから、高級の專門學者と雖も、之に依つて益する所が尠くないで有らう。本書の眞價は之を呶々するを要せぬ。古來完璧の良註解書なき「左氏傳」に對して、初學にも味讀し得る本書を提供して文運に貢獻するは、發行者の大に光榮とする所である。

昭和七年四月

早稻田大學出版部

春秋左氏傳國字解

凡例

一、本講義は初學のためにした。故に平易を旨として淺近の難を厭はない。

一、近時「左傳」の研究漸く精しく、種々の問題によつて從來の成立通說を搖がさうとしてゐる。もしその結論が一致點を得るならば、本文の解釋も當然書きかへられねばならない。殊に杜預の「春秋左氏傳集解」の如きは根本的に修正されるであらう。しかし、それはまだ遠い將來の事であらう。それまではまづ杜註を基礎としなければならない。本講義もとよりそれである。

一、杜預の「集解」と孔穎達がそれに疏を加へた「春秋左氏傳正義」はすでに後人に補正されてゐることが多い。「左傳」の註釋書といへば、杜註また「正義」の上に立ち、後の補正の說をとり容れ、更に自家の見を加へるのが常である。わが國人の著作中で傑出せる龜井昱の「左傳讀考」安井衡の「左傳緝釋」竹添井井の「左氏會箋」またその類である。本講義すなはちこれ等に從つた。

一、「左氏會箋」は今最も多く行はれてゐるやうである。杜註を擧げるの外、諸家の說を廣く擧げてゐる便宜のためであらう。ただ一々の出所を明にしないことが專門學徒からは慊らず思はれてゐる。しかしその體裁は初學のためには却つて範とすべきであらう。本講義はその體裁を學んで、參照するところの諸註の中、杜註のみは名を以ていふも他は一切その名を省略して、その要旨のみを示した。

一、講說の間殆ど私見を交へることなく、努むるところは今日最も

多く承認されてゐると思はれる標準を以て諸註を選擇することであつた。また考證の如きは全く之を避けた。すべては初學便蒙の方針による。

一、講義ははじめに本文に卽して、逐語譯ともいはばいふべきものを試み、次に譯して意の盡ざるものに註を加へた。意義敷演の間に原文の味を失ふことを惜しむためである。けれど斯くすることに於いて、絶好なる原文は空しく生硬蕪雜の骸を遺し、また徒に註記の數を多くして、參照の煩はしさを加へるに過ぎない、忽忙の際、推敲を缺く一事と共に、甚だ遺憾とするところである。

昭和七年四月

著者しるす

春秋左氏傳國字解一目次

「春秋左氏傳」解題……卷頭
一、「春秋」と「左氏傳」との關係(一)
二、「春秋」の語義(二)
三、「春秋」の勸戒(五)
四、春秋三傳の盛衰變遷(七)
五、「左氏傳」の作者(一一)
六、「春秋」の材料と「左氏」傳の材料(一二)
七、文學としての「左氏傳」(一五)

隱公……一
卽位記事無き爲の傳(一)
三　年(二一)　元　年(三)
四　年(三二)　二　年(一七)
七　年(五二)　五　年(四〇)
八　年(五六)　六　年(四八)
十一年(六七)　九　年(六一)
十　年(六四)

桓公……七
元　年(七九)　三　年(九二)
二　年(八一)　四　年(九六)

五　年(九七)　六　年(一〇三)
九　年(一一六)　十　年(一一九)
十三年(一三〇)　十四年(一三三)
十七年(一四二)　十八年(一四六)

莊公……一五〇
元　年(一五〇)　二　年(一五二)
五　年(一五七)　六　年(一五八)
九　年(一六六)　十　年(一六八)
十三年(一七八)　十四年(一七九)
十七年(一八八)　十八年(一八八)
二十一年(一九五)　二十二年(一九七)
二十五年(二〇九)　二十六年(二一一)
二十九年(二二一)　三十年(二二四)

閔公……二三三
元　年(二三三)　二　年(二四〇)
三　年(一五三)　四　年(一五四)
七　年(一六〇)　八　年(一六二)
十一年(一七三)　十二年(一七六)
十五年(一八四)　十六年(一八五)
十九年(一九一)　二十年(一九三)
二十三年(二〇三)　二十四年(二〇六)
二十七年(二一二)　二十八年(二一五)
三十一年(二二六)　三十二年(二二七)

僖公……二五八
元　年(二五八)　二　年(二六二)
五　年(二七八)　六　年(二八九)
九　年(三〇一)　十　年(三一〇)
十三年(三二〇)　十四年(三二二)
十七年(三五一)　十八年(三五五)
二十一年(三六七)　二十二年(三七一)
二十五年(四二〇)　二十六年(四二九)
二十九年(四七三)　三十年(四七五)
三十三年(四九〇)

文公……五〇六
元　年(五〇六)　二　年(五一五)
三　年(五二四)　四　年(五二九)
五　年(五三四)　六　年(五三七)
七　年(五四八)　八　年(五六〇)
九　年(五六四)　十　年(五六八)
(文公上終)

春秋左氏傳國字解

「春秋左氏傳」解題

一

「春秋左氏傳」はもと「春秋」と「左氏傳」の二部の書が一部をなすものである。さういふ形を取つたのは前漢の末頃であるといはれてゐる。「左氏傳」は左氏が「春秋」を經として、之に註記した傳の書である。「左氏傳」また之を略稱して「左傳」といふ。經とそれが註釋書たる傳とは性質上これを一書に合載することに便宜があるが、緊密の關係にある「春秋」と「左傳」とに就いては殊にさうである。「春秋左氏傳」は夙くから一部の書として成立すべきであつた。しかも今の「春秋左氏傳」は單なる經と傳との合載ではない。編年體に書かれたる經傳の記事を、おのおのの年次に從つて分載し、更にその分載した經文と傳文とを相互に組み合はせたのである。經としての「春秋」、傳としての「左傳」の關係は斯くして一目瞭然となり、經に對する傳の意は、最も正確に指摘せられる。この體裁は晉時代に於ける「左傳」の研究者杜預の發意に係る。

「左傳」はもとより「春秋」の註釋の書である。しかし「左傳」はまた「左傳」としての獨立の意義を有つ。故に經文と傳文とを同じ年次に結び合はすることは、一面に於いて「左傳」が「春秋」の註釋以外に、また一個自由の境域を保つことを示すものである。けだし「左傳」は必ず「春秋」と併はせて之を讀むべく、また必ずしも「春秋」の註釋に拘はるべきでない。「春秋」の註釋には左氏の傳以外に別に二傳がある。「左傳」を見るものは、嚴にその二傳を參照することに於いて左氏の意を知るべく、また他の二傳を疎外してひとり左氏の文を味ふことを妨げない。古來幾多の「左傳」讀みはこのやうに各自の讀法に從つて之を讀み、之を解してゐた。多樣の讀法の存在を許容するもの、實に「左傳」の興趣であり、また「左傳」の特相である。

二

「左傳」とは何ぞや。これに答ふる者はまづ「春秋」とは何ぞやの問に對して準備しなければならない。

春秋者魯史記之名也とは杜預が「春秋左氏傳集解」の序文冒頭の語である。杜預の研究は今から見れば議すべきものが少くないが、しかもなほ「春秋」に就いて考へる時、少くとも「左傳」に卽して「春秋」を案ずる場合には、一應は之を參照しなければならない。

春秋とは本來歷史といふべきほどの義であつて、必ずしも魯の歷史を特定しないことは、「國語」の晉語に羊舌肸習於春秋、といひ、楚語に敎之春秋、といひ、また他書に周春秋、燕春秋、宋春秋などの目が見え、降つての世にも「呂氏春秋」、「晏子春秋」、「吳越春秋」の名の散在することで明かである。春秋の名目が歷史の義を有つことは春に夏を籠め、秋に冬を籠めなした春夏秋冬の略と見るためである。卽ち職として史記が編年の體によるがためである。杜預が特に魯の史記に命じた「春秋」の義を解するものはまさしくこれである。

事を記するには事を以て日に繫け、日を以て月に繫け、月を以て時に繫け、時を以て年に繫くるは、遠近を紀し、同異を別つ所以なり。故に史の記する所は、必ず年を表はして事を首む。年に四時あり、故に錯へ擧げて記する所の名となすなり。

「春秋」に於ける正しき記錄の法は、必ず年と時と月と日とを繫け合はせてゐる。ただ、時に日を略し月を略することがあるが、それもまた一定の條件に從つてゐた。更に春夏秋冬の四時に至つては、記事の有る無しに關はらず、之を缺かなかつた。斯くして「春秋」の名はその實に副ふものである。もし春夏の時は以て人を褒め、秋冬の時は以て人を貶するのを常として、春秋の書名はその褒貶の意を明かに示すものであると解し、或は春西狩に麟を獲、秋に於いて此の書成る、故に春秋と名づけた、と解するが如きは、春秋の義を餘りに狹く限り、今の「春秋」に拘はるものである。その說はつひに從ふべきでない。

魯の史記としての「春秋」の今存するものは、二百四十二年間、君を以ていへば十二公治世下の記事である。卽ち隱公十一年、桓公十八年、莊公三十二年、閔公二年、僖公三十三年、文公十八年、宣公十八年、成公十八年、襄公三十一年、昭公三十二年、定公十五年、哀公十四年、これである。記錄された事は魯一國に起つただけでなく、報告を受理する限りに於いては、周室をはじめ他國の事件をも網羅した。君を弑すること、傳へて三十六、國を滅ぼすこと、載せて五十二、その他列國閒の朝聘、會盟の外交關係また討伐勝敗の武力關係に至るまで、百二十國の興亡治亂の跡が歷々として指摘せられ、いふところの春秋時代に於いて、王者の賞罰が天下に行はれず、諸侯の彊が弱を陵ぎ、衆が寡を暴ふ姿が眼の前に髣髴せられる。その外天變地異、日食月食、螽螟の末までも漏すことが無い。二千有餘年前の昔の生活をさながらに見ることが出來る。

周に史官があり、諸侯におのおの國史があつて、事の記錄を掌る。その記錄したのが卽ち春秋であつた。諸國の春秋の中、魯國のものがその體裁に於いて最もよく整つてゐた。周とその記錄の法を同じうしてゐたのである。「左傳」の昭公二年、晋の韓宣子が魯に適つて、その春秋を見るの條にいふ、

見易象與魯春秋。曰周禮盡在魯矣。吾乃今知周公之德與周之所以王也。

杜預はこの事を例の序文の中に引用して、更に言を添へて韓宣子の見し所は、蓋し周の舊典禮經ならんといつてゐる。周の春秋はすでに佚して傳らない。魯の春秋が存してゐるので、わづかにその面影を見ることが出來る。

三

魯の春秋は今も存してゐるものの、そのままの姿を以て遺つてゐない。傳ふる如くば、今の「春秋」は二重の意味に於いて形をかへられた筈である。一はその頃の記載は魯の史がその制を失つてすでに正しい春秋に於ける記錄の體を失つたものであり、一はそれを孔子が正しきに復しながら、その間に勸戒を示すために意を以て修めたといふのである。またも杜預の言を引用すれば次の如きものである。

周の德既に衰へ、官その守を失ひ、上の人、春秋をして昭明ならしむること能はずして、赴告策書、もろもろの記註する所、舊章に違へること多し。仲尼、魯の史の策書の成文に因りて眞僞を考へて典禮を志し、上は周公の遺訓に遵ひ、下は將來の法を明かにせり。その教の存する所にして、文の害ある所は、刊りて之を正し、以て勸戒を示し、その餘は皆卽いて舊史を用ゐ、史に文質あり、辭に詳略あるも必ずしも改めざりき。故に傳に曰く、その善志なりと。又曰く、賢人に非ずんば孰かよく之を修めんと。蓋し周公の志にして、

仲尼從つて之を明かにせしなり。

孔子がどの程度に魯の春秋を修め、どの程度に勸戒を寓したかを、親しく檢討することは、原のものの失ひ果てた今日に於いては知るよしもないが、孔子が詩書の刪定よりも、更に大なるものをこの修正に期待したことは、夙くからいはれてゐる。杜預の言はもとよりそれ等のいひ傳へを綜合したものであるが、それ等の中で最も語を强めていふものは孟軻の言である。いはく、

春秋は天子の事なり。この故に孔子曰く、我を知るものはそれ惟だ春秋か、我を罪するものは、それ惟だ春秋かと。孔子、春秋を成して、亂臣賊子懼る。

或は孔子「春秋」を修めて、未だ勸戒を示さず、褒貶を寓することなしと見る論者もあつた。その論に從へば、「春秋」は單なる歷史の記錄に過ぎない。しかし今「左傳」の作者の立場にあつて「春秋」を顧れば、「春秋」の成果はつひに孟軻の言の如くならねばならない。司馬遷また史記の十二諸侯年表の序に於いてその世に與ふるものを說いて王道備はり人事浹ねしといつてゐる。

すでに「春秋」に勸戒あり、褒貶ありとして、そこに孔子の意を追はうとすれば、「春秋」の筆を隱公元年に起し、哀公十四年獲麟の記事に絕つことにも、重大な意義がなければならない。

尤も今の「春秋左氏傳」に於ける「春秋」が獲麟の後を續けて哀公十六年孔丘の卒で終つてゐるのは、左氏が經文を補筆したのに過ぎない。故にこれに就いては別に考へずともよい。杜預は例の序文に於いて、何故に隱公元年に筆を起したかを解していふ、

魯の隱公元年は平王の四十九年に當る。平王は東周初代の天子であり、隱公は惠公の長子として國を嗣ぐべき資格がありながら、父の意を重んじて、弟桓公に國を讓られた賢君である。周は平王が東周を立てたことに於いて國運中興の果を得べく、魯はこの賢君によつて、周公の繼業を全うすることが出來る筈であつた。この天子とこの君と時を同じうし、その機會に惠まれたに拘はらず、二者共にこれを逸し、政敎つひに行はれない。故に孔子は勸戒をここにはじめたのであると。また杜預は何故に獲麟に筆を絕つたかを解していふ、仁獸麟の出現はまさに聖王の嘉瑞であるべきものを、其王なくして偶出でて獲られたのである。道の廢絕の徵、ここに極まる。孔子之を深慨して筆を止めたのであると。

杜預の此の解を以て鑿に過ぎるとして承認せざる者も多い。今姑くその是非を問はない。

四

同じくこれ「春秋」、しかも一は一部の起結にまで褒貶の意を讀みとり、一句一字にも勸戒

の心を掬む者もあるにひきかへて、一にはさる事なしと考へ、さすがに「春秋」そのものの成立に就いて、孔子の修正を否定する者はないにしても、その記錄に一貫した趣旨を認めず、斷爛朝報である、斷片的に過ぎないといふ見解さへあるのは、寓意の有無の論の結着はさしおいて、それが有るとしても、その義が極めて隱微なためである。その隱微は孔子をしてみづから意のあるところを弟子に傳へさせたのであるといふ。司馬遷の十二諸侯年表の序にいふ、

七十子の徒口づからその傳指を受け、刺譏褒諱抑損する所の文辭ありて、書を以て見るべからざるがためなりと。

しかし何にしても、口傳であつては、傳へられた者がどんな錯誤を來すかと懸念される。傳書の要がかうして起る。司馬遷は語を續けていふ、

魯の君子は左丘明は弟子人々端を異にし、おのおの其の意を安んじ、其の眞を失はんことを懼る。故に孔子の史記に因りて、具さに其の語を論じて左氏春秋を成す。

いふところの孔子の史記とはもとより「春秋」をさしていふ。ただ「左氏春秋」に至つては清末に至つて之を疑ふ者が出でたが、大體に於いて今の「左傳」であると解されてゐる。この解によれば「左傳」は「春秋」傳書の中で最も古く、また最も信ぜらるべきものでなければならない。しかも「左傳」は他の傳書「公羊傳」、穀梁傳」に比すれば、最も後れて世に行はれたものであつた。

「公羊傳」は周の公羊高の述ぶる所である。高は業を孔子の門人子夏に受けたのである。漢の武帝の儒學を起すに當つて、「春秋」は「公羊傳」を尊重して、之を學官に立てて博士を置いた。「穀梁傳」また多くの年を經ないで學官に立てられた。宣帝の時である。「穀梁傳」は周人穀梁赤の述ぶる所である。赤、一に俶と名づく。公羊高と共に子夏に從つて「春秋」を學んだ。高はその斷決を得、赤はその精嚴を得たといはれる。二傳世に行はれて漢末に達した時、劉歆（キン）あつて「左傳」の二傳の上にあるべきことを主張した。他傳は孔子の弟子より傳へられたもの、「左傳」は左丘明が孔子から親しく聞いて述べるのである、信憑の度大に異なるものがある。まして左丘明と孔子の心交は「論語」の中にすでに之を證するものありとした。歆また之を學官に立てんことを建言したが、諸儒の公羊、穀梁を支持するものに排擊せられて、つひに用ゐられなかつたが、王莽が國を簒うて新と稱するに至つて、その念願を達し、「左傳」大に重せられた。後漢になつてから、光武帝一度之を學官に立てたが、更に和帝の代となつてまた立てられた。「左傳」の學確立してより、賈逵（キ）と服虔（ケン）とおのおの訓詁を作つてその解を異にした。その學分れて二家となつた。而して服氏最も行はれた。

晉に至つては杜預また「春秋左氏傳集解」「春秋釋例」を著はした。また「盟會圖」を作つたが、これは傳はらない。南北朝の間、杜氏は南朝に用ゐられて對峙したが、唐の孔穎達が杜氏の學説によつて註疏を作つてより、杜氏の學は世に弘く認められ、つひに服氏の學を壓倒し盡した。その後、多少の消長はあるにしても、杜預の勢力は左傳の學を支配して、餘威今に及んでゐる。今日にしても「左傳」を學ぶ者はまづ「集解」に基礎をおいて、更に後儒の研究を參照して之を修正することを便宜多しとする。

杜預常に王濟に馬の癖あり、和嶠に錢の癖があると言つた。けだし王濟は馬を相することを解し、また馬を愛したためであり、和嶠は頗る聚斂を務めたためである。晉の武帝これを聞いて、杜預に對して、卿に如何なる癖あるかと問うた。臣に「左傳」の癖があると答へたとのことである。杜預の「左傳」の癖は特に「左傳」を愛して、直に劉歆の言をそのままにうけ容れ、「左傳」の成立に就いてつゆばかりも疑ふことがない。今日以後の「左傳」の研究は溯つて「左傳」の成立を檢討することに於いて、また杜預の研究に多くの修正を加へるのであらう。すでに清末の康有爲は「新學僞經考」に於いて、「左傳」は劉歆の僞作であることを論斷した。その疑ひの一つは歆が父の向と共に宮中祕庫の中に發見して世に紹介した「左氏春秋」が古文であることに係はつてゐる。支那古書の例、秦以前の古體文字を以て書かれたものには信じ難きものが多い。歆も亦同一手段によつて「左傳」を僞つたのであるといつてゐる。卽ち「史記」にいふ「左氏春秋」と「春秋左氏傳」とはつひに別箇のものであると見るのである。この解釋はその以前の考證學者の研究にもその端が見え、左傳學派に反對してゐる公羊傳學者の間にも、見えてゐたものを綜合したともいひ得る。康有爲の説がどの程度にまで信賴をおいてよいかは、まだ未知數である。しかしその態度には執るべき點が少くない。おもふにこの態度によつて「左傳」を疑ふべくは、他にまた此の態度によつて「左傳」の僞作でないことを考證する途も拓けるであらう。いづれにしても、杜預の説には多大の修正が誘導されることは明かである。

五

「左傳」を劉歆の僞作なりとして、その古典としての價値を低く評價するものは、割合に新しい説であるが、「左傳」を左丘明の著作でないと見ることは古く唐代に起つた。啖助とその弟子趙匡の提唱である。そのいふ所によれば左丘明は傳へられるやうに孔子の後輩ではない。また同時代の者でない。「論語」の左丘明恥之、丘亦恥之の語調から推せば、孔子は丘明を先輩として遇してゐると斷じ、「左傳」は左丘明ならぬ別人で、その名を逸した左氏がその門弟子のために「春秋」の旨を説いたのを後人が編纂したるものと斷じた。宋代に

至つて、この說に呼應するものが漸次多くなつた。從つて左氏と左丘明とを峻別すべき證左が頻りに擧げられた。しかもまた之を駁すべく、左氏卽丘明說を固守する論もおのづから一段の精緻を加へた。論者兩々相對峙して未だ決しない。

今の「左傳」を讀むものは、その結論を期待するよりは、その未だしきを利用して、おのおのの論旨を考察し、その論を構成する所以のものを各自の立場から本文の間に吟味すべく、かくして「左傳」の理解に多く啓發されることを期待すべきである。二者のいづれに黨すべきか、またそのいづれにも與みせざる獨自の見もおのづから成るのであらう。されば しばらく傳へらるるやうに左丘明の作とすることはもとより可、また扱ふものの順序もそれを便利とするであらう。

六

宋儒の「左傳」評には、その義理が儒家純粹の見にかなはぬふしの多いことを指摘し、「左傳」つひに公羊、穀梁の二傳に如かずといつてゐる。左丘明にして孔子に親炙したのであるならば、決して斯樣な事のあらう筈はないといふのも、「左傳」を丘明の作でないと推定する一因であるが、しかし、「左傳」を歷史として尊重するの點に於いては一致してゐる。左氏は史學、公穀は經學なりとは、しばしば繰りかへされる言葉であつた。

「左傳」が最も力を致したものは、「春秋」簡約の文に詳細の紀事を以て對應させ、その間おのづから寓するところの褒貶の意を闡明することである。杜預が「集解」に於いてまた「釋例」に於いて努めて得たものも、畢竟はこの事の裏書きをなすものであつてはじめて意をなすのである。「春秋」宣公二年、晉の趙盾が其の君を弑する事は、最も議論のあるところであるが、「左傳」によれば弑するものは趙穿であつて趙盾でない。しかも趙盾の不臣の行爲はなほ弑逆の名を得なければならない。卽ち「左傳」の作者は事の詳を以て、趙盾弑二其君一の文字に寓されたる斷罪の義を明かにしようとしたのであると解せられる。「左傳」の「春秋」に對する義は事によつて解すべく、理によつて知るべきでない。

然らば、「左傳」の作者は、どこからその詳を求め得たのであらうか。

啖助のやうに「左傳」の左丘明著作說を否定する者はいふ、

左氏は數國の史を得て門人に口授したのを、後の學者が之を編纂する折に、更に廣く當時の文籍を采り、兼ねて子產、晏子及び諸國卿佐の家傳と、幷に卜書、夢書及び雜占書、縱橫家、小說、諷諫の類を合はせたのであると。

左丘明說によるものの解はまた之と異なるものがある。

古しへの史官の記錄の法に策に書すと簡牘に書すの二つがある。君の擧動、宗廟の祭、

會盟、兵革、生卒、隣國の正式の通報の如き大事は策を以てし、風聞巷說の如き小事は簡牘を以てした。策とは幾本の竹を韋もて編めるもの、簡はその一本の竹をいひ、牘は木板をいふ。まだ紙の無い世にこれ等を刀もて彫り、上は漆を塗つたのである。

「春秋」はその策書によつて成し、「左傳」は兼ねてその簡牘をも材料としたのである。故に「春秋」に記事がなくして「左傳」にのみ見ゆるものの少くないのは、正式の事として扱はれず、從つて策に書されなかつたものを、簡牘によつて補つたのである。莊公二十六年の經と傳とは、おのおの交涉なき事を錄して、その體甚だ怪しむべきものがある。これその年の策書はあれど、それに應ずる簡牘が亡佚したのでそれを避けて假りに別事を以て補つたのであらう。これもまた「左傳」が簡牘によつて成るの一證とされてゐる。孔子が「春秋」の材料を魯の「史記」に求むる時、左丘明また共に調査したとも傳へられてゐる。果して然らば「春秋」と「左傳」の關係は、いよいよ以て策と簡牘の關係に於いて解くべきであらう。しかし傳の紀事はもとより經に應ずるものであるが、必ずしも經の記事に拘はらない。また必ずしも義理の辯に專らでない。さし當つて要なき事を敍するが如くして、實は或事の根柢をなす空氣を描き出す場合も多い。傳は經を離れておもしろく、經を得ていよいよ卽離の妙を明かにする。もし傳によつて國際間の出來事の詳を知つた後に、經に於ける

公式の通知を讀めば、その間に外交微妙の動きも推察されて、なほ今の世界の動きを二千年の昔に見る心地もされるであらう。

七

左氏浮誇。この語は韓愈によつて放たれたものであるが、その意はすでに「春秋穀梁傳集解」の作者の范甯の指摘するところであつた。これ儒家の見に基づいて說くものにとつては當然の難であるが、しばらくそれをおいて、これを古俗が信ずるありのままの姿と見、或はまたその姿を藉りて說くものがあると見るのも面白い。この見解を以てすれば、「左傳」は經でなく、史でなく、文である。多くの「左傳」批評家の中、特にこの點に重きをおいて、文學上の創作と見る淸の陸浩、馮李驊の如きものがある。その說によれば「左傳」に莊子、列子と同じやうな詭譎の風があり、また戰國縱橫家のやうな變通の言があるのは、春秋の末期の後で、絕世の雄才がありながら、世に用ゐられない人物が「春秋」を借りて描寫を縱にし、自家の胸中の不平を發したものであらうといふ。

この說がどの程度に當つてゐるかは、十分な吟味を經た後でなければ知られない。しかしかういふ說の出現は、一つには儒家鑿解の弊がさせたことであり、また一つに「左傳」そのものにかういう考慮を拂ふべき餘地も立派に存在するためである。

文學として考へる場合には「左繡」は重要な參考書である。その書に本文一々に就いての評言の外に巻頭に「讀左巵言」があつて、その態度を明かにしてゐる。「左傳」の文學鑑賞に於いて資するところが多い。試みにその一節を抜く。

「左傳」は須らく一氣に讀むべし。一氣に讀めばまさに能くその全神に徹す。また須らく字を逐うて讀むべし。字を逐うて讀めばまさに能くその委曲を究む。須らく參差として讀むべし。參差として讀めばその錯綜の變を見る。また須らく整齊して讀むべし。整齊して讀めばその裁剪の工を得。須らく身を局外に立ててその運掉の奇を攬り、而して後にその震する所とならず。また須らく身を局中に設けて讀むべし。身を局中に設けて、その經營の密を體し、而して後にその喘する所とならず。此の法を持して左氏に當るを得。之を以て古今の祕書を讀み盡さば直に破竹の樂しみあらんのみ。

我が國の學者の「左傳」を評する、經史の見による外に、その文の絶妙を賞するものは多いが、未だ「左傳」の本質を說いて「左繡」の作者の如き言をなすものは少い。ただ賴山陽はそれとほぼ所見を一にし、「左傳」を以て稗史の類であるといひ、なほ我が「平家物語」「太平記」の類であるともいつてゐる。更に「左傳」が儒敎思想を標榜することを以て、我が軍記物が佛敎思想を基調とすることと軌を同じうするともいつてゐる。おもふに山陽が「日本外史」を著作するに當つて、我が軍記物を材料とすると共に、敍述描寫の態度にまた文辭に於いて「左傳」に學ぶところが多かつた。故に兩々參照の餘、相通ずるものを會得して、この言をなしたのであらう。時に過ぎるものがあるが、また傾聽すべき一面もないではなからう。

昭和七年四月

著者しるす

春秋左氏傳國字解一

山口剛講述

隱公

魯國第十三代の君、隱は諡、名は息姑である、父は惠公、母は聲子、周の平王の四十九年に卽位した、隱公の公は五爵の一つの公爵でない、魯は本來侯爵の國であるから、隱公は當然隱侯でなければならない、しかも公式でない場合、國々の內でその君をさしていふ折には、爵の高下に拘はらず一樣に尊んで公といつてもさし支へがなかつた、隱公の公はその義である、

〔傳〕惠公元妃、孟子、孟子卒、繼室以聲子、生隱公、宋武公生仲子、仲子生而有文在其手、曰、爲魯夫人、故仲子歸于我、生桓公、而

惠公薨、是以隱公立而奉之、

【通釋】(一)惠公の正夫人は孟子、その孟子が亡くなつた(二)、聲子を後の夫人となした、この方が隱公を生んだ、それよりずつと以前の事であるが、宋の國で武公の姬君仲子が生れた、仲子は生れおちると、掌に(三)文字があある、その文字を判斷して父の武公は、これこそ魯の夫人となるべき者といつた、その因緣から仲子はわが魯の國に夫人の禮で輿入した、この方が桓公を生んだ、さて(四)惠公は薨じた、かういふ事情があるために、隱公は魯の君となつたものの、桓公を惠公の大子としておし戴き、みづからは後見心でゐた、

〔一〕經文すなはち「春秋」本文の意を闡明するのが傳の性質であるとすれば、傳はつひに經あつての傳でなければならない、然るにここに傳があつて、經がないのは何故であらうか、實は經がないわけでない、立派にあることはあるが、常の

場合と違つて、この經は傳の後にある、異例である、元年の經には、隱公の元年正月とのみあつて、卽位の記事がない、それには複雜なる事情があつてのこと、傳の記者はあらかじめ其の間の事情を明にすることが經文を讀む者に便宜だとした、故に前書きとして、この傳を添へたのである、記者の細かい用意である、〔二〕本文に卒とある、本來ならば薨と書くべきであるのに、卒と書いたのは何かの理由で葬禮に缺けるところがあつたためであらう、〔三〕繼室、前の正夫人に繼いで正夫人となつたことをいふ、杜預は繼室に正夫人の義がない、次妃すなはち第二夫人の義であると解してゐる、更にまた聲子を孟子の姪娣と解してゐる、姪娣とは正夫人の嫁する時に、それと同姓の姪、また從妹が八人まで妾として隨伴するものをいふのであるが、此の場合には當らない、杜預は聲子の出である隱公が、仲子の生である桓公に讓つたことから、聲子の本來の位置を仲子より卑い者と見て、この解をなしたのであらう、此の場合は尊卑の例を以て解せず、仲子の掌に文字の不思議のあつた事實を尊重したために、仲子に讓つたと解釋すべきであらう、〔四〕有二文在二其手一曰爲二魯夫人一文は文字、手は掌であるが、掌に爲魯夫人と書いてあつたわけではない、掌の筋が魯の古體文字𠂤の形に似てゐた、これは不思議といろいろ吟味した結果、魯の夫人となる運命を有つてゐる者と判斷されたのである、「爲魯夫人」とはその判斷の言葉である、〔五〕本文に生二桓公一而惠公薨とある、桓公が生まれる、すぐに惠公が薨じたやうに解されるが、事實は桓公二歳の折に薨じたのである、しかし、桓公の生と惠公の薨との間の距離は依然として短い、その意は「而」で繫ぐことに於て明にされてゐる、桓公がまだ幼少であり、隱公が君位を攝しなければならない理由はこゝに的確に見られる、〔六〕隱公は父の惠公が桓公を國君とする意を有つてゐることを知つてゐた、惠公が仲子の掌に魯の文字のあつたことを不思議とし、其の生める桓公を以て魯君たるべく運命づけられた者と信ずることを知つてゐたからである、ただ惠公の薨じた時には、桓公は餘りに幼くして、國君には立て難い、故に隱公は桓公を大子として推戴しながら、しばらく假りに國政を掌つたのである、飽くまで父の志に從つたわけである、

【語釋】○元妃、妃は后妃の妃でない、廣く夫に對する意を以ていふ、配匹である、本妻といふほどの義である、元は始めと嫡との兩意を籠めていふ、すなはち元妃とは最初に娶つた正夫人である、○孟子、子は宋の姓、夫人たる者は生家の姓を稱するのが例である、孟は兄弟姉妹の順序を示す孟仲叔季の孟である、こゝは子姓最長の女であることを示す、○仲子、この子も宋の姓、仲もまた孟仲叔季の仲、○文、文字である、古くは文といつて字とはいはなかつた、○歸二于我一、我は魯國をさしていふ、もともと此の「春秋」は魯の國の記錄である

から我といふのである、歸は嫁入りすること。

〔經〕元年、春王正月、

隱公が政治はじめの元年の春の王の正月の義、○傳は王正月の王に就いていひ、またこゝに隱公卽位の記事のないことをいふ、

三月公及二邾儀父一盟二于蔑一、

三月、隱公が邾國の君である儀父と魯の邑蔑で盟をした、○傳は邾が子爵の國なのに、何故邾子といはないか、その君の名の克を書かずに、字の儀父を書いたかを說明してゐる、

夏五月、鄭伯克二段于鄢一、

夏五月、鄭國の君莊公が段と鄢の地に戰つて漸く勝を得た、○傳は莊公の弟共叔段に對して弟段といはなかつた理由、鄭人といふべきを、なほ鄭伯といふ理由、鄢の戰はさまで難儀がなく勝つたのに、克といふ字を用ゐてゐる理由に就いて說明してゐる、

秋、七月、天王使二宰咺一來歸二惠公仲一
子之賵一、

秋、七月、周王が宰官の咺を勅使として、魯の國に遣して、惠公仲子への香奠を下された、○傳は天子の使者に對して咺といふ名を書いて、字を書かなかつた理由を說明してゐる、

九月、及二宋人一盟二于宿一、

九月、魯と宋人とが宿で盟をなした、○傳はその由來を說いてゐる、

冬、十有二月、祭伯來、

祭伯が魯に來られた、○傳は彼みづからの意で來たことを說いてゐる、

公子益師卒、

公子益師がなくなつた、○傳はその日を書いてない理由に就いて說明してゐる、

〔傳〕元年、春王周正月、不レ書二卽位一、
攝也、

【通釋】　隱公の元年、春の王の正月と、「春秋」にあるのは、周王の曆の正月といふことである、ここに隱公卽位の記事の無いのは、隱公が假りに位に居るためである、

〔一〕〔二〕元年は君卽位の第一年、正月は第一月を意味する、第一年であり、第一月である故に、特に稱を改めて元といひ正といつたまでである、其の名義に就いて種々の解釋があるが、大方解釋する者の思想的背景に本づく、深く拘る要がないやうである、〔三〕年の次に春と記し、春の次に月と記し、正月の上には王と記するこれが「春秋」に於ける時の記載法の型の一つである、はじめに一年を春夏秋冬の四時に分けて記し、その四時のはじめに當る月、すなはち正月、四月、七月、十月には事件の有無に拘はらず月の名を記する、これもまた「春秋」の記載の型である、正月には必ず王正月と記する、これも亦型の一つである、こゝの隱公元年の春王正月も勿論其の型を以て解釋すべきである、王正月の義に就いては、いろいろに說明されてゐるが、少くとも「左傳」の記者は周の王室から諸侯に頒つ曆を尊重し、其曆法に從つてゐることは、傳文によつて明に知られる、「春秋」の本文に春王正月とあるのに對して、「左傳」は春王周正月とのみいつてゐる、本來ならば春王正月すなはち周の正月であるとの意を以て書くべきを、ただ周の一語を加へることに於て示したのである、文としては省略の法によつたのである、或は解して周正月を特に王正月といふのは、孔子が王道を尊ぶために、「春秋」の本文に王の一字を加へて、王道の據るべきを示したとなす說もある、鑿解にすぐるであらう、「春秋」の舊文にすでに王正月とあつたことは、他の理由による、前言これに及んでゐるやうに、當時諸侯の國には周の王室が頒布する以外の曆法が存在した、夏時代また殷時代の古曆これである、今日の我國でも公には大陽曆を用ゐ、私には大陰曆を用ゐるものが往々あるやうに、諸侯は政治上には周曆、農事には從來の慣用に從つて夏曆殷曆を用ゐてゐた、杜預が註して周と言つて夏殷と區別したのだといふのは、其の意である、〔四〕隱公は桓公が相應の年齡に達しさへすれば國を讓る意がある、位に卽いたのも一時のかりそめである、傳は前に經に先だつて其の間の消息を詳にした、ここに輕く結果だけを扱つた理由である、

【語釋】　○攝、假の意、假りに位に卽いたのである、假りに政を執るの意ではない、

○三月、公及邾儀父盟于蔑、邾子克也、未王命、故不書爵、曰儀父、貴之也、攝位而欲求好於邾、

故爲蔑之盟、

【通釋】　三月、隱公と邾國の君儀父とが蔑の地で盟を立てたと「春秋」にいふ儀父は、子爵の君、克のことである、尤も邾は後には周王から子爵を授けられたが、この時はまだ王命が下らなかつた、爵を書さないのはそのためである、克といふ名を書かずに、儀父といふ字を書いたのは、特にその人を尊敬したのである、公は假りにせよ位に卽かれたので、邾の國と懇にしたいと考へられた、そこで蔑の盟をされたのである、〔一〕貴之也といつて、直に公攝位而欲求好於邾と承けてゐることが、おのづから儀父を尊敬する理由を說明してゐる、隱公の希望をかなへてくれた好意に對する尊敬である

【語釋】　○邾、後に鄒と號した國、魯に隣する小弱の國である、　○蔑、魯の地名、　○盟、犧牲の血をすゝつて、神に申し上げて、異心のないことを誓ふこと、

○夏、四月、費伯帥師城郎、不書非公命也、

【通釋】　魯の大夫の費伯が士卒を引率して、魯の邑郎に城を築いた、「春秋」に記さないのは、〔二〕隱公の命令でないからである、

〔一〕　隱公の命令でないとすれば、費伯の勝手の振舞かといへば、さうでない、この時費伯は隱公から委任されたのである、公は諒闇中の愼みのため、國内の事は大夫に委せ、國際の事は自ら行はれたのである、この條は蔑の盟の條と相照して考ふべきである、

【語釋】　○帥師、大夫が軍に將たる時は帥師と書くのが例である、

○初鄭武公娶于申、曰武姜、生莊公及共叔段、莊公寤生、驚姜氏、故名曰寤生、遂惡之、愛共叔段、欲立之、亟請於武公、公弗許、及莊公卽位、爲之請制、公曰、制巖邑也、虢叔死焉、他邑唯命、請京、使居之、謂之京城大叔、祭

仲曰、都城過二百雉一、國之害也、先王之制、大都不レ過二參レ國之一、中、五之一、小、九之一、今京不レ度、非レ制也、君將レ不レ堪、公曰、姜氏欲レ之、焉辟レ害、對曰、姜氏何厭之有、不レ如レ早爲レ之所レ無レ使レ滋レ蔓、蔓難レ圖也、蔓草猶不レ可レ除、況君之寵弟乎、公曰、多行二不義一、必自斃、子姑待レ之、

【通釋】そのはじめ、鄭の君武公は申の國から夫人を迎へた、武姜といふ方であつた、その方が莊公と共叔段を生んだ、莊公の生れた時は逆産であつたので、すつかり姜氏を脅してしまつた、されば逆子を意味する寤生といふ名を附けた、寤生が成長するに從つて段々憎み出した、姜氏は弟息子の共叔段ばかりを可愛がつて、そのはては大子にしたいとまで思つた、幾度となく武公に願つた、武公は許さなかつた、〔三〕武公が薨じて、莊公が位に卽くと、姜氏は段に制の土地を與へてくれと申し出された、公はいふ、〔四〕制は險難の土地で御座います、其の昔、虢叔があそこではかない最期を遂げた前例も御座れば、まあ、およしなされたがよい、外の土地なら御意のままに遣はしませう」〔五〕それでは京をとのことで、段を京に住はせた、これを京城大叔と申した、大夫の祭仲が諫めていふ、「地方の都會の城の大さが百雉以上なのは、國にとつての禍で御座います、そもそも地方の都會と申せば、大都會にしても國都の三分の一以下、中都會で五分の一、小都會で九分の一、これが昔の賢王の掟で御座つた、然るに今日の京城の廣さはずんと廣うて目當がつかぬほど、昔の掟では御座いませぬ、あの儘でおかれたなら、お手にあまるやうに相成りませう」公がいふ、〔六〕「姜氏の御所望ぢや、難儀に及んでも致し方がないとだ」祭仲が答へた、「どのやうになされても姜氏には御滿足と申すことが御座いますまい、何に致せ、早く御處分あつて然るべきことと存じます、はびこらせては

成りませぬ、はびこつたら、手が附けられなくなりまする、蔓草にしても、はびこつたが最後、とり除きかねまする、まして、おんいつくしみの深い弟御様のおん身の上で御座れば」公は「とやかくと道はづれな事を致す者は、きまつて自滅するであらう、そなたも焦せるまいぞ、まあまあ待つがよからう」といつた、

〔一〕經文の夏五月鄭伯克二段于鄢一に對する傳文である、此事件は由來するところが遠く久しい、故にずつと前に溯つて、說きおこす必要がある、すなはち筆を「初」の語を以て起す所以である、〔二〕寤生は逆生と同じ、足からさきに生まれること、謂はゆるさか子である、極めて難産である、故に武姜は大に脅されて、つひに其の子を憎むやうになつたのである、杜注は寐寤而莊公已生、故驚而惡といつてゐる、睡つてゐる中に、莊公が生れてゐた、それで驚いて惡むやうになつたとの解釋である、無理だと思はれる、驚も脅かし驚かすの意であらう、〔三〕姜氏が逆産に脅されたことから莊公を憎むといふのは、畢竟狹い、はかないをんな心である、それが弟段に對する偏愛となり、やがて此の大事變にまで達したのである、武公は姜氏の愛憎の謂はれなきことを心得てゐる、また弟を大子にといふ願ひも非理なことを知つてゐる、故に之を拒絕してゐたのであるが、其の武公が亡くなつた時、ここに姜氏對莊公の正面衝突は起るべき筈、武公薨の記事は同時に大事件の動きを傳へる、しかもその動きは緩漫である、後の急轉に對する用意である、〔四〕制は險難の土地である、母の姜氏が段のために其の地を所望したのは、其の險難による、他日段に旗上させる準備心である、莊公は夙くも其の肚の中を看破してゐる、故に虢叔が其の昔險難を恃んで橫暴な擧に出で、つひにはかなくも敗れた不吉の前例を以て、之を拒絕したのである、弟思ひの美名の下に、彼の要害を未然に奪つた形である、〔五〕京城大叔といふ美稱尊稱を與へて、特別に待遇したことは、いかにも弟を愛することであり、また母の願ひに從つたことになる、しかし、それは表面のこと、裏面にはさう思はせておいて、さてといふ莊公の計らひが潛んでゐる、弟に驕慢の心を起させ、つひに罪過を募らせ、然る後に之を處置しようとするのである、祭仲に對して、必ず自ら斃れんといつた言葉の裏に、其の計畫は歷々と讀みとられる、〔六〕本來ならば、母氏とあるべきところ、母君を意味する其の語を避けて、姜氏をいふ、母を他人扱ひにしたわけである、母に對する敵意の表はれである、

【語釋】○武姜、武は武公の武、姜は申國の姓、當時婦人に諡がなく、夫の諡を生家の姓に冠していふのが例であつた、○共段叔、共は諡、叔は兄弟の順序を示していふ、○制、京、共に鄭國の邑、○巖邑、險難の地、○虢叔死焉、虢叔が制を領

して、その險難を恃んで横暴を働いたために、滅されたことをいふ、○京城大叔、大叔とは偉大なる弟君の義、○祭仲、鄭の大夫、○都城、諸侯の子弟、また大夫の居城をいふ、○百雉、一雉は三堵、一堵は一丈四方、つまり一雉の牆の長さ三丈、高さ一丈であるから、百雉は三百丈丁度國都の九百丈の三分の一に當るわけである、國都は方五里といふ掟であるが、一里は百八十丈、從つて五里は九百丈に換算されるからである、○參ㇾ國、國は國の都城、參は三分すること、○不ㇾ度、測り知られぬこと、甚しく廣大なることを意味する、度は法度とも解されるが、それでは不度非制の制と重復する、○厭、饜と同じ、滿足すること、

既而大叔、命二西鄙北鄙一貳二於己一、公子呂曰、國不ㇾ堪ㇾ貳、君將若ㇾ之何、欲ㇾ與二大叔一、臣請事ㇾ之、若弗ㇾ與、則請除之、無ㇾ生二民心一、公曰、無ㇾ庸、將自及、大叔又收ㇾ貳以爲二己邑一、至二于廩延一、子封曰、可矣、厚將ㇾ得ㇾ衆、公曰、不義不ㇾ暱、厚將ㇾ崩、大叔完ㇾ聚、繕二甲兵一、具二卒乘一、將ㇾ襲ㇾ鄭、夫人將啓之、公聞二其期一、曰、可矣、命二子封一帥二車二百乘一以伐ㇾ京、京叛二大叔一、段入二于鄢一、公伐二諸鄢一、五月辛丑、大叔出奔ㇾ共、書曰、鄭伯克二段于鄢一、段不ㇾ弟、故不ㇾ言ㇾ弟、如二二君一、故曰二克、稱一鄭伯一、譏失ㇾ教也、謂之鄭志、不ㇾ言二出奔一、難ㇾ之也、

【通釋】その後、京城大叔はおのが領内ならぬ西方の片田舍、北方の片田舍に對して、國へさし出す外に自分の方にも租稅夫役を出すことを命じた、公子呂が莊公に申した、「二人の君があつては國民は堪つたものでは御座いませぬ、わが君にはいかが御處置なさることで御座いますか、大叔殿に國を遣はしなさるお考へなら、わたくしは大叔殿に御奉公仕りませう、それともお遣はしなさらぬとなら、大叔殿をおとり除け下さるやう願ひ致しまする、とり除けるなら早い方が結構、人民に二心を抱かせてはなりませぬ」公はいふ、「まあまあ、打ち棄ておくがよい、間もなう彼奴が自身から禍にひつかかからうぞ」さて大叔は自分と莊公とに兩屬した二つの土地を、自分の領地にとり込み、なほも段々と手を擴げて廩延までを取つてしまつた、公子呂が申した、「もうよろしいと存じます、彼方にして手厚くなれば味方も殖えませう」公はいふ、「何がさ、不義者には附き從ふ者もあるまい、厚くなつたとて、自然と崩れてしまはうぞ」大叔はつひに城郭を完全にし、糧食を聚め、甲冑武器の修繕をなし、步兵甲士を揃へて、鄭の國都を襲はうとした、夫人の姜氏も內應して手引をするまでの運びになつた、その日取りを聞いた公はいふ、「もうよろしい」子封に言ひ附けて、戰車二百臺を率ゐて、京の城を伐せた、京の人民も其の君大叔段に叛いた、段は鄢に逃げ込んだ、公はまた鄢に兵をさしむけた、五月辛丑の日に、大叔はたうとう共の地に出奔した、「春秋」の本文に鄭伯克二段于鄢一とあるのは、いろいろの理由による、段は善く兄に事へなかつた、故に弟と書かなかつた、段の勢は盛であり、鄭伯の動かした兵は多い、二國の戰とも見られる、故に克と書いたのである、事は一國內の變、討たれる者は國の姦人、しかも之に對して鄭伯といふのは、其の人が弟の敎導を誤り、其の惡を助長させたことを譏つたのである、これを鄭國の輿論といふのである、段は出奔したとはいふものの、鄭伯の武力がさうさせたのでない、實は僥倖であつた、故に出奔と書かないで、事の落着の困難であることを示したのである、

〔一〕この公子呂の言葉は、莊公を脅迫しようとするやうである、彼は未だ莊公の眞意を解さない、故に睡れる莊公をして目覺めて、重大な決意をさせようとしたのである、そのための過激の言である、〔二〕この言葉は下の「無ㇾ生二民心一」に應じてゐる、わたくしまでも京城大叔に奉公しようとまで致します、人民がどう考へてゐるか、其の心の動きを御推察なさいますやうにとの意を籠めてゐる、〔三〕莊公の此の靜な言葉は、すでに十分の勝算のあることを示してゐる、〔四〕可矣、もうよろしいと存じます、これは公の肚の裏をすつかりと讀みとつた言である、公のかねての計畫である時機到來は今

だとの意である、それに對する公の言葉は、なほ時期尚早をいふ、しかも徐に段の自滅を待つべきことをいひ添へる、其の落ちつきと、まだ呂に眞意を告けない警戒ぶりを注意すべきである、〔五〕　不レ義不レ暱、暱は親附である、義なる者には民親附するも、不義なる者には親附しないの義である、尤も杜註は義ならず、暱しからずと解し、君に對して義を守らず、兄に對して親しみを失ふ者、すなはち段叔其の人をさしていふと見てゐる、〔六〕　ここの厚は公子呂のいふ厚をうけてゐる、土地の廣さ、人民の多さを含めて便宜のあることを意味する、それと共に、比喩としての牆壁の厚さの意を含めてゐる義を基礎とせざる者は、なほ基礎の固からぬ牆壁と同じ、その牆壁がいかに厚くとも必ず崩壞するやうに、いかに多數を擁するもきつと滅びるであらうとの義である、〔七〕　可矣、もうよろしい、これは前に公子呂が莊公に對つていつた言葉である、それを鸚鵡がへしに莊公の口から出たのである、そこに文としての面白さがある、莊公がもうよろしいといつたのは、段をして叛をなさしめ、延いて母をして其の内應をなさしめ、つひに一切の禍根を斷つべき時機の到來を意味する、永い間の莊公の計畫が實現される時が來つたのである、〔八〕　子封は前に諫言した公子呂の字である、〔九〕　莊公の前言、不義者には民は親附しないに呼應してゐる、果してなどやうの語を補つて讀むべきである、〔一〇〕　五月辛丑、何月何日といはずして、その日の干支をいふのが古制である、〔一一〕　段は莊公の弟である、然るに弟段と書かないのは何故であるか、これ疑問の一、克は兩國匹敵の軍が戰つて勝つた場合の用語、今、莊公はかねての計畫通り亨を運び得たのに拘はらず、この語を用ゐるのは何故であらうか、これ疑問の二、段は鄭國の罪人、之を討つ時は國討の例によつて鄭人が討つと書くべきである、これを鄭伯と書いたのは何故であるか、これ疑問の三、段は共に出奔した、しかも「春秋」には書きしるさない何故であるか、これ疑問の四、傳文は其の理由に就いて說明してゐる、〔一二〕　鄭志、鄭國一體の志、すなはち輿論といふのは、國擧つて鄭伯を非難するのである、段の罪は皆齊しく之を認める、それと共に段をして罪を犯させた莊公の罪の免れ難いことも認める、莊公の罪は弟に對する教を失つたためである、今、段を討つに國討の例によらず、鄭伯一人に係けていふのは、畢竟その失教を譏つて、其の旨を「春秋」の上に明にしたのである、孔子はこれ實に鄭の輿論であるとして、さう書いたのである、尤も杜註は鄭志を鄭國の志と見ないで、鄭伯の志、莊公一人の志と見てゐる、はじめからこれが莊公の計畫であつたといふことになる、更にまた杜註はその鄭志は下句出奔に屬けて續けて讀んでゐる、さうではない、上句失教に屬けて讀むべきであらう、〔一三〕　之を難しとするといふのは、段が出奔するまでの運びの困難であつたことを意味する、段の出

奔したことは事實である、莊公の思ふ壺にはまつて、易々と出奔したことも事實である、しかしあの强盛な段がさうなつたのは、いはゞ僥倖である、現に二國相爭ふの觀をさへなしたのであつた、靜に考へれば寒心に堪へざるものがあらう、孔子は後人をして莊公のやうな處置をとらせまいとした、强臣を制しかねるやうな計らひをさせまいとした、故に出奔と書かなかつた、出奔と書けば、段が尾羽打枯して奔つたと輕く見られる虞がある、飽くまで事件の結末を困難と見せようとしたのである、尤も杜註は之を難しとするを、之を憚るの義と解した、莊公の意は段を殺すに在つた故にわざと出奔と書かなかつた、出奔と書けば、莊公の下心が「春秋」の文面に現はれなくなることを虞れて、憚つて書かないのだとの解釋である、いづれにせよ、孔子が「春秋」に對して、一字一句に褒貶の意を寓してゐることは明に知られる、

【語釋】　○西鄙北鄙、鄭の西方北方にある邊陲の二邑をいふ、○貳於己、貳は兩屬すること、○公子、諸公の子の意、○無レ庸、上の除をうけてゐる、除くことは無用だの意、○慶延、鄭の邑、○子封、公子呂の字、○厚將レ得レ衆、厚は便宜の多いことをいふ、土地の廣大も其の一つとして籠めていはれる、衆は人民をいふ、土地を廣く領したならば、人民の屬する者も段々と多くならうの意、○完聚、完は城郭を完全に備へること、聚は軍糧を集めること、○卒乘、卒は歩兵、乘は車上の甲士をいふ、○啓、導と同じ、手引をすること　○車二百乘、車は兵車、車を數へる時は乘といふ、兵車一乘は甲士三人、歩兵七十二人の編成である、　○伐二諸鄙一、伐二之於鄙一である、諸は之於の音約である、　○不弟、弟として兄に事へる道を守らないこと、　○鄭伯、莊公をいふ、伯は伯爵、鄭國の爵は伯であつた、

遂寘二姜氏于城潁一、而誓之曰、不レ及二黄泉一、無二相見一也、既而悔レ之、潁考叔爲レ潁谷封人一、聞レ之、有レ獻二於公一、公賜二之食一、食レ舍レ肉、公問レ之、對曰、小人有レ母、皆嘗二小人之食一矣、未レ嘗二君之羹一、請以遺レ之、公曰、爾有レ母遺、繄我獨無、潁考叔曰、敢問何謂也、公語二之故一、且告二之悔一、對曰、君何患焉、若闕レ地及レ泉、隧

而相見、其誰曰不然、公從之、公入而賦、大隧之中、其樂也融融、姜出、而賦、大隧之外、其樂也洩洩、遂爲母子如初、君子曰、潁考叔純孝也、愛其母、施及莊公、詩曰、孝子不匱、永錫爾類、其是之謂乎、

【通釋】　莊公は(一)たうとう母の姜氏を城潁といふ所に置いた、しかも誓ひを立てていふやう「黄泉にまゐらぬほどは、御目にかかりますまい」(二)やがて後悔した、潁考叔は潁谷の境守であるが、(三)事のよしを聞いて、獻上物持參といふ名儀で君の御前に參じた、公は考叔に御馳走を下された、御馳走頂戴の折から、肉を食はずに、さしおいた、公はその仔細を尋ねた、お答へしていふやう「やつがれには母親が御座いまする、いつにしても、やつがれが進める粗末な食物ばかりを食べてをりまして、まだかやうな結構な羹を頂戴したことは御座いませぬ、で御座れば、これを持ち歸つて母に戴かせようと存じまする」公がいふやう、「其方には母があつて、これを遣はすとな、ああ、(五)これにひきかへて、此の方には母が無い」潁考叔が申した、「さし出がましうは御座れど、今の御言葉は何事やら、承りたう御座います」公は前後の事情を語り聞かせ、また後悔してゐることを話した、考叔は答へた、「何の御心配に(六)及びませう、泉の出るところまで地を掘り下げ、(七)隧道を作つて、そこで御目にかかられたら、誰が前の誓ひを反古にしたと非難致しませう」公は其の通りにした、公は隧道の中に入つて歌つた、「大きなる横穴道のうち、その樂みののんびりと」母の姜氏隧道から出て來て歌つた、「大きなる横穴道の外、その(八)樂しみのゆつたりと」つひに舊の母子仲となつた、有識の士の評に曰はく「潁考叔は純眞の孝子である、母を愛した感化が莊公にまで及んで孝道を全うさせたのである、(九)詩に『孝子の孝の心は其の身一人に止まらず、末永く孝にいそしむ人々に分かちやる』といふのは、大方此の潁考叔のやうな場合をさしていふのであらう」

〔一〕　原文、遂寘とある、寘は置と同じであるが、寘は幽閉したのである、遂にといふのは、はじめから母を幽閉する意であつたからである、母が制を請はれた時に、他の邑なら御意のままといひ、祭仲が諫めた時に、母の仰せならどうなつても諦めねばならないと言つたのは、心から母に對して恭順なのでなかつた、機を看て幽閉するの意は十分にあつた、〔二〕　黄泉は地中の泉、地下を意味する、莊公の意は死後には相見えよう、生前は斷じて相見えじといふにある、〔三〕　莊公が後悔してゐることをいふ、それを利用して、母子の仲をもと通りにしようとの計らひである、獻上物持參は君に見ゆるための口實である、〔四〕　考叔の計畫である、わざと莊公の注意を惹くがための手段である、〔五〕　莊公が母に對する後悔の情の表はれである、考叔この言葉を巧みに捉へ、母を幽閉してゐる事さへわざと知らぬふりして問を發したのである、〔六〕　莊公が後悔の念に苦しみながら、母と仲直りしないのは、前の誓を破ることに於いて、世間から非難されることをおそれたからである、考叔は其の胸を忖つて、誓ひを破らず、また今の要求にも應ずる一工夫を與へたのである、〔七〕　隧道、廣義に於いては地下に穿てるすべての道をいふ、狹義には墓道をいふ、ここは二つの意義を通はせて用ゐてゐる、この世では相見じと誓つただけに、墓道の意義が役立つ、死後の會に託したことは勿論である、〔八〕　有識の士、原文君子とある、左傳の評語に君子曰といふのが頻りに見えてゐる、當時の有識の士であるが、今日からその誰であるかを詳にすることは難い、その中おのづから作者その人に假託したものもあらう、今日からは勿論それと作者以外の有識者の別を知ることは難い、尤も、作者と見解を同じうするものを引用したのであるから、直に作者その人の言と見ても悪くない、〔九〕　詩は今いふ「詩經」である、大雅の中皆醉の章である、詩の原意は決してここにいふが如きものでない、これ「左傳」の記者が此の場合に應ずるやうに解して引用したものである、謂はゆる斷章取義である、

【語釋】　○封人、國境を治める官吏をいふ、○繄、いたましい歎きの聲である、○闕レ地及レ泉、闕は穿である、堀と同じ、穿つて隧道を作ること、及レ泉とは地下の泉が出るところまで堀り下けること、○融融、心の和いだ狀態をいふ、○洩洩、心のうち解けた狀態をいふ、○君子、當時の識士をいふ、○純孝、孝行純篤の人、心から孝行の人をいふ、○孝子不レ匱、匱は乏である、孝子乏しからずとは、孝子が有する孝心が乏しからずとの意、すなはち孝心を豐富に蓄へて居るとのことである、○永錫二爾類一、錫は賜ふ、此の語は上下に通じて用ゐる、必ずしも上から下に與へるだけでない、爾の類は汝の朋類同じ仲間をいふ、ここでは孝子仲間をいふ、

○秋、七月、天王使宰咺來歸惠公仲子之賵、緩、且子氏未薨、故名、天子七月而葬、同軌畢至、諸侯五月、同盟至、大夫三月、同位至、士踰月、外姻至、贈死不及尸、弔生不及哀、豫凶事非禮也、

【通釋】秋七月、周王が宰官の咺を勅使として、魯の國に遣はされて、惠公と仲子への香典を下されたのは、惠公に對しては延引に過ぎたことであり、その上仲子に對してはまだ薨ぜられぬ方の贈物を致すことであつた、「春秋」はその非禮を咎めて勅使の字を書かずに、名を記したのである、天子が崩ずれば七月目に葬る、その時諸侯はことごとく會葬する、諸侯が薨ずれば五月目に葬る、その時同盟の諸侯が會葬する、大夫が卒すれば三月目で葬る、その時他國に於ける同格の大夫の使者が會葬する、士が死すればこの翌月に葬る、その時外國に於ける姻戚が會葬する、これが禮の常である、ところが、死者に香典を贈つて、葬る以前に屆かず、また喪主を弔問して、哀の眞盛りを過してしまひ、更にまた亡くなられぬ人に香典を贈る、實に禮でない、「春秋」が宰咺の來弔を非禮とする所以である、

〔一〕宰咺の來弔の非禮は、周王の責である、しかし、天子を貶すべきでないので、使者の咺を咎めたのである、〔二〕諸侯がことごとく會葬するといふも、必ずしも諸侯みづからの會葬を意味しない、使者の派遣と認むべきである、諸侯、大夫の如きは、親しく會するのでなく、各使者を送ることである、〔三〕原文、五月同盟至とある、五月の下に而葬の二字があること、なほ天子の場合の天子七月而葬同軌畢至と同じでなければならない、今はこれを省略していふのである、大夫三月、士踰月の場合、ともに同じ、

【語釋】○天王、天子である、周の平王をいふ、○宰咺、宰は官名、咺はその官者の名、○歸、遺である、贈りものをすること、○賵、死者に贈る輿馬をいふ、葬を助けるために贈る、○緩、時期に後れたこと、○子氏、仲子をいふ、仲子の薨は隱公二年である、○同軌、中國の諸侯をいふ、軌とは車の轍と轍との隔たりであり、同軌とはその隔たりが同じ度合だといふことである、同軌なれば車の制はおのづから一定する、中國の諸侯の車の制は一定してゐて、四夷と區別される、同軌が中國の諸侯の義に轉用されるのは、これがためである、○同盟、諸侯相共に盟約を結んで攻守を同じうすること、○踰月、死んだ月を越すこと、死んだ翌月である、○尸、死去の披露をして、まだ葬禮を行はない期間をいふ、○哀、喪主の哀傷、葬れば哀傷やゝ衰へる、こゝはまだ葬らないで、哀傷の最も甚しい時をさしていふ、

○八月、紀人伐夷、夷不告、故不書、

【通釋】八月、紀の國人が夷の國を伐つた、夷の國からは魯に報告しなかつた、そこで「春秋」には書かなかつた、

〔一〕何故に「春秋」に書いてない事件を、傳に於いて記すかといへば、「左傳」を書く時に、作者は博く材料を求めて諸書を參照した、從つて「春秋」記錄以外の事件が明にされたので、當の「春秋」の解釋に必要な以外のものをも附記し、また「春秋」が錄さない理由をも附載したのである、

○有蜚、不爲災、亦不書、

【通釋】稻蟲が發生した、しかし、災害をなすまでにはならなかつた、それで、この事も「春秋」に書さなかつた、

【語釋】○蜚、稻の毒蟲、いなむし、またうんかの類、

○惠公之季年、敗宋師于黃、公立而求成焉、九月、及宋人盟于宿、始通也、

【通釋】惠公在位の晩年に宋國の軍を黃の地で敗つたことがあつた、隱公が君となつてから、和睦を求められた、「春秋」に九月、宋人と宿の國で盟を立てた、とあるのは隱公が立つて以來、はじめて交はりを結んだことをいふ、

〔一〕原文、九月及宋人盟于宿、こゝに盟をなした者が主客共に名の記されてゐないことが注意される、魯宋の代表者が共に身分が低いためだとの解がある、人臣相盟の場合は身分の高下に拘はらず、名を記さずともよいとの解である、後解從ふべきであらう、今の場合は、宋の名を記さなかつたために、魯臣の名も記さなかつたまでのことであらう、

【語釋】○黃、宋の邑、○成、和平である、和睦すること、

○冬、十月、庚申、改葬惠公、公弗

臨レ故不レ書、惠公之薨也、有二宋師一、大子少、葬故有レ闕、是以改葬、衛侯來會レ葬、不レ見レ公、亦不レ書、

【通釋】　冬、十月庚申の日、惠公を改葬した、〔一〕隱公は其の葬に臨まなかつた、故に「春秋」には書さなかつた、惠公が薨じた時には、魯國は宋と戰つてゐた、それにまた大子は幼少であつた、かたがた葬禮に不備の點があつた、そこで改葬したのである、衞侯が魯に來つて會葬した、〔二〕けれど隱公には逢はなかつた、この事もまた「春秋」に書さなかつた、

〔一〕　隱公は君となつてゐるものの、攝位である、公式の場合にはすべて桓公が大子として之に當つてゐる、今の改葬に際しても、隱公はいろいろと實務に當りながら、桓公を表主として、みづからは葬禮に參列しなかつた、大子に對する謙讓からである、〔二〕　當時隱公は宋との戰爭に力を盡して、葬禮に專であり得なかつた、〔三〕　杜註は諸侯が葬に會するのは禮でない、故に公に會して禮を成し得なかつたといふ、しかし、此の場合は禮、非禮の問題でなく、隱公が葬に臨まなかつたために接見し得なかつたのだと解すべきである、尤も諸侯の葬には諸侯は使者を遣はして、親しく會しないのが禮であつた、

○鄭共叔之亂、公孫滑出奔衞、衞人爲レ之伐レ鄭、取二廩延一、鄭人以二王師虢師一伐レ衞、南鄙、請二師於邾一、邾子使レ私於公子豫一、豫請レ往、公弗レ許、遂行、及二邾人鄭人一盟二于翼一、不レ書二非公命一也、

【通釋】　鄭國に於る共叔の亂の折、共叔の子である公孫滑は衞の國に出奔した、衞人はその者に味方して、鄭を伐つて廩延の地を取つた、鄭人は〔一〕周王の兵と虢の兵とを卒ゐて衞の南の方の邊鄙の地を伐つた、なほ邾國に加勢を申出でた、邾の君はひそかに魯の大夫公子豫に出兵させようとした、豫は隱公に往かせて戴きたいと願つた、公は許さなかつた、これにも拘はらず、豫はつひに手勢だけを引具して出かけてしまつた、さて邾人鄭人と翼の地で盟をなした、この

盟を「春秋」に書かなかつたのは、公命でないからである、

〔一〕　鄭の莊公は周の平王の卿士であつたので、王の軍勢また號の軍勢を利用することが出來たのである、隱公三年の傳文參照、〔二〕　邾國は弱小の國、故に魯の援兵を欲したのである、〔三〕　本文、及二邾人鄭人一盟二于翼一、邾を上に書いたのは、邾のために行つたのであるから、邾を重く扱つたのである、

【語釋】　○公孫、公子の子、公の孫である、　○虢、西虢國、　○邾子、邾の君、子は子爵を意味する、前出の邾子儀父をいふ、

○新作二南門一、不レ書、亦非二公命一也、

【通釋】　新しく南門を作つた、この事を「春秋」に記さないのも、やはり公命でないからである、

○十二月、祭伯來、非二王命一也、

【通釋】　十二月、祭伯が魯に來つた、〔一〕王命によつて來たのではなかつた、

〔一〕　祭伯は王卿士である、杜註は伯爵、祭伯は諸侯にして王卿士たる者と解してゐる、〔二〕「春秋」に祭伯を使と稱さなかつた說明である、故不レ稱レ使の句を省略したものと見るべきである、

○衆父卒、公不レ與二小斂一、故不レ書レ日、

【通釋】　衆父が卒した、〔一〕隱公は小斂に與らなかつた、故に「春秋」には公子益師卒とのみ書いて、〔二〕卒日を書かなかつた、

〔一〕　衆父は公子益師の字、〔二〕　隱公は魯の君となつても、攝位と心得てゐる、故に公式の場合には大子をして與らしめ、みづからは蔭の人となつてゐた、今の小斂の場合も、それであつたらう、謙讓の德である、惠公改葬の條に、公臨まず、故に書かずとあるのを參照すべきである、〔三〕「春秋」に於いては、君が大斂に與り、小斂に與る時は其の日を書してゐる、たゞ隱公の場合だけが、大斂に與つても、小斂に與らない時には日を書かない、この特例は大子に對する隱公の謙讓による、斂は收斂の義、衣服を以て屍を收斂する禮である、死の翌日に行ふのが小斂、そのまた翌日に行ふのが大斂、小斂は內で行ひ、大斂は阼階で行ふ、禮としては小斂は重く、大斂は輕い、大夫卒する時、君が大斂に與るのは禮の常である、小斂に與るのは特別の場合、すなはち恩情の篤いことを示す、杜註は今の場合も恩情の厚薄を以て解さうとしてゐる、當らない、

〔經〕三年、春、公會二戎于潛一、

二年、春、隱公が戎と潛の地で會した、　○傳はその會の由來を說いてゐる、

夏、五月、莒人入向、

夏、五月、莒人が向の國に攻め入つた、　○傳は入の義を說いてゐる、

無駭帥師入極、

魯の卿無駭が軍勢を率ゐて極の國に攻め入つた、　○傳は其の結果に就いて說いてゐる、

秋、八月、庚辰、公及戎盟于唐、

秋、八月、庚辰の日、公が戎と唐に於いて盟を立てた、　○傳はその由來を說いてゐる、

九月、紀裂繻來逆女、

九月、紀國の裂繻が魯の姬君を迎へに來た、　○傳は裂繻が君のために逆へることを說いてゐる、

冬、十月、伯姬歸于紀、

冬十月、伯姬が紀の國に嫁入した、伯姬は魯の總領の姬、裂繻の迎へに來たのはこれである、　○傳がない、

紀子帛莒子盟于密、

紀の子帛が莒の君と密で盟をなした、　○傳は子帛を莒子の上に書いた理、また裂繻といふ名を書かずに、子帛といふ字を書いた理由に就いて說いてゐる、

十有二月、乙卯、夫人子氏薨、

十二月乙卯の日、夫人子氏が薨ぜられた、　○子氏は仲子、桓公の生母である、傳はない、

鄭人伐衞、

鄭人が衞を伐つた、　○傳は伐つことの由來を說いてゐる、

〔傳〕二年、春、公會戎于潛、脩惠公之好也、戎請盟、公辭、

【通釋】二年、春、隱公が戎と潛の地で會したのは、その以前、惠公が戎との間に行はれた好しみを、また結んだことである、その時、戎は盟をもしたいと申出でたが、公は辭退された、

〔一〕戎は漢人種以外の種族で、魯の西境に國してゐた、謂はゆる夷狄の國、中華の俗と同じでない、隱公が其の修好を許したのは、魯國治安のため已むなきに出づる、杜註は此の會、戎が戎でありながら相應の禮を守つたために許したと解して

ゐる、しかし、守る守らないは必ずしも問題でない、杜註は盟を許さなかつたことから、やや深く思ひ入つたのであらう、

〔二〕杜註は隱公が會を許したに拘はらず、盟を許さなかつたのは、緩嚴の宜しきを以て戎に對したのである、一種の驅引だと解してゐる、しかし、此の場合は魯が國としての體面を重じたためと解すべきであらう、會は國防上の必要已むなきに出で、盟は必ずしも要さないからである、輕々しく許さないのは、畢竟嚴正な手續を要求するためである、禮を守る、守らないの問題である、

【語釋】○潛、魯の地、　○脩、好、前に好みを結んだ國と國とが會することをいふ、

○莒子娶于向、向姜不安莒而歸、夏、莒人入向、以姜氏還、

【通釋】(一)莒の君が向の國から夫人を迎へた、その夫人の向姜が莒におちついて居ないで、里歸りをした、夏、莒の軍勢が向に押し寄せて、(二)姜氏を拉れて還つた、

〔一〕莒子、莒國の君、爵は子爵、〔二〕本文に莒人とある、杜註は莒國の軍勢を率ゐる將の位が卑く、其の人數が少いために莒人といつて、莒師といはなかつたと解してゐる、しかし、「春秋」の例からいへば、人と師とは其の場合の宜しきに從つて、必ずしも杜註にいふが如き區別はないやうである

〔二〕莒軍が向におし寄せたのは姜氏を拉れかへるだけのことで、地を掠めるためではなかつた、「春秋」は其の義を明にするために「入向」と書いたのである、入は地を掠めたのでないことを斷わる言葉である、杜註は弗地曰入といつてゐる、

○司空無駭入極、費庚父勝之、

【通釋】(一)魯の司空の無駭が極の國におし寄せた、(二)費庚父が極に勝つた、

〔一〕「春秋」の本文には、無駭帥師入極とある、無駭には氏が書かれてゐない、當時無駭はまだ族を賜はらなかつた、賜はればもとより公子と書くべき筈である、無駭が族を賜はつたのは、其の卒後にある、隱公八年の條に見えてゐる、「春秋」の本文に卽いて、無駭に氏のないことから、貶せられたためかと、一應懸念されるのは、貶意を以て氏を削るのが例の一つであるためである、たとへば隱公三年の條に於ける、公子翬が我儘から師を帥ゐて鄭を伐つたために、公子を削られて翬帥師との み「春秋」に書かれたのがそれである、また此の場合、「春秋」の本文に無駭帥師とあるのは、無駭が大夫の故である、大夫が軍に將であれば帥師と書くのが例である、〔二〕ここの費庚父は元年に郎に城を築いた費伯であらう、無駭は司空の官にあるので、その職掌柄、築城をも監督することであり、また極

に入ることに於いて、庱父と交渉のあることなどが、その推測を確にする、尤も司空無駭入レ極と費庱父勝レ之との二つの事實の關係が何であるかが疑問である、そこに諸解が生ずる、無駭が極に入ることが出來たのは、先年費庱父が城を築いておいたからだと解する、杜註はこのやうに解して、元年の傳、夏四月費伯帥レ師城レ郎を、この傳に繫いて說いてゐる、また無駭が極に入つたのと、庱父の勝つたとの間には、相應に時が經過してゐると解して、無駭は極に入つた、極の官民は潰えた、そこではじめて庱父が郎からおし寄せて極を滅したと解する說もある、此の解によれば、勝は滅でなければならない、傳は何故に勝といつて滅といはないかの疑ひが起る、國を滅すことを諱むがためと解してゐる、

○戎請レ盟、秋、盟二于唐一、復脩二戎好一也、

【通釋】戎が魯に盟ひたいと申出でた、秋、唐の地で盟を立てた、またも戎と好しみを結んだわけである、

〔一〕前には盟を拒み、今許すものは戎をして然るべき手續をとらせたためである、〔二〕「春秋」に秋八月庚辰とある、杜註に、八月には庚辰がない、庚辰は七月九日である、日月に必ず誤があらうといつてゐる、「春秋」を理解するためには、「春秋」の時日を明にしなければならない、それには時日を排列し、整理する必要がある、いふところの春秋長曆の研究を缺いてはならない、杜預が「春秋經傳」を釋するに當つて、いち早くその研究に從事した、彼はその成果を稱して蓋是春秋當時之曆也といつてゐる、かつて「春秋釋例」に收めたものがそれである、今ここに八月庚辰に就いて疑問を挾むのも、その長曆を基礎としてゐる、しかし、今日から見れば、杜預の長曆また信じ難いものがある、杜預ばかりでなく、その他のものも多く信じかねる、今後の研究を期すべきであらう、從つて、これ等に就いては、どうしても考へねばならぬものを考へるだけにして、他は殆ど問題にしないことにする、この庚辰の問題、もとよりそれである、

○九月、紀裂繻來逆レ女、卿爲レ君逆也、

【通釋】九月、紀の裂繻が來て魯の姬君を迎へた、とあるのは卿が主君のために迎へたことである、

〔一〕裂繻は紀國の大夫である、〔二〕卿は裂繻をさしていふ、裂繻は紀の大夫である、卿と大夫とは、官の階級に於いて區別されるわけであるが、大夫の上位は卿と一列に扱はれてゐる、こゝはそれである、〔三〕特に君のために迎へたといふのは、卿が自分のために迎へたのでないといふ斷りである、大夫にも諸侯の女を娶る資格があるので、混同されるを虞れたのである、もし卿みづからのためならば、紀裂繻來逆二伯姬一と書くべき筈、宣公五年の條の齊高固來逆二叔姬一に其の例がある、傳に齊高固來逆レ女、自爲也といつてゐる、

【語釋】○逆、迎よりも意が强く用ゐられる、共に出むかへる事を意味するも、この方がずつとさきまで來てむかへることである、

○冬、紀子帛・莒子盟二于密一、魯故也、

【通釋】冬、紀の子帛と莒國の君が密の地で盟つたのは魯のために計らつたのである、

〔一〕子帛は裂繻の字である、〔二〕魯と莒との間には結んで解けざる舊怨があつた、魯はそれがために東鄙を侵される懸念があつた、今、紀侯は伯姬を迎へて、魯と姻親の間柄になつた、紀侯は魯に都合よかれとて、裂繻をして斡旋させて、この盟をさせたのである、魯は紀侯を德とした、更に斡旋に當つた裂繻をも德とした、故に「春秋」に書す時には、名を以てせず、字を以てして、紀子帛としたのである、また他國の大夫を諸侯の上に書く例がないのに拘はらず、特に紀子帛を莒子の上に据ゑたのは、これを自國なみに扱つたからである、もとより好意の稱揚にある、

【語釋】○密、莒の邑、

○鄭人伐レ衞、討二公孫滑之亂一也、

【通釋】鄭の軍勢が衞を伐つたといふのは、公孫滑の亂の仕かへしのことであつた、

〔一〕公孫滑の亂とは衞人が公孫滑に味方して鄭の廩延を取つたことをいふ、事は元年の傳に見えてゐる、

【語釋】○伐、侵に對していふ、軍に鐘鼓の有るのが伐、無いのが侵である、

〔經〕三年、春、王二月、己巳、日有レ食レ之、

三年、春、王曆二月の己巳の日、日食があつた、○これには傳がない、有食之の之は語調のための助語に過ぎない、別にさすところあつて用ゐたのでない、もとより物あつて日を食ふなどの意ではない、しかし「春秋」に於ける日食の記事は、單なる天體現象として扱つてゐないのである、天體と人界とを繫ぐ何ものかの現はれであると見てゐるやうである、すなはち解して、人界吉凶の兆としてゐる、この意味の解釋は「左傳」に於いて、一段の度を加へてゐる、

三月、庚戌、天王崩、

三月、庚戌の日、天王が崩ぜられた、○天王は周の平王である、傳は崩日を問題としてゐる、

夏四月、辛卯、君氏卒、

四月、辛卯の日、君氏が卒した、○君氏は聲子である、傳は何故に君氏と稱し、何故に卒と書いたかを說いてゐる、

秋、武氏子來求賻、

秋、武氏の子が來て、助喪の金を請求した、○傳は武氏の子といふ理由、及び請求する理由に就いていふ、

八月、庚辰、宋公和卒、

八月庚辰の日、宋の君和が卒した、○傳は和すなはち穆公の美德に就いて傳へてゐる、

冬、十有二月、齊侯鄭伯盟于石門、

冬、十二月、齊侯と鄭伯とが石門の地で盟つた、○傳はその由來を說き、その盟に聯關する鄭伯の出來事を傳へてゐる、

癸未、葬宋穆公、

癸未の日、宋の穆公を葬つた、○傳はない、

〔傳〕三年、春、王三月、壬戌、平王崩、赴以庚戌、故書之、

【通釋】三年、春、王曆三月、壬戌の日、平王が崩ぜられた、通知には庚戌の日に崩ぜられたとなつてゐる、故に「春秋」には庚戌天王崩と書いた、

〔一〕何故にこの虛僞の通知をしたのであらうか、何故に虛僞の日附をそのまゝに記錄したのであらうか、虛僞を訂正せずに記したのは、諸侯を欺く者の非禮を記錄に留めて、その過失を後後までに傳へるためである、過を懲らすためである、他にその例がある、襄公二十八年の條にある、壬戌の崩を庚戌の崩だと通知することは、日を早めたことになる、杜註は諸侯の參會を促すためだと解してゐる、諸家はその解を臆說だとして承認してゐない、〔二〕天子の崩を書いて、葬を書かない、魯が會葬しないためである、會すれば葬と書くのが例である、

○夏、君氏卒、聲子也、不赴于諸侯、不反哭于寢、不祔于姑、故不曰薨、不稱夫人、故不言葬、不書姓、爲公故、曰君氏、

【通釋】夏、君氏が卒した、その君氏とは聲子のことである、聲子が亡くなられても、諸侯に通知しなかつた、正寢に反哭しなかつた、また姑の廟に合祀しなかつた、故に「春秋」には薨と書かないで卒と書いたのである、夫人と稱さなかつた、故に葬に關して書かず、また姓を書かなかつた、これが隱公が生みの母君に對する者であるが故に、特に君氏と書いたのである、

〔一〕夫人の喪には三禮がある、一は同盟の諸侯に通知すること、二には正寢に反哭すること、三には姑の廟に合祀することである、三禮備はつて、はじめて夫人某氏薨、葬我小君某氏と書く定めになつてゐる、今、三つが三つながら缺いてゐる、故に薨といはず、葬といはないのである、薨はもと公侯の卒をいふのであるが、夫人の卒もまたそれに準して薨といつた、〔二〕聲子は惠公の元妃孟子の卒後、室を繼いだのである、當然正夫人の位置にあるべき筈、しかし、仲子が掌の奇瑞を以て魯に迎へられた時、その人に讓るところがあつた、事は仲氏の卒を、「春秋」に夫人子氏薨と書いたのでも明である、すでに夫人と稱さなかつたので、葬といはず、また姓を書かなかつたのである、葬をいひ、また姓を書くのは、大方夫人にしてなされる事であつた、ただし、これ等に就いては異說も二三に止らない、諸侯に告げること、姑廟に合祀すること、その二つの中のいづれかを行へば、夫人薨と書いてよいと見、また反哭することさへあれば葬といつてよいと見、その三つを三つながら缺くことに於いて姓を書かないのだと見るが如きは、その一說である、かう見る時には、故不レ曰レ薨、不レ稱二夫人一の二句を連ねて解することになる、〔三〕聲子は仲子との關係上、正夫人を以て居なかつた、特に隱公からいへば、桓公を大子として、みづから攝位の形式で居るだけに、聲子の喪を正夫人の禮で行はなかつた、しかし、魯の史官は公の旨を承つて夫人薨とは書かなかつたものの、流石に君の生母である方を扱ふことであるが爲めに、特にその人を君氏と稱して、君氏卒と書いたのである、

【語釋】○反哭、葬つた後、墓から返つて寢所に入つて哭する禮、葬虞といふものこれである、○祔二于姑一、姑の廟に一所に合祀すること、○君氏、君夫人氏の義、

○鄭武公莊公爲二平王一卿士一、王貳二于虢一、鄭伯怨レ王、王曰、無レ之、故周鄭交質、王子狐爲レ質二於鄭一、鄭公子忽爲レ質二於周一、王崩、周人將レ畀二虢公一、政二四月一、鄭祭足帥レ師取レ溫之麥一、秋、又取二成周之禾一、周鄭交

惡、君子曰、信不由中、質無益也、明恕而行、要之以禮、雖無有質、誰能閉之、苟有明信、澗谿沼沚之毛、蘋蘩蕰藻之菜、筐筥錡釜之器、潢汙行潦之水、可薦於鬼神、可羞於王公、而況君子結二國之信、行之以禮、又焉用質、風有采蘩采蘋、雅有行葦泂酌、昭忠信也、

【通釋】(一)鄭の武公とその子の莊公は相尋いで周の平王の卿士となつた、王は同じ(二)卿士の虢公に國政を委ねる下心があつた、鄭伯莊公は王を怨んだ、王は「そのやうな事はない」と辯解した、そこで、周と鄭との間で人質をとり交はした、周の王子狐は鄭に人質となり、鄭の公子忽は周に人質となつた、やがて王が崩じた、(五)周の群臣は虢公に國政を與へようとした、(六)四月には鄭の大夫祭足が軍勢を率ゐて、溫の地の麥を刈り取り、秋には成周の地の稻を刈り取つた、周と鄭とは敵同士となつた、識士が此の事件を評していつた、「信といふものは誠によらぬ限り、人質をとり交はしたとて、何の役に立たうぞ、互に知り合ひもし、思ひやりもし、それを禮でしかと結び合はせる、さうさへすれば、人質などは無いにしても、誰が仲違ひをさせられよう、かりそめにも明るい誠だにあつたなら、(七)谷間や、池や、なぎさの樣ないやしい所に生える水草も蘋、蘩、蕰、藻のやうなささやかな藻も、丸籠、角籠、足のない釜、足のある釜のやうな粗末な器も、道のべのたまり水、にはたつみの水も、亡き人のみ靈に供へても宜からうし、(八)王公のみ靈に參らせてもさし支へなからう、ましてや、君子たる者が(九)國と國との間に信を結ぶのである、禮を以てとり行ひさへすれば、何の人質沙汰に及ばうぞ、詩の國風の中に、(一〇)采蘩の篇、また采蘋の篇がある、同じ雅の中に行葦の篇、また泂酌の(一一)篇がある、これ等はいづれも誠の貴さを明に示すものである、

〔一〕この一條は、「春秋」に天王崩とあるのに因んで、周室と鄭國の間に起つた一事件を記したのである、この傳文と天王崩に對する傳文と、武氏子來求賻の傳文とを合はせて考へれば、その頃の周室の衰微の狀を髣髴させることが出來よう、〔二〕本文には、鄭武公莊公爲平王卿士となつてゐる、しかし、武公と莊公が時を同じうして卿士であつたのではない、武公が亡くなつて然る後に子の莊公が卿士となつたのである、〔三〕王貳于虢、貳は二心の義である、王は莊公に政を委ねながら、やや平ならぬ節もあつたのであらう、虢公に政を行はせようとも考へたのである、杜註は貳を貳分の意に解して、莊公と虢公とに國政を分ち與へることと見てゐる、〔四〕王子狐は平王の子である、〔五〕周の群臣は平王のかねての考へ通りにしようとしたのである、〔六〕莊公の此の擧に出でたのは、周を威嚇するためである、杜註は取溫之麥、取成周之禾の取は刈り取るのではない、刈り棄てる、また踐みにじることだといつてゐる、共に未熟であつて、刈り取つても何の役にも立たない筈だからといふのである、ここの四月は二月に當り、秋は夏に當ると曆の相異から推定しての考へである、其の曆法にはいろいろの議論のあることは前に述べたが、それはともかく、よし未熟であるにしても、牧場の用とか何とかまた役に立つこともあらう、取はやはり刈り取るの意にとるべきであらう、〔七〕澗谿沼沚、蘋蘩蕰藻、筐筥錡釜、潢汙行潦、この四句皆詩の采蘋篇また采蘩篇の辭を用ゐてゐる、谿の字は詩にはないが、澗と谿と義はゝ同じであるので聯ねていつたのである、蕰の字もまた詩にない、今、藻に蕰を加へたのは四物の對のためである、〔八〕王公のみ靈、本文はたゞ王公とのみある、生きてゐる王公とも、死せる王公とも、二樣に解せられる、詩の「采蘋」に「于以用之、公侯之事」、また「于以用之、公侯之宮」とあるのは、大方祭祀に關してゐる、ここも、その義をとつたのであらう、すなはち死せる王公の解に從ふべきであらう、〔九〕國と國との間の信―二國之信は狹くこゝの周鄭二國をさしていふのでない、廣く國際間の信に就いていつてゐる、〔一〇〕「采蘩の詩は、于以采蘩、于沼于沚、于以用之、公侯之事」、于以采蘩、于澗之中、于以用之、公侯之宮」被之僮僮、夙夜在公、被之祁祁、薄言還歸」、沼、沚、澗の蘩を采つて祭に供へることを詠じてゐる、〔一一〕「采蘋」の詩は、于以采蘋、南澗之濱、于以采藻、于彼行潦、」于以盛之、維筐及筥、于以湘之、維錡及釜」、于以奠之、宗室牖下、誰其尸之、有齊季女、」澗の濱の蘋、行潦の藻を、筐筥錡釜に盛つて、祭に供へることを詠じてゐる、「采蘩」の詩と共に誠だにあれば麓末の物も嫌ふべきでないことを明にしてゐる、〔一二〕「行葦」の篇は詩の大雅にある、忠厚の義を題目としてゐる、〔一三〕「泂酌」の篇もまた大雅にある、行潦の水も祭祀に供すべきことをいつてゐる、

【語釋】○卿士、王卿の政を執行する者をいふ、○畀、與へること、扱はせること、○溫、成周、共に周の要地である、○中、忠である、誠實である、○明恕、理解し、また同情すること、○澗谿沼沚、澗は山間の水、谿は澗と同じ、細かく區別すれば澗の末、流れて川に入るものをいふ、沼は池の別名、沚はなぎさである、○毛、草をいふ、○蘋蘩薀藻、蘋はおほうき草、蘩、しろよもぎ、薀、藻共に水草、或は薀を聚の義に解して、薀藻は群がり生ずる水草とも見られてゐる、これ等はどれも食料に供せられる、故に菜といふのである、○筐筥錡釜、筐は竹籠の類の四角なもの、筥は圓いもの、錡は足のあるかま、釜は足のないかまをいふ、○潢汙行潦、潢汙は溜り水、行潦は道のくぼみに溜つた雨水、○薦、物品を供へること、○羞、食物を供すること、

○武氏子來求賻、王未葬也、

【通釋】〔一〕武氏の子が來て、〔二〕喪を助ける金を請求した、とあるのは周の平王をまだ葬らないためである、〔一〕何故に武氏の子といふか、その者の年齒が未だ弱小なためである、或はこれを平王未だ葬らず從つて新王未だ政を聽くことなく、爵命を行ふことがない故にと說く解がある、杜註がそれである、しかし、平王未だ葬らず、從つて新王未だ政を聽かずといふことが理由になるのは、武氏子が使と稱さなかつた事である、傳の未葬はその點に專らである、〔二〕喪を助ける金を請求した事を、請求された魯の不敬と解するのは杜註である、會すればすなはち葬る、未だ葬らずといふのは、魯が未だ會さないのである、それさへあるに、賻の請求までを受けるのは何事ぞ、非禮も甚しいといふのである、けれど傳意はかへつて周室が財を求めたことを譏るにあつたらう、前には崩日に就いて虛僞の報をなし、今は賻を求める、その非禮の重なることを咎めたのであらう、要はいづれも王室の衰へを立派に見せてゐる、

【語釋】○賻、葬禮を助ける金をいふ、香奠に當る、

○宋穆公疾、召大司馬孔父而屬殤公焉、曰、先君舍與夷而立寡人、寡人弗敢忘、若以大夫之靈、得保首領以沒、先君若問與夷、其將何辭以對、請子奉之、以主社稷、寡人雖死、亦無悔焉、對曰、羣臣願奉馮也、公曰、不可、先君以寡人爲賢、使主社稷、若弃德不讓、是廢先君之舉也、豈曰能賢、光昭先君之令德、可不務乎、吾子其無廢先君之功、使公子馮出居於鄭、八月庚辰、宋穆公卒、殤公即位、君子曰、宋宣公可謂知人矣、立穆公、其子饗之、命以義夫、商頌曰、殷受命咸宜、百祿是荷、其是之謂乎、

【通釋】宋の穆公が病に罹つた、大司馬の孔父を召し寄せて、殤公の身の上を賴まれた、「先代の君には、あの與夷をさしおいて、此方をお立てなされた、此方はゆめさら其の御恩を忘れはせぬ、されば、此方が御身だちの御蔭で、おだやかに死んでゆけた其の時に、もし御先代から與夷をどう致した、とのお尋ねがあつたら、何と御返辭致したらよからうぞ、どうぞ、御身はあの者をおし戴いて、國の主としてくれまいか、さうさへして呉れたら、此方は死んでも思ひ殘すことはないことぢや」孔父が對へた「御尤な儀では御座れど、家來だちは馮殿を主君と仰ぎたう願つて居りまする」公がいふ「これはならぬ、御先代は此方を賢い者ぢやと思召されたればこそ、國家の政治を掌らせ、位をもお讓りなされたのだ、それなのに此方が德ある者を棄てて位を讓らなんだら、それこそ、御先代の折角のなされ方を無に致す事にも相成らう、それで、どうして賢い者といはれうぞ、されば、御先代の美しい御德を天下後世に輝かすやうに務めねば相成らぬ、なう、御身はな、御先代のなされ方を無にしてくりやるまい」さて穆公はわが子の馮に命じて本國を去つて鄭の國に居らせた、八月庚辰の日、宋の穆公は亡くなつて、殤公が位に卽いた、識者が評していつた「さてもさても、宋の宣公は人を知る明のある御方で御座つた、わが子をさしおいて、穆公を立てられたので、其の子が國を受けることになつた、それといふのも、仕向けた事が理にかなうたればぢや、詩の商

頌に、『殷が命をうけたのは皆義にかなへばこそ、もろもろの福を授けられもする』といふのは、大方かういふ事であらう」

〔一〕 殤公は與夷である、穆公の兄宣公の子である、穆公は宣公の命によつて後を嗣いで宋の君となつた、〔二〕 馮は穆公の子である、〔三〕 先君は德ある者、賢なる者と見て國を讓つた、今、德ある與夷に讓ることなくば穆公を德ある者として讓つた先君の眼識を喪はせるもの、斯くして何の賢者ぞとの意である、〔四〕 馮を國外に去らせたのは、位を避けるための用意である、さもないと、群臣中或は之を擁立する者あるやも計られない、これを慮つてのことである、〔五〕 命以義夫、命は人に命ずることであるが、命ずる者を穆公と見て、穆公が殤公に命じたのが義にかなふとする解もある、けれど、ここは「宋宣公可レ謂レ知レ人矣」に對する結びの句であるから、命ずる者は宣公と解すべきであらう、〔六〕 商頌玄鳥の篇である、詩の本來の意は湯王と武丁とがよく命を受けて幸福を得たことを言ふのであるが、こゝは例の斷章取義である、すなはち宣公が穆公に讓り、穆公が殤公の身の上を家臣に託し、殤公が卽位する、これ等皆義にかなふことであり從つて穆公も殤公も幸福を得る結果となつたのであるといふ意味で引用したのである、或は殤公が後に弑逆に遇つた事實から推して、穆公人を知らずとなし、「受レ命成宣」を宣公との關係にのみ解さうとする者もあるが、その解は無理であらう、此處は、たゞ父が義を行うて子が幸福を荷ふことを明にするにあつたと見るべきである、殤公の弑逆にまで言及する要はなからう、此處に、商頌を引用して 殷受命云々をいふのは、宋が殷の後であることから、一段の切實を考へることが出來る、注意すべき一條件である、

【語釋】 ○大司馬、官名、軍事を司る、 ○屬、依託すること、 ○寡人、諸侯の謙稱、諸侯がみづからをいふ場合に用ゐる、 ○大夫之靈、靈は靈によるに祐である、大夫の靈とは大夫の恩とも大夫のお蔭とも解すべきである、 ○保二首領一以沒、首領を斷たれずし死するとは、まづ以て無事で死するの意、 ○社稷、土地の神、穀物の神の義から轉じて、國家の義となる、 ○光昭、大きく明にすること、 ○命以レ義夫、夫は感歎の辭、義は理にかなうて宜しきを得たことである、

○冬、齊鄭盟二于石門一、尋二盧之盟一也、

【通釋】 冬、齊と鄭とが石門の地で盟つた、といふのは盧に於ける盟を、くりかへしたのである、

【語釋】 ○石門、齊の地、 ○尋、溫の義、冷えかゝつたのを、もう一度溫めるといふ意味でいふ、一度盟つたのを、またくりかへすのが尋である、但し、「左傳」に於いては、尋と修との間に區別がある、尋は盟の場合であり、修は好の場合である、

○盧之盟、「春秋」以前の事件である、

庚戌鄭伯之車償(クツガヘル)二于濟一、

【通釋】 庚戌の日、鄭伯の車が濟の河中にまろび入つた、

〔一〕 杜註は十二月には庚戌の日がない、誤りだといつてゐる、例の「長曆」による解である、杜註はまたこの出來事を石門の盟から後のこととしてゐる、しかし、其の盟以前の出來事であつて、後からの追記であるとの解もある、日取りに於ける前後の推定は、此の出來事を記載する動機の推定と關係がある、〔二〕 杜註は大風のために、車が倒れて水中に墜ちたのだと見る、これを奇怪だとして記錄したと解釋してゐる、同じく奇怪だとは見ながら、これに深い意味を求める他の解釋もある、鄭伯は周王の崩後、周の地に兵を動しもし、また齊と盟つて自國の安固を謀りもした、重ね重ねの不埒、天は何とて其のままになさう、この奇怪はすなはち天の咎めの現はれだといふのである、以上共に盟の後としての解である、鄭は周と事を構へ、宋、衞とも事を構へてゐる、故に急いで齊と盟ふ要がある、從つて鄭伯は石門へひた急ぎに急いだ、あまりに車を急がしたはてに、かういふ出來事があつたのだと見る解がある、すなはち盟以前としての解釋である、

衞莊公娶二于齊一、東宮得臣之妹、曰二莊姜一、美而無レ子、衞人所二爲賦一碩人一也、又娶二于陳一、曰二厲嬀一、生二孝伯一、早死、其娣戴嬀、生二桓公一、莊姜以爲二己子一、公子州吁、嬖人之子也、有レ寵而好レ兵、公弗レ禁、莊姜惡之、石碏諫曰、臣聞愛レ子教レ之以レ義方一、弗レ納二於邪一、驕奢淫泆、所二自邪一也、四者之來、寵祿過也、將立二州吁一、乃定レ之矣、若猶未也、階レ之爲レ禍、夫寵而不レ驕、驕而能降、降而不レ憾、憾而能[缺]者鮮矣、且夫賤妨レ貴、少陵レ長、遠閒レ親、新閒レ舊、

小加レ大、淫破レ義、所レ謂六逆也、君義、臣行、父慈、子孝、兄愛、弟敬、所レ謂六順也、去レ順效レ逆、所以速レ禍也、君レ人者將レ禍是務去、而速レ之、無乃不レ可レ乎、弗レ聽、其子厚與レ州吁游、禁レ之、不レ可、桓公立、乃老、

【通釋】〔一〕衞の莊公が齊國から夫人を迎へた、〔二〕大子得臣の妹である、莊姜と申した、美しいが子が無かつた、衞の國人が碩人の歌を詠んだわけである、〔三〕また陳の國から夫人を迎へた、厲嫣と申した、〔四〕孝伯を生んだ、孝伯は若死をした、厲嫣の〔五〕附添ひの女の戴嫣が桓公を生んだ、莊姜は〔六〕桓公を養うて子とした、〔七〕公子州吁は愛妾の生んだ者であつた、莊公のお氣に入りで、とかく武張つた事が好きであつた、しかも莊公はとめ立てをしなかつた、莊姜のみは苦々しく思つて、此の者を憎んだ、〔八〕石碏は莊公を諫めた、「やつがれは斯うも承つてをりまする、子の可愛いが定ならば、正しい道を敎へて、〔九〕邪しまにおひ込むまいぞと、氣負ふことと奢ることと、溺れ込むことと、締りのないこと、とによつて邪しまに陷ります、この四つのものが何から起るとならば、〔一〇〕御寵愛と祿高の度はづれ故で御座いまする、さて、わが君におかせられて、州吁殿をおん後嗣にと思召されるなら、〔一一〕早うおとり決めなさいますやう、もし、そこまでのお運びがないなら、只今の御待遇は、段々と國の禍にも相成らせる儀と御承知を願ひたう存じます、そもそも御寵愛をうけても驕りはせず、驕つたにしても、氣がつけば直にへり下り、へり下つても不平がましい事を申さず、不平を懷いてもよい程である者は、まづまづ少いことと思はれまする、それにまた、賤しい者が貴い者を妨げ、年若の者が年上の者をおし退け、疎遠の者が親しい者を片寄せ、新參の者が故參の者を脇におし隔て、低い役柄の者が高い役どころを抑へつけ、更に放埒者が正しい者をうち破る、これこそ世に申す〔一二〕六逆、君は義を守り、臣は君の命をとり行ひ、父は子を慈しみ、子は父に孝を盡し、兄は弟を愛し、弟は兄を敬ふ、これこそ世に申す〔一三〕六順、その順の道を棄てて逆の道に從ひますることは、我から進んで禍を招くの道理、人に君たる者は禍を遠けることを努めねばなりませぬのを、却つて我から招くとは以ての外では御座りませぬか」公は從はなかつた、石碏の子の厚は州吁と交際をしてゐた、さしとめても聽かなかつた、そのうちに桓公が立つた、〔一四〕石碏は早速隱居した、

〔一〕「春秋」四年の條、衞州吁弑二其君完一に對する傳である、經に先たつて衞のお家騷動の由來を說き起したのである、

〔二〕莊姜を齊侯の子といはないで東宮得臣の妹といふのは、得臣と同腹の嫡出の女であることを示すためである、大子の嫡子であるとに對する言葉づかひである、

〔三〕莊姜が美しいのに拘はらず、子がないといふのは莊公に顧みられないことを意味する、莊公が嬖幸に目が眩んでゐるがためである、衞人の同情が碩人の詩となつたわけである、

〔四〕碩人は丈のすらつとした人との義である、また碩德の人、大い德の持主の義をも籠めてゐる、碩人の詩は、はじめに莊公の尊さを諮つてゐる「齊侯之子、衞侯之妻、東宮之妹、邢侯之姨、譚公維私」其の姉妹も皆諸侯の妻の貴い身分であるとのこと、「左傳」の記者が莊姜を東宮得臣之妹といふのもまた此の詩の句に據つたと思はれる、碩人の詩は次に莊姜の美しさを諮つてゐる、「手如二柔荑一、膚如二凝脂一、領如二蝤蠐一、齒如二瓠犀一、螓首蛾眉、巧笑倩兮、美目盼兮」手はつばなの拔穗のやうな、膚は脂のかたまりさうな、領は蝤蠐の蟲さうな、白齒ひさごの種さうな、蟬の額や、蛾の眉や、ほんのり笑顏、ぱつちり目もと、意大方これであらう、「左傳」が美なりといふのは、この意を約言したものである、詩はをはりに、莊姜が衞に入る時の儀裝の晴がましさ、また附人が數多く選ばれたことを諮つてゐる、莊公がかゝる人、かゝる儀裝を見ない愚さを暗示するものである、「左傳」の美而無レ子には其の心持を掬み入れてゐる、

〔五〕附添ひの女、本文に娣とある、娣は女弟である、妹である、すなはち妹分として厲嫣に附添うて來た者をいふ、

〔六〕桓公を子とするのは、後に大子に推すためである、州吁に對する用意である、莊姜の賢さが見られる、

〔七〕桓公の生に對しては說くところ甚だ詳に、州吁の生に對しては說くところ頗る淺い、桓公を重んじ、州吁を輕んずるためである、

〔八〕衞の大夫である、

〔九〕弗レ納二於邪一、この納は「中庸」にいふ「驅而納二諸罟擭陷阱之中一」の納である、獸を阱の中におひこむやうにすることを意味する、莊公が州吁を溺愛して、漸く募る惡を制するどころか、却つて之を助長しようとする、これ州吁を驅つて邪惡に陷らしむるものである、石碏の言は、これを諷してゐる、

〔一〇〕莊公の州吁を寵する、また祿を與へる、共に庶子の分を踰えてゐる、石碏はそれを諷してゐる、

〔一一〕石碏は斯

うはいふものの、ゆめさら州吁を大子にとは考へてゐないが考へてゐるのは、州吁の排斥だけである、この言葉は決然たる反意を以て言ひ切つてゐる、〔一一〕〔一二〕〔一三〕六逆、六順共に古語である、其のさすところは抽象的であるが、言葉の裏に一々當面の事件が籠められてゐる、賤しい者、疎遠の者、新參の者は嬖人をさしていひ、貴い者、親しい者、故參の者は莊姜をさしていひ、年上の者、高い役どころ、正しい者は桓公をさしていひ、年若の者、低い役柄の者、放埒者は州吁をさしていつてゐる、石碏は古語を藉りて、嫡子と庶子の順序を正し、嫡妻と嬖人との本末を明にしようとしたのである、〔一四〕石碏の苦衷が最もよく見られる、石碏はどうしても州吁を立てたくない、飽くまで義によつて桓公を支持しなければならない、しかも周圍はすべて非、わが子までが州吁と友として善い、よし賢夫人莊姜があることはあるにしても、其の力は弱い、石碏は桓公が大子と決し、やがて君となるまでは、州吁を向うに廻はして闘はねばならなかつた、今、苦闘ははじめて酬いられた、安心して浪隱したのである、桓公立たざるかぎり、いつまでも隱退しない、官に戀々するのでない、國のために義を守りおほせようとするのである、決意のほどが察せられる、

【語釋】　○嬖人、身分が低くつて寵愛の厚い者、　○義方、義のあるところの意、　○納、おひこむこと、獸をおひ込むやうにすること、　○驕奢淫佚、驕はみづからを恃んで他をおし退ける事、奢は得意になつて上の者の所業を眞似すること、淫は度を過して物にはまり込む事、佚は放埒で締りのないこと、　○所二自邪一、自は由、邪惡の由來するところの意、　○階レ之、之を階段にすること、　○畛、限度をいふ、守るべきところを守つて、その界を越さないこと、　○少陵レ長、少長は年齡を以ていふ、　○遠間レ親、遠親は緣の遠い、近いをいふ、間は間隔でおし隔てること、　○小加レ大、小大は身分を以ていふ、加は陵駕の意、おしのけること、杜註は、この小大を國の小大と解し、小加大を小國が大國に兵を加へることと解してゐる、しかし、他の五つの場合が國でなく人であるところから推せば、その解は疑問である、　○游、交際をすること、仲のよいこと、　○老、致仕隱退すること、

〔經〕四年、春、王二月、莒人伐レ杞、取二牟一婁一、

四年、春、周曆二月、莒の國から杞の國を伐つて、その邑牟婁を取つた、　○これには傳がない、杜註は取の義を何の苦もなくすらすらと取つたことに解してゐる、しかし、用例の多くは必ずしもそれを肯定しない、

戊申、衞州吁弑二其君完一、

戊申の日、衞の州吁が其の君完を弑した、　○傳は三年に

於いて、弑逆の由來を記してゐた、

夏、公及二宋公一遇二于清一、

夏、隱公と宋公とが清の地で途上遭遇の形式で會した、　○傳はその形式をとる理由、卽ち州吁の弑逆に關することを說いてゐる、

宋公陳侯蔡人衞人伐レ鄭、

宋公、陳侯、蔡の國人、衞の國人が鄭を伐つた、　○傳は此の擧が州吁の策動であることを說いてゐる、

秋、翬帥レ師會二宋公陳侯蔡人衞人一伐レ鄭、

秋、魯の翬が軍勢を率ゐて、宋公、陳侯、蔡人、衞人と會して鄭を伐つた、○傳は公子翬を何故に翬とのみ書いたかを說明してゐる、

九月、衞人殺二州吁于濮一、

九月、衞國の人々が州吁を陳の地濮で殺した、　○傳は州吁を君といはない理由、また陳の國で殺した顚末、それを繞る石碏の苦衷を詳にしてゐる、

冬、十有二月、衞人立レ晉、

冬、十二月、衞の國人が公子晉を迎へて君とした、　○傳は一國相寄つてこれを迎へたことを說いてゐる、

〔傳〕四年、春、衞州吁弑二桓公一而立、

【通釋】　四年、春、衞の州吁が桓公を弑して君となつた、

〔一〕　桓公が立つて、今年弑逆に遭ふまでに十六年を經過してゐる、桓公の立つたのは、もとより「春秋」以前のことであるが、四年の弑逆の由來としてそのはじめを說き起すために、姑く三年の條に繫いだだけである、尤も、三年の傳を直に弑逆で承けてゐる、其の間おのづから、石碏が官に在る間は州吁は奈何ともなし難く、石碏去つてはじめて漸く事を謀り得たことを示して餘りがある、

○公與二宋公一爲レ會、將レ尋二宿之盟一、未レ及レ期、衞人來告レ亂、夏、公及二宋公一遇二于清一、

【通釋】　隱公が宋公と會をなして、宿の盟をまた固めようとした、其の期日にならぬ前に、衞人が來て州吁弑逆の亂を告げた、夏、隱公と宋公とは清の地で遇

つた、

〔一〕　宿の盟は元年の條に見えてゐる、〔二〕　清は衞の邑である、〔三〕　衞の亂は延いて魯宋にまで動搖を及ぼすおそれがある、其の警戒のために、二國は徐に約束の期日を待ち、また會禮の形式を調へる餘裕がない、故に「遇」の形式で會合したのである、遇とは形式を省略して會することである、名を途上遭遇に藉りて行ふことである、

○宋殤公之卽レ位也、公子馮出レ奔レ鄭、鄭人欲レ納レ之、及レ衞州吁立、將レ脩二先君之怨一於レ鄭、而求レ寵於諸侯一、以和其民、使レ告二於宋一曰、君若伐レ鄭以除二君害一、君爲レ主、敝邑以レ賦與二陳蔡從一、則衞國之願也、宋人許レ之、於レ是陳蔡方睦二於衞一、故宋公陳侯蔡人衞人伐レ鄭圍二其東門一、五日而還、

【通釋】　宋の殤公が位に卽いた時、公子馮は鄭の國に出奔した、鄭の人々は同情して、君として宋に送り込まうと企てたことがあつた、ここに衞の州吁が君となる段になつて、先君莊公が鄭から受けた怨をかへし、また諸侯の歡心を得ることによつて、國内民衆の反感を緩和しようとした、宋に申込ませていふやう「君が鄭の國を伐つて、君の邪魔者をとり除く思召が御座るなら、君が先に立つて軍を起し召され、さうなされたら、わが國にても兵を出し、陳の國、蔡の國もろ共におん供仕らう、これこそ衞の國すべての者の願で御座る」宋の國では承諾した、折から陳と蔡とは衞と親密であつた、さればこそ宋公は陳侯及び蔡人、衞人と共に鄭を伐ち、その東門をとり圍んだのである、五日で引上げた、

〔一〕　公子馮出二奔鄭一、三年の傳には馮が父の命によつて國を出で、鄭に入つたことになつてゐる、その場合は馮の不平不滿を抑へて國外に避けさせる父の立場からいふのである、こゝのは不平不滿やるせない馮の立場からいふのである、同じく鄭に入つたことであるが、今の場合は憤然國を去つたことと見たのである、〔二〕　鄭の共叔段の滅んだ時、衞は段の

子滑を援けて鄭を伐ち、鄭はまた衞を伐つた、それが衞の莊公の時のことであつた、元年の傳に見えてゐる、〔三〕　弒逆簒立の者も一度諸侯と會合すれば、その自立を承認されたことになつて、討伐されずに濟むのが例であつた、〔四〕　衞國之願と特に斷るのは、衞の君臣合體しての願といふことで、衞の國内はすべて和してゐることを、宋に示すためである、駈引の言葉である、〔五〕　故宋公陳侯蔡人衞人は、故の一語によつて「春秋」の文をそのまゝに活して用ゐてゐる、傳からいへば、州吁が主になつてゐる、事件はその意を以て書かれてゐる、しかも、四國相共に鄭を伐つの段になると、故の一語をいひ冠せただけで、直に「春秋」の文を用ゐる、おのづから「春秋」の文の解釋の形となる、經と傳との關係が極めて微妙である、「左傳」の文の妙所である、〔六〕　州吁は必ずしも宋のために馮を除かずともよい、宋を利用して諸侯と會し、國を和すれば用は濟む、東門を圍むこと、わづか五日で引上げるといふ形式的行爲をなすのはそれが爲である、

【語釋】　○納レ之、これを宋に納め入れて、宋の君とすること、○脩二先君之怨一、脩は除くこと、○敝邑、謙辭である、衞國をさしていふ、○賦、兵のこと、もと土地の廣狹に應じて賦課して兵を出したからである、

公問二於衆仲一曰、衞州吁其成乎、

對曰、臣聞レ以レ德和レ民、不レ聞レ以レ亂、猶二治絲一而棼レ之也、夫州吁阻レ兵而安レ忍、阻レ兵無レ衆、安レ忍無レ親、衆叛親離、難レ以濟レ矣、夫兵猶レ火也、弗レ戢將二自焚一也、夫州吁弒二其君一、而虐二用其民一、於レ是乎不レ務二令德一、而欲レ以レ亂レ成、必不レ免レ矣、

【通釋】　隱公が大夫の衆仲に尋ねられた、〔一〕　衞の州吁は成功するであらうか」衆仲がお答へした、〔二〕　わたくしは仁德で民を心服させたことは承はるものの、ついぞ戰爭沙汰で民を心服させたためしは承はり及びませぬ、戰爭沙汰で民を心服させるのは、いはゞ絲のもつれを直さうとして、却つて縺れさせるも同樣、わけて、あの州吁は武力を恃んで、殘忍な所業を平氣でやり通す仁に御座いまする、武力を恃めば、附き從ふ者はなく、殘忍な所業を平氣でやり通せば、馴れ親しむ

者は御座るまい、附き従ふ者は叛き、馴れ親しむ者は離れる、とても成功はおぼつかないと存じまする、そもそもが、武力は火も同様、ほどほどに鎮めなければ、つひには自分までが焚かれてしまひませう、されば、その君を弑し、しかもその民をも虐きつかふ彼の州吁の如きは、まづ以て武力を棄てて、善徳を行はねばならぬものを、さうは致さずに、戰爭沙汰で甘くやらうの目論見、あれでは、必ず禍を免れない事で御座いませう」

〔一〕隱公は州吁を以てまだ確立した衞の君と見てゐない、けれど、州吁が外は諸侯に對し、内は國民に對する手腕に驚く、成功か、不成功か、疑うて決しかねる、故に突爾としてこの問をなしたのである、〔二〕前に、三年の傳で州吁に對して「有レ寵而好レ兵」の評があつた、石碏が州吁の弑逆を豫斷したのは、その「有レ寵」に卽し、今、衆仲がその滅亡を豫言したのは「好レ兵」に卽してゐる、

【語釋】○治レ絲而棼レ之、棼は紛亂、絲のもつれをいふ、治は絲のもつれを直す事、○阻レ兵、阻は恃と同じ、險阻は人の恃むところ、故に阻に恃の義がある、○安レ忍、忍は殘忍、弑逆の行爲をさしていふ、○戝、とり收める事、○於是乎、乃今の意、

○秋、諸レ侯復伐レ鄭、宋公使二來乞一レ師、公辭レ之、羽父請二以レ師會一レ之、公弗レ許、固請而行、故書レ曰、翬帥レ師、疾レ之也、諸侯之師敗二鄭徒一レ兵、取二其禾一而還、

【通釋】秋、諸侯がまたも鄭を伐つた、宋公は使を魯に遣はして援兵を求めた、隱公は辭退した、羽父は軍勢を引具して參加したいと願つた、公は許さなかつた、無理強ひに願つて出發した、故に「春秋」の本文には翬師を帥ゐるとのみ書いたのである、その行爲を惡むためである、諸侯の軍勢は鄭の步兵を敗り、鄭の耕作物を刈り取つただけで引上げた、

〔一〕公が援兵を辭退したのは、州吁は衞の君になりおほせられないといふ衆仲の言葉を承認したためである、〔二〕本來なれば、公子翬と書くべきであるのを、たゞ翬とのみ書いたのは、貶したのである、翬は名、羽父はその字である、公が聯合軍に參加されない事は賢徳である、それなのに、翬が裏切る行爲を敢へてしたのである、疾まざるを得ない、〔三〕特に

徒兵と斷つてゐるのは、戰車を敗るまでに至らなかつたことを意味するのであらう、杜註は、この時鄭は車戰しなかつた、故に徒兵とのみいふのだと解してゐるが、恐らくは當を得からう、要するに、この戰で聯合軍ははかばかしい成績を擧げることが出來なかつたのであらう、禾を取つて引上げたといふのも、不成績を明にすることであらう、

○州吁未レ能レ和二其民一、厚問二定君一於石子一、石子曰、王覲爲レ可、曰、何以得レ覲、曰、陳桓公方有レ寵二於王一、陳衞方睦、若朝レ陳使レ請、必可レ得也、厚從二州吁一如レ陳、石碏使レ告二于陳一曰、衞國褊小、老夫耄矣、無レ能爲也、此二人者一實弑二寡君一、敢卽圖レ之、陳人執レ之而請二涖于衞一、九月、衞人使二右宰醜一涖殺二州吁于濮一、石碏使二其宰獳羊肩一涖殺二石厚于陳一、君子曰、石碏純臣也、惡二州吁一而厚與焉、大義滅レ親、其是之謂乎、

【通釋】種々の奸策を弄するものの、州吁はまだ民心を服することが出來なかつた、石厚は君位を安定する方法をその父君石碏に尋ねた、父がいふやう、「王に參覲するのがよからうな」「どうしたら參覲することが出來ませう」「何でもない事だ、陳の桓公は王のおん覺えがめでたい折だ、陳とこの衞も丁度仲睦しい折だ、ぢやによつて、ともかくも陳に參つて、王樣參覲の計らひをお賴みするのだな、上々吉に運ぶだらうよ」げにもと思つた厚は州吁に勸め、その御供をして陳に行つた、石碏は人を陳に遣はしてかう申出でた、「衞の國は小く弱く、それにまたやつがれは老ぼれはてて、何の役に立ちませぬ、さても御國へ參りました二人の者は、やつがれ共の主君を弑しました不屆千萬な奴に御座いまするが、彼奴等をどう處置致し

たらよい事やら、折入つて御相談申し上げまする」陳(六)の國では二人を執へて、檢視(七)の者を遣はすやうにと衞に言ひおくつた、九月、衞の國からは右宰醜を檢視として州吁を濮の地で殺させた、また(八)一方石碏はその家老獳羊肩を檢視として、石厚を陳で殺させた、君子評していふやう、「石錯こそは天晴忠義一徹の家來ぢや、州吁を惡むにつけて、それに(九)一味したわが子厚をも殺してのけた、大義親(一〇)を滅すと申す諺は、大方かういふ筋合のことであらう(一一)」

〔一〕もと石厚が州吁と仲睦しいことは、前に見えてゐる、州吁が君位に安定しないことは厚の最も苦痛とするところ、故に父にこの策を問ふのである、本文、すべて石碏といふに拘はらず、こゝのみは「厚問二定一君於石子一」「石子曰」とある、子の敬稱は厚が父に對する關係に於いていふのである、〔二〕當時の例、弑逆自立の者も天子に御見えさへすれば、諸侯として承認されたことになる、天子これを承認すれば、國おのづから和すべきの理、石碏はその意を以てこの言をなしたのである、石碏いかに州吁を憎んでゐたかは前文に見えてゐる、今の石碏の言は誰の爲めにするのか、實に意外である、しかも、この言が後の意外の事件を惹き起す、叙事の妙所である、〔三〕この時、石碏は桓公といふ筈はない、いふまでもない桓公は諡である、おそらく本文は陳侯とのみあつたのに、後人の旁註が攙入したのであらう、〔四〕石碏の厚の問に答へた言葉は、この深謀あつてのことである、讀む者は案を拍たねばならない、〔五〕敢卽圖レ之、敢て卽いて之を圖れと訓むべきか、敢て卽いて之を圖ると訓むべきか、前のやうに訓むとすれば、どうぞ存分に御處分下されと、向うに委せたことになる、しかし、ここは其の意を裏に含めて、表には飽くまで愼ましく相談を持ちかけたのであらう、どう處置をしてよいやら、見當がつかぬほどに、御相談を致しますとの意であらう、後のやうに訓むべきであらう、〔六〕陳人が直に石碏の言に應じて二人を執へたのは何故であらうか、現に陳は州吁に味方して鄭を伐つてもゐる、これを無造作に執へたことは疑はしい、或は陳と石碏の間には密々にある種の諒解が成つてゐたのでなからうか、その諒解が石碏をして厚を欺き、州吁を穽に陷らせたのでなからうか、州吁に弑された桓公は戴嬀の生むところ、嬀は陳の女厲嬀の娣であることがこの問題を考へさせる、更にまた「詩經」の燕燕の章が、その考を助けもする、それは、莊姜が戴嬀の陳に歸るのを送つた詩である、戴嬀は何故に陳に歸つたか、桓公が弑せられたためである、戴嬀の歸る時、意すでに決するもののあつたことは、その詩の末章、仲氏任只(ムツマシク)、其心塞淵、終溫且惠、淑愼二其身一、先君之思、以勗二寡人一の末二句に明である、すなはち石碏と莊姜と戴嬀と相共にある策謀を計

畫してゐたのであらう、左傳の作者は前に詩經の「碩人」の章に就いては明にいつてゐた、故に、こゝにはわざと「燕燕」の章を蔭にしたのであらう、當時に於いて、左傳を讀むほどの者は殆んど詩經を暗じてゐたらう、暗じてゐさへすれば、作者の肚裏はすぐに瞭に看られたのであらう、〔七〕陳人は二人を執へながら、衞の檢視を待つたのは、衞の國法を十分に發動させるためであらう、〔八〕二人の死所の違つてゐることは、二人の囚所の異なることを暗示するものであらう、石碏が二人を衞から出すのは、二人の恃むところを切り離すため、囚所を異にするのは、二人の謀議を許さぬためであらう、また檢視の役人の資格が違ふのは、一は國事を以て處分し、一は家事を以て處分したためである、石碏の用意が見られる、〔九〕惡二州吁一而厚與焉、厚與焉とは厚が州吁に一味することである、故に碏はこれを殺したのであるが、文はその意を「大義滅レ親」の中に含めたのである、〔一〇〕大義は君臣の關係、親は骨肉の關係に於いていふ、君臣の關係の前には、骨肉の愛も斷然と切り棄てねばならないの意、當時言ひ馴らされた古語である、〔一一〕こゝに石錯を稱揚することは暗に莊公を非難することになる、厚に對する石碏の處置と、州吁に對する莊公の處置とが對照をなしてゐる、この對照は三年の傳文に於いて、莊公が寵有つて兵を好む州吁を禁ぜざることと、石碏が州吁と游ぶ厚を禁ずることとの相異から脈を引いてゐる、

【語釋】○定レ君、君位を擁して安定を得ること、○王覲、覲とは諸侯が天子に謁見すること、○朝レ陳、朝は天子に見ゆることであるが、諸侯相互に見ゆる場合にもいふ、こゝのは後者の義である、○寡君、寡德の君の義、自家の君主であるための謙辭、○請レ涖、涖は臨、檢視の意、陳人が石碏に對して檢視として立合つてくれとの意、○純臣、臣は家來を意味するのでなく、家來としての心掛けをいふのである、純は誠、すなはち誠忠といふに同じ、

○衞人逆二公子晉一于邢、冬十二月、宣公卽レ位、書曰、衞人立レ晉、衆也、

【通釋】衞の國の人々が公子晉を邢(一)の國から迎へた、冬、十二月、宣公(二)が位に卽いた、「春秋」に衞の人が晉を立てたと書いたのは、衆望(三)を得たことを稱へていふのである、

〔一〕この時、晉は州吁の亂を邢國に避けてゐたのであらう、「史記」には晉は桓公の弟だといつてゐる、〔二〕宣公は晉の諡である、〔三〕桓公が弑逆されたのが三月、州吁の殺されたのが九月、宣公の位に卽いたのが十二月、この慌しさは、いかに衞國一體が州吁を忌み嫌ひ、また正しい君を仰望してゐるかを示す、本文「衆也」とある、この衆は前文の阻レ兵無レ衆

の衆、また衆叛親離、難二以濟一矣の衆に應じてゐる、明に州吁の敗と對照させたのである、

〔經〕五年、春、公矢二魚于棠一、

五年、春、隱公が棠の地で川狩の見物をした、○傳はその禮にあらざること、また臧僖伯がそれを諫めたことをいふ、

夏、四月、葬二衞桓一公一、

夏四月衞の桓公を葬つた、○傳はその時期のおくれた理由を說いてゐる、

秋、衞師入レ郛一、

秋、衞の軍が郛の國に攻め入つた、○傳は其の理由に就いて說明してゐる、

九月、考二仲子之宮一、初獻二六羽一、

九月、仲子の宮の落成式を擧げた、その時はじめて六羽の舞を廟前で行つた、○傳は羽の數を六に決定するまでの事情を說いてゐる、

邾人鄭人伐レ宋、

邾の軍勢と鄭の軍勢が宋を伐つた、○傳は邾が鄭を誘導した事情を說き、また魯が宋から援兵を依賴されながら拒絕した事情を說いてゐる、

螟、

稻蟲の害があつた、○傳はない、

冬、十有二月、辛巳、公子彄卒、

冬、十二月辛巳の日、公子彄が卒した、○傳は隱公がこの人を追憶し、葬るに位一等を加へたことを說いてゐる、

宋人伐レ鄭、圍二長葛一、

宋の軍勢が鄭を伐つて、その邑長葛を圍んだ、○傳は宋が兵を動す理由を說明してゐる、

〔傳〕五年、春、公將如レ棠觀二魚者一、臧僖伯諫曰、凡物不レ足レ以講二大事一、其材不レ足レ以備二器用一、則君不レ擧焉、君將納レ民於軌物者也、故講レ事以度レ軌、量謂之軌、取レ材以章レ物、采謂之物、不レ軌不レ物、謂之亂レ政、亂政亟行、所レ以敗也、故春蒐、夏苗、秋獮、冬狩、皆於二農隙一以講レ事也、三年而治兵、入而振旅、歸而飮至、以數二軍實一、昭二文章一、明二貴賤一、辨二等列一、順二少長一、習二威儀一也、鳥獸之肉、不レ登二於俎一、皮革齒牙、骨角毛羽、不レ登二於器一、則公不レ射、古之制也、若二夫山林川澤之實、器用之資、皁隷之事、官司之守、非二君所一レ及也、公曰、吾將レ略二地焉一、遂往陳魚而觀レ之、僖伯稱レ疾不レ從、書曰、公矢二魚于棠一、非レ禮也、且言二遠地一也、

【通釋】五年、春、隱公が棠にまゐつて川狩を見物しようとした、臧僖伯が諫めていふやう、「およそ、物を取るのが軍事の訓練に役立たず、取つた獲物が軍器の修備に役立たない場合、君にはそれにたづさはりなさるべきでは御座らぬ、もともと主君たる者は民に軌と物とを守らせるのがおん務と存じます、されば軍事訓練の折には、法度に合ふか、合はぬかを心掛けて、其の法度に合ふのを軌と申し、また獲物を調へる折には、使用する者の身分を區別するやうに心掛けて、其の區別をしかと見せる色どり飾りのあるのを物と申し、其の軌が無く、物が無いのを亂政と申しまする、亂政をくりかへした果は、國家の滅亡と相成るわけで御座いまする、されば先王は、軍事の訓練の場合にも心して、春は蒐と申して春のかり、夏は苗と申して夏のかり、秋は獮と申して秋のかり、冬は狩と申して冬のかりを行ひますが、すべて耕作の暇々に致すことで御座つた、かくも一年四時のかりを致して武を講じますものの、これは小演習の格、三年目には大演習を催すのが掟、其の折には出づるに治兵の禮、入るに振旅の禮をとり行ひまする、演武の場から

立ち歸つては飲至の禮を行ひ、さて武器獲物の數をとり調べ、車服旌旗の物の色を明かに致し、貴い賤しい身分のほどを區別立致し、隊の行伍を辨へ、行軍の場合の年長年少の順序立も致しまする、すべて武けく正しい作法を習はせることで御座つた、なほまた、獲つた鳥や獸の肉が祀の料にも相成らず、皮革齒牙やら、骨角毛羽やらが軍器の飾にも相成らぬほどの場合には、君はおん手づから射とりなさらないのが、古しへの掟で御座いました、山林川澤にをりまする代物、なみなみの器の料なんどのはかな物で御座るなら、それこそ下司のたぐひ、または係りの役人どものなすべき業で御座つて、君たる者のかかり合ひなさる筋ではないと存じまする」公がいふ「いや、此方は土地を檢分するまでの事ぢや」たうとう隱公は棠にまゐられて川狩をさせて見物した、僖伯は疾を口實にしてお供致さなかつた、「春秋」に「川狩の備を棠に設けた」と書いたのは禮でないことを咎めたのである、また遠方の地まで出向かれたのを譏つたのである、

〔一〕魚者は漁者である、觀二魚者一とは漁者その者を觀るのでなくして、漁者が魚を取るのを見物することである、隱公は一時の娛樂のために往くのであるが、臧僖伯はそれだけの事で、はるばると遠い棠の地まで出向かれることをあるまじい事として諫言したのである、〔二〕臧僖伯、魯の大夫、隱公の叔父に當る、名は彄、字は子臧、僖はその謚である、伯といふのは同胞の中の長であることを示すためである、僖伯の孫の代になつて、はじめて臧氏を名乘つたのであるから、ここに臧僖伯といふのは、もとより追記である、〔三〕物不足云云、この物は廣く諸物鳥獸魚鼈の類をさしていふ、或は事物旌旗車服の屬と見る解もあるが、それだと後の材と關係がないことになる、〔四〕講二大事一の大事は直に軍事と解すべきであらう、杜註は祭祀と軍事との二つに亘つてゐると解してゐる、しかし、本文には軍事に專であつて、祭祀に關するものはあることはあるが、餘りに輕く扱はれてゐる、祭事に就いて考へなくともよいやうである、古しへの俗、軍事の訓練は狩獵によつて行つてゐた、〔五〕備二器用一、器用は軍器をいふ、軍器修備の材は狩獵の獲物である、たとへば鳥の羽毛、獸の齒牙の類をさしていふ、〔六〕〔七〕講事以度レ軌、量謂二之軌一、取レ材以章レ物、采謂二之物一は事を講じて以て軌に度る、量之を軌と謂ふ、材を取りて以て物を章にす、采之を物と謂ふと訓むのと、軌量を度る、物采を章にすと訓むのと二說ある、前說に從ふべきであらう、軌に度るとは法度に合ふか、合はないかを度ることである、量は軌量、すなはち法度である、采は色彩や裝飾である、鎧にもせよ旗にもせよ、身分身分に應じて規定がある、故に規定を守りさへすれば、一見して身分を明に知られる、〔八〕蒐は選び取ることを意味する、孕まぬ鳥獸を選び取るのは、繁殖を妨げまいとの用意である、〔九〕苗は苗の害をなす鳥獸を取ることを意味する、〔一〇〕獮は殺である、秋は殺の氣である、故に其の季節の氣に順つてかり取ることを意味する、〔一一〕圃守の義、擇ばず、餘さずかり取ることを意味する、〔一二〕治兵、人數をくり出すこと、はじめて兵事を治めるの意、〔一三〕振旅、軍を引上げること、振は整へることであり、旅は軍衆のこと、すなはち人數を整へて還ることを振旅といふ、〔一四〕飲至、軍を引上げて來たことを宗廟に告げ、その前で酒宴を賜はる儀式である、〔一五〕軍實、軍器及び狩獵の獲物をいふ、〔一六〕昭二文章一、采色や裝飾を明瞭にすること、車服旌旗の類に就いていふ、〔一七〕軍隊の中に階級がある、其の階級を明にすること、〔一八〕辨二等列一は軍の行伍を辨別すること、〔一九〕出陣の場合には年少者が先に立つて進み、年長者が後になつて進む、歸陣する時は、年長者が先になり、年少者が後になる、すべて年少者は年長者を保護する位置をとる、〔二〇〕春蒐夏苗云々から、この習二威儀一也までは物不レ足二以講一大事一の大事を講ずることを說いてゐる、換言すれば軌の說明であ

る、次の鳥獸之肉云々から古之制也までは、其材不レ足二以備二器用一一に應じていふ、すなはち物の說明である、その說明はもとより漁者を觀ることの意味のないこと、亂政の一つであることを說破するための伏線である、〔二一〕鳥獸之肉不レ登二於俎一、俎は宗廟の祭器であるから、鳥獸の肉は祭祀の料とのみ見ることが出來るが、また一方宗廟に於ける飲至の禮をも合はせ考へて、軍事講習の場合をも兼ねていふべきであらう、〔二二〕器用之資、こゝの器用は前文の其材不レ足二以備二器用一一の器用と異なつてゐる、前のは軍器であり、こゝは普通の器物である、〔二三〕皁隷之事、杜註、皁を士の臣と謂ひ、皁の臣を輿と謂ひ、輿の臣を隷と謂ふといつて、その別を明にしてゐる、しかし、ここは大體に於いて小臣を意味してゐる、一々拘はる要がない、〔二四〕非二君所レ及也一、これ漁者を觀るべきでないことを正面から喝破したのである、この語句は遠く君不レ擧焉に應じてゐる、〔二五〕公は臧僖伯の道理ある言葉を拒みかねて、この遁辭を設けたのである、略地は國內を巡行して疆界を正しくすること、これ亦君たる者のなさねばならぬ職務である、公はそれを藉りて、さも理由ありさうに裝つたのである、〔二六〕矢魚、「春秋」にはかう書き、傳には陳魚と書いてゐる、矢も陳も同じ意である、魚は漁者、漁者を陳ねるとは、大勢の漁者に漁りをさせて見物することである、〔二七〕言二遠地一也、杜註に棠を他境といふも、實は魯の境內

である、都離れた遠隔の地に遊樂したことを難じたのである、

○曲沃莊伯以鄭人邢人伐翼、王使尹氏武氏助之、翼侯奔隨、

【通釋】〔一〕曲沃の君莊伯が鄭國の軍勢と邢國の軍勢を率ゐて翼を伐つた、周王は莊伯の援兵として尹氏と武氏とを遣はした、翼の君は隨の地に奔つた、

〔一〕曲沃は晉の別封である、翼は晉の本都である、此の事件は晉の本城と支城との騒動であるが、「春秋」には書いてない、晉から魯に報告しなかつたためである、傳にこれを書いたのは、桓公二年に於ける曲沃と翼の關係の由つて來るものをあらかじめ知らせるためである、〔二〕周王が曲沃を援助したのは、莊伯が人を派して、王に翼侯を讒させた言を信じたためであらう、〔三〕武氏と尹氏は周の大夫である、〔四〕隨は晉の地である、

○夏、葬衞桓公、衞亂、是以緩、

【通釋】夏、衞の桓公を葬つた、衞の國には騒亂があつた、それで延引したのである、

〔一〕州吁の亂をいふ、〔二〕桓公の薨後、實に十四ケ月を經過してゐる、傳は怠慢によつて延引されたのでないことを斷わつてゐる、また「春秋」に書したのは魯が會葬したからである、

○四月、鄭人侵衞牧、以報東門之役、

【通釋】〔一〕四月、鄭の軍勢が衞の郊外を侵した、〔二〕東門の役の仕かへしである、

〔一〕前節、桓公の葬には夏といひ、こゝには四月といふ、前者が後者に先だつてゐることを意味する、時節でいふ方が、月でいふのより前に起つた事件である、これが書例である、〔二〕侵衞牧、杜註は牧を邑名としてゐる、さうでなからう、邑外を郊、郊外を牧、牧外の野と區別する牧のことであらう、〔三〕東門之役、四年の條に見える、五日東門を包圍したといふのがそれである、

衞人以燕師伐鄭、鄭祭足、原繁、洩駕、以三軍軍其前、使曼伯與子元潛軍軍其後、燕人畏鄭三軍、而不虞制人、六月、鄭二公子

子以制人敗燕師于北制、君子曰、不備不虞、不可以師、

【通釋】〔一〕衞人が燕國の軍勢を率ゐて鄭を伐つた、鄭の祭足、原繁、洩駕が三軍を率ゐて燕軍の前方に陣を取つた、さて、曼伯と子元の二人に人知れず燕軍の後方に陣を取らせた、燕軍は前方の鄭の三軍だけを警戒して、後方の制の軍勢の攻めて來るのを氣づかなかつた、六月、鄭の二人の公子が制の軍勢を率ゐて、燕軍を北制で敗つた、君子がいふ、油斷なく構へぬかぎり、軍を動かすべきでない」

〔一〕杜註に南燕國といつてゐる、燕國は南燕北燕の二つに分れてゐた、〔二〕祭足、原繁、洩駕は鄭の大夫である、〔三〕曼伯は鄭の公子忽、子元は鄭の公子突である、後出の二公子といふのは、此の二人のことである、二公子は間道から潛に燕の後方に出でたのである、〔四〕不虞制人の制は鄭の邑である、ここに制人といふのは、やや唐突である、しかし、其の制の軍が曼伯と子元に屬してゐたことは、之に續く六月云々の記事によつて、おのづから明になる、

○曲沃叛王、秋、王命虢公伐曲沃、而立哀侯于翼、

【通釋】〔一〕曲沃の君莊伯が周王に叛いた、秋、周王は虢公に命じて曲沃を伐たせて、哀侯を君として翼に立てた、

〔一〕周王はさきに尹氏武氏を遣はして莊伯を援け、翼侯を逐はせた、しかし、翼侯の子光を翼侯として、晉の後を繼がせようとした、しかも莊伯はその命令を遵奉せず、翼を取り、また光を逐つた、叛くとはこの事實をさしていふ、〔二〕これが光である、

○衞之亂也、邾人侵衞、故衞師入邾、

【通釋】〔一〕衞の國に内亂があつた時に、邾の國から衞の國を侵した、故に衞の軍勢が仕かへしとして邾に攻め入つたのである、

〔一〕州吁の亂をいふ、〔二〕故には「春秋」の本文を直に承けていふ、

○九月、考仲子之宮、將萬焉、公問羽數於衆仲、對曰、天子用八、

諸侯用六、大夫四、士二、夫舞、所以節八音而行八風、故自八以下、公從之、於是初獻六羽、始用六佾也、

【通釋】九月、仲子の廟が落成した、その祀に萬の舞をとり行はうとした、公は大夫の衆仲に羽を手にする舞人の數を尋ねた、衆仲が答へた、「天子には八の數、諸侯には六の數、大夫には四の數、士分には二の數と申すのが定めに御座いまする、そもそも、舞と申すのは、八つの樂器を調節して、八方の風の心を表現致すものゆゑ、八を基本の數と致し、以下次第に數を少なく致します」公はその意見に從つた、こゝにはじめて六羽を獻ずることになり、六佾を用ゐはじめたのである、

〔一〕仲子と惠子とは廟を同じうしてよい筈、それなのに、仲子の宮を特更に造つたのは、仲子を魯の正しい君桓公の生母として崇めるためである、攝君の格でゐる隱公の遠慮からである、〔二〕羽は翟、雉尾を竿につけたもの、舞人がこれを執つて舞ふのである、その數に就いて、杜註は天子の八を八八六十四人、諸侯の六を六六三十六人とするやうに、それ等の數の自乘と解してゐる、しかし、八八六十四人、六八四十八人とするやうに、それ等の數に八を乘じたものと解する說、また八は八人、六は六人とやうに、その數だけの人數と解する說がある、おそらく第二說が當を得てゐるであらう、〔三〕八音八風の關係は東北風が匏音、正東風が竹音、東南風が木音、正南風が絲音、西南風が土音、正西風が金音、西北風が石音、正北風が革音といふやうに配せられる、各方角の風の性質がそれ等の音によつて表はれるといふのである、その八音は樂器によつて表現される、匏が笙、竹が管簫、木が柷敔、絲が琴瑟、土が塤、金が鐘鏄、石が磬、革が鼓である、これ等の樂器によつて奏せられる音律によつて、手を動かし、足を踏むのが舞である、〔四〕佾とは舞の行列の名、六佾とはその行列が六から成るものである、天子は八佾、諸公は六佾、諸侯は四佾、大夫士は樂を用ゐないのが古禮であつた、衆仲の意見は、古禮の全く廢れはてた當時の實際に卽するものである、仲子の宮に六佾を用る、六羽を獻ずるのは、本來からいへば、僭上極まることである、故に嚴格からいへば貶譏すべきであるが、隱公がなほ羽數を問題にしたことに愼重な態度があると見るべきであらう、杜註はさう解してゐる、

【語釋】○考、成就の義、宮が出來上つた時、酒を灑ぐ儀式をいふ、○萬、舞の名、文舞武舞の總名であるが、この場合は祀られる者が婦人だけに文舞に限られてゐる、

○宋人取邾田、邾人告於鄭、曰、請君釋憾於宋、敝邑爲道、鄭人以王師會之、伐宋入其郛、以報東門之役、宋人使來告命、公聞其入郛也、將救之、問於使者、曰、師何及、對曰、未及國、公怒乃止、辭使者曰、君命寡人、同恤社稷之難、今問諸使者、曰、師未及國、非寡人之所敢知也、

【通釋】宋の軍勢が邾の國の田を取つた、邾の國から鄭の國に申越した、「宋に對する遺恨をお晴しなさらぬか、その思召が御座るなら、わたくしの國で御案內仕りませう」鄭は周王の軍勢を拜借して、邾に會した、宋を伐つて其の外郭にまで攻め寄せた、東門の役の仕かへしをしたのである、宋の國から魯の國に使者が來て、君命もて急を告げた、隱公は鄭軍がすでに外郭にまで攻め寄せたと聞いたので援助しようと考へてゐたが、あらためて、その使者に問ひ訊した、「敵軍は何處まで攻め寄せたのであるか」對へていふ、「まだ國の都までは攻め寄せませぬ」公は腹立しく思つて、援助を中止された、宋公に對する辭退の口上を使者にいひつけた、「此方にも、共々にお國の難儀を心配せよとの仰せで御座つたが、たゞ今御使者から承はれば、敵軍はまだ都に攻め寄せぬさうな、それならば何も此方の存じたことでは御座らぬ、存分になさいますやう申上げる」

〔一〕邾は弱小の國、宋と戰つて勝味のないことはよく承知してゐる、故に鄭が宋に對する東門の役の宿怨に乘じて、この辭を設け、鄭の援兵を期待したのである、〔二〕鄭伯は周王の卿士であつた、故に王師を動かすことが出來る、〔三〕告ㇾ命、杜註は策に書する義、すなはち口上書と解してゐる、しかし、ただ君命を以て告げるといふまでの事であらう、尤も、この解釋の相異は直に隱公對使者の心裏の相異をひき起させ

る、〔四〕使者が何故に事實と違つた返答をしたのであらうか、敵すでに國都に及ぶといつたなら、もう援助の時期を失したと拒絶されることをおそれて、態とこの言をなしたのであらう、杜註は公がすでに口上書によつて實際の事情を知りながら、わざとらしく問ひ訊したことの腹立しさゆゑに、かくいひかへしたのだと解してゐる、〔五〕これは隱公が鄭を伐つ七年の條の傳である、

【語釋】○道、導である、褥導、○郛、郭である、外ぐるわをいふ、○未レ及レ國、國は國都をいふ、○恤、心痛すること、

○冬、十二月、辛巳、臧僖伯卒、公曰、叔父有レ憾二於寡人一、寡人弗レ敢レ忘、葬レ之加二一等一、

【通釋】冬、十二月、辛巳の日、臧僖伯が卒した、隱公がいふ、「叔父御は此方に對して氣まづい思ひをなされてゐた、此方はそれを後悔して忘れかねてゐる」さて葬儀に際して通常の大夫よりも一等高い禮で扱つた、

〔一〕杜註は單なる親愛な語と解してゐる、すなはち諸侯同姓の大夫を稱して、われより長ずる者には伯父、少き者には叔父といふ場合の例だと見てゐる、しかし、僖伯は隱公の父惠公の弟であるから、事實上隱公の叔父に當つてゐる、その點から解すべきであらう、〔二〕棠の川狩見物を諫めて聽かれず、疾と稱して行に從はなかつたことをいふ、

○宋人伐レ鄭、圍二長葛一、以報二入レ郛一之役一也、

【通釋】宋の軍勢が鄭を伐つて、その邑長葛を包圍した、と「春秋」にあるのは、鄭の外郭にまで攻め寄せた戰の仕かへしであつた、

〔一〕以報二入レ郛之役一也の也の字が、「春秋」の文の解釋だといふことを明にしてゐる、五年の條、二ケ所の以報二東門之役一に也のないのを參照すべきである、

〔經〕六年、春、鄭人來渝レ平、

六年、春、鄭の國から來て、うつて變つて和睦をした、○傳は渝平の義をいひかへて說明してゐる、

夏、五月、辛酉公會二齊侯一盟二于艾一、

夏、五月、辛酉の日、隱公が齊侯に會して艾の地で盟つた、○傳はこれが魯齊の和睦した最初の時だと附言してゐる、

秋、七月、

記すべき事がなくとも秋のはじめの月故に書したのである、春夏冬の場合もまた同樣である、

冬、宋人取二長葛一、

冬、宋の軍勢が長葛を取つた、○傳には秋とある、秋取つて、冬告げたのであらう、

〔傳〕六年、春、鄭人來渝レ平、更レ成也、

【通釋】六年、春、鄭の國からの申出で、うつて變つた和睦をしたと「春秋」にあるのは、從來の態度を變更して和睦したことである、

〔一〕隱公がまだ公子であつた時分に、狐壤の戰で鄭の捕虜となつてから、深く鄭を怨んでゐた、しかし、隱公が宋に對する援兵を拒絶したことによつて、宋との仲が思はしくなくなつた、鄭はその間の事情を利用しようとした、故におのれを屈して和睦を願ひ出たのである、隱公もまた場合が場合であるだけに宿怨を棄てて和睦したのである、

【語釋】○渝、變である、○平、和して未だ盟はぬとをいふ、○更成、變じて平らぐの意、

○翼九宗五正頃父之子嘉父、逆二晉侯于隨一、納二諸鄂一、晉人謂二之鄂侯一、

【通釋】翼の九宗の一家であり、五官の長である頃父の子嘉父が、晉侯を隨から迎へた、晉の別邑鄂の地を住ひとした、晉國の人々が鄂侯と崇めた、

〔一〕頃父は家柄として、また重職の士として世に聞えてゐたらう、故に嘉父の人物をその父によつて示し、その舊家名士であることを明にしたのである、晉は懷姓、同姓が九家に分れてゐる、頃父の家はその一であつた、五正とは五官の長である、〔二〕晉侯は前年翼を逐はれた君である、その子光が現に王命によつて翼に君となつてゐる、故に鄂に別居したのである、〔三〕この事件は「春秋」には見えてゐない、

○夏、盟二于艾一、始平二于齊一也、

【通釋】夏、艾で盟つたと「春秋」にあるのは、はじめて齊と和睦したことである、

〔一〕杜註は艾山を泰山だといふ、多分さうでなからう、齊の地であらう、〔二〕「春秋」以前魯と齊とは不和であつたの

が、こゝにはじめて和睦したのは、齊鄭の關係がさうさせたのであらう、齊鄭の同盟の國、しかも鄭はすでに魯と和してゐる、故に齊もまた魯と和することを便宜としたのであらう、

○五月、庚申、鄭伯侵レ陳、大獲、往歲鄭伯請二成于陳一、陳侯不レ許、五父諫曰、親レ仁善レ鄰、國之寶也、君其許レ鄭、陳侯曰、宋衞實難、鄭何能爲、遂不レ許、君子曰、善不レ可レ失、惡不レ可レ長、其陳桓公之謂乎、長レ惡不レ悛、從自及也、雖レ欲レ救レ之、其將レ能乎、商書曰、惡之易也、如レ火之燎二于原一、不レ可レ嚮邇一、其猶可レ撲滅一也、周任有レ言、曰、爲二國家一者、見レ惡如二農夫之務一去レ草焉、芟夷薀崇之、絕二其本根一、勿レ使レ能殖一、則善者信矣、

【通釋】五月、庚申の日、鄭伯が陳の國を侵して大捷利を得た、前年のこと、鄭伯が陳の國に和睦を申出でた、陳侯は許さなかつた、五父が諫めていふやう、「仁者と親しく致し、隣國と仲善く致すのは、國の寶で御座る、君には鄭に御容赦あつて然るべしと存じます」陳侯がいふ「宋と衞こそ畏るべき國ではある、鄭は何ほどの事があらう」たうとう和睦を許さなかつた、「善は失つてはならぬ、惡は長せぬやうにせねばならぬ」と君子がいはれたのは、まこと陳の桓公の事であらうか、惡を長じさせて、改心しないかぎり、やがては身の上の大事となるであらう、その時になつて救はうとしても、救はれるものでない、「商書」に「惡のひろがり方の速さは、野原の火事と同じだ、寄り近づけられないといつてゐる、ましてこれを無くしてしまふなどとは、及びもつかぬ事である」古しへの賢者周任もまたいつてゐる、「國家を治める者が惡を見ては、農夫が一途に草をとり棄てる心掛けをせよ、苅つてはうち枯らし、積み重ねてはうち腐らし、その根をたやして、殖ゑないやうにせよ、さうさへすれば穀類はよく育つものだ」

〔一〕鄭伯が陳を伐つのは、東門の役に報いるためであらう、陳侯が今大敗を蒙つたのは、その用意に缺くるところがあつたためである、この一節、陳侯不用意の一事を追記して、大敗の偶然でないことを明にしたのである、〔二〕陳侯が州吁と共に鄭を伐つたのは惡の萌しであつた、鄭の和睦の申出を拒絶したのは、惡の漸く長じたためである、その結果この大敗を得たのである、すなはち惡の從自及也といふのがこれ、〔三〕「商書」の中「盤庚」の篇である、しかし「惡之易也」の一句は現存の書には見えてゐない、〔四〕本文には「善者信矣」とある、善者は直に穀類を意味しない、この場合は惡草に對して、その義をなす、これが又上文の「爲二國家一者見レ惡」の惡に應じてゐる、文の妙所である、

【語釋】○惡之易也、易は蔓延すること、難易の易ではない、○芟夷、共に苅り取ること、○薀崇、積み重ねることによつて、蒸されて自然と腐つてゆく、○信、伸と同じ、

○秋、宋人取二長葛一、

【通釋】秋、宋の軍勢が長葛を取つた、

〔一〕「春秋」の本文には冬取つたことになつてゐる、事實は秋であるが、魯が報告を受けたのが冬、故にこの相異が生じたのであらう、或は周曆と殷曆が二つながら行はれてゐたために、この相異を生じたとの解もある、〔二〕前年にも長葛を包圍した、その時はそのまゝに引上げ今年そこを取つたのである、長葛は鄭の邑であるが鄭を伐つと斷わらないのは、前年の條すでに「宋人伐レ鄭圍二長葛一」とあるがためである、

○冬、京師來告レ饑、公爲レ之請二糴於宋衞齊鄭一、禮也、

【通釋】冬、京師から使が來て、米の不足を告げた、隱公は米を周に運ぶやうに、宋、衞、齊、鄭に依頼された、禮にかなふ事であつた、

〔一〕王命を以て饑を告げたのでない、故にたゞ京師とのみいふ、また「春秋」にも書かなかつた、〔二〕魯もまた凶荒で米が足りなかつた、「春秋」の本年の條に「螟」といつてゐるからである、故に特に四國から米を買つて、京師に運び込むやうに依頼したのである、隱公が王命でないのに拘はらず、よく周王のために計る、その恭敬の態度を稱して「禮也」といふ、

【語釋】○糴、米を運び入れること、

○鄭伯如レ周、始朝二桓王一也、王不レ禮焉、周桓公言二於王一曰、我周之東遷、晉鄭焉依、善レ鄭以勸二來者一、猶懼レ不レ蘧、況不レ禮焉、鄭不レ來矣、

【通釋】鄭伯が周に來つて、〔一〕はじめて桓王にお目見えをした、王は無あしらひであつた、〔二〕周の桓公が王に申した、「わが周の國が東の方に都遷りを致しました折は、一途に晉と鄭とをたよりに致しました、さういふ舊功のある鄭の國で御座れば、これと交りを篤う致して、よく來るやうに勸めなされても、まだまだ行屆かないと存じまする、まして無あしらひである以上、鄭は此の後朝參致さぬことと存じまする」〔三〕鄭伯は隱公三年以來二度までも王都を犯してゐる、しかも、桓王卽位後三年にして漸く來朝したのである、王の憤り深く禮をなさない所以である、〔四〕周桓公は周公黑肩である、周公旦の末裔、代々周の大臣である、周桓公の周は國でなくして、采地である、〔五〕周の幽王が犬戎のために弑された、平王は犬戎を避けて東に徙つた、所謂周の東遷である、その時、晉の文侯と鄭の武公が周室を輔佐した、〔四〕勸來者、來者は鄭をさしていふ、或はこれを廣く他國と見る解もある、さうだとすれば、鄭の國を丁寧にあひしらひなされて、他の國々にもよく來朝なさるやう勸められても云々の義となる、〔五〕これは桓公五年、諸侯、王に從つて鄭を伐つの傳に對する前書きである、

【語釋】○蘧、至である、十分に行屆くこと、

〔經〕七年、春、王三月、叔姬歸二于紀一、

七年、春、周の王曆三月、叔姬が紀の國に嫁入した、○これには傳がない、杜註は、これを元年に紀に嫁入した伯姬の娣だと解し、その時はまだ幼少であつたから、今まで時期を待つてゐたのだと解してゐる、

滕侯卒、

滕侯が卒した、○傳は名を書かない理由に就いて說明してゐる、

夏、城二中丘一、

夏、中丘に築城した、○傳は時ならぬために書すのだといつてゐる、

齊侯使二其弟年一來聘、

齊侯がその弟年に贈物を持參して挨拶に來らせた、○傳は艾の盟を結ぶためだといつてゐる、

秋、公伐レ邾、

秋、隱公が邾を伐つた、○傳は公が宋のために討つたのだと說明してゐる、

冬、天王使二凡伯一來聘二戎伐一凡伯于楚丘一以歸、

冬、周王が凡伯に贈物を持つて挨拶に來らせた、戎がその凡伯を楚丘に伐つて、引立てて歸つた、○傳は戎が凡伯を怨む原因に就いて說明してゐる、

〔傳〕七年、春、滕侯卒、不レ書レ名、未レ同レ盟也、凡諸侯同レ盟、於レ是稱レ名、故薨則赴以レ名、告終稱レ嗣也、以繼好息レ民、謂二之禮一經、

【通釋】七年、春、滕侯が卒した、「春秋」に名を書かないのは、魯と滕とがまだ同盟しないためである、おそ、諸侯が同盟すれば、はじめて名を以て稱する、されば薨ずれば名を以て告げ知らせる、さて、諸侯の亡くなられたことを告げ知らせ、また後繼の誰であるかを申しおくることは、前代の好しみをひき繼ぎ、更に平和を保つて民を安堵させるわけである、これを禮の大法といふ、〔一〕魯の隱公と滕の當主との間の同盟をいふのでない、前代以來未だ盟はぬことをいふのである、〔二〕盟ふ時は神前におのおの其の名を申し上げる、こゝに互に名を以て稱することがはじまる、〔三〕引き續いて同盟を保つことは、平和の關係を持續し、民をして戰禍を避けて安堵させることになる、禮とは畢竟安民を以て根本義とする、故に禮經といふのである、たゞし、杜註はこの禮經を周公が制するところのものと解してゐるが、やはり、も少し廣い意味に見るべきであらう、この經とは大法、また根本義と見るべく、一般性のものとして解すべきであらう、

○夏城二中丘一、書、不レ時也、

【通釋】夏、中丘の地に城を築いたと「春秋」に書いたのは、築城の時期でないからである、

〔一〕築城は農耕の手隙の冬に於いてするのが法である、民に累を及ぼさじの用意である、尤も防禦の要に迫られる場合

には、必ずしも冬を待たない、傳に不時といふのは、その要がないのに拘はらず、築城を急にする場合である、

○齊侯使夷仲年來聘、結芟之盟也、

【通釋】齊侯が夷仲年に贈物を持つて挨拶に來らせた、といふのは芟の盟を結ぶためである、

〔一〕夷仲年は「春秋」には齊侯の弟とある、同母弟である、特にその人を選んだのは魯を尊重したのである、〔二〕六年の條に見えてゐる、

○秋、宋及鄭平、七月、庚申、盟于宿、公伐邾、爲宋討也、

【通釋】秋、宋と鄭とが和睦した、七月、庚申の日、宿の地で盟つた、隱公が邾を伐つた、これは宋のために討つたのである、

〔一〕魯はさきに宋と斷つて、宋の敵である鄭と結んだ、今、宋と鄭とが同盟したのにつけて、多大の不安を感ぜざるを得ない、故に鄭と共に宋を伐つた國であり、しかも弱小なる國である邾を目ざして之を伐つて、宋の歡心を得ようとした、

○初、戎朝于周、發幣于公卿、凡伯弗賓、冬、王使凡伯來聘、還、戎伐之于楚丘、以歸、

【通釋】そのはじめ、戎が周に參朝した、恒例によつて進物を周の公卿だちに贈つた、凡伯のみが饗應をしなかつた、冬、周王が凡伯を魯に挨拶の使者として遣はされた、その歸るさ、戎の軍勢が楚丘の地に於いてこれを伐ち、凡伯を引立てて歸つた、

〔一〕他國から使人が來て、幣物を此の國の卿大夫に贈る、これが發幣である、贈られた方では、その人を自家に招宴する、これが賓である、凡伯が賓禮を行はなかつたのは戎なるが故に侮辱したのであらう、〔二〕伐于楚丘、杜註はこの伐を鐘鼓を鳴して攻めるの例を以て解してゐる、しかし、兵を以て襲つたために伐といつたと見るべきであらう、楚丘は戎の地である、杜註は越の地だといつてゐる、それに據つて、衞が凡伯の難を救はなかつたとて、不敬として咎める說もある、〔三〕以歸、杜註は以歸は執でない、捕虜にされたのでないといふ、捕縛されたのでなくとも、多數の者にとり圍まれて拉れて行かれたのであるから、むしろ捕虜になつたといふ方が近から

う、

○陳及鄭平、十二月、陳五父如鄭涖盟、壬申、及鄭伯盟、歃如忘、洩伯曰、五父必不免、不賴盟矣、鄭良佐如陳涖盟、辛巳、及陳侯盟、亦知陳之將亂也、

【通釋】陳と鄭とが和睦した、十二月、陳の五父が鄭に往つて盟の座に會した、壬申の日、鄭伯と盟つた、歃血の儀式の時、五父は物忘れの樣子であつた、洩伯がさてさて「五父といふ男は禍を免れまい、盟をなほざりに致しをる」といつた、鄭の良佐が陳に參つて盟の座に會した、辛巳の日、陳侯と盟つた、この者もまた陳の國のやがて亂れることを知つた、

〔一〕前年、鄭が陳を侵して大に獲たといふ事件後、はじめての和睦である、〔二〕歃血は盟に於ける一儀式である、牲として神に捧げた牛豚犬雞、また狗馬などの血を用ゐた、歃はすすつて飲み下すこととも解されてゐる、或は飲下するのでなく、ただ口ばた塗るだけだとも解されてゐる、指で血を口ばたに塗つたのか、掌で血を掬つて塗つたのか、それとも口中に含みもしたか、詳細なことは知られてゐない、おそらくすゝり飲む事ではなかつたらう、いづれにしても盟に於ける歃血は重要な意義を有つてゐた、牲血は神聖の物として考へられ、それを口に塗るのは、神明に信を致す意を示したもの、すなはち盟の象徵であつたらう、それほどの大事を五父がなほざりの態度を以てした、故に洩伯の難があつた、〔三〕ぼんやりとして居た、關心を持たない狀態である、〔四〕洩伯は鄭の大夫である、〔五〕良佐も鄭の大夫である、〔六〕其の國情を視察して感じたことであらう、これが桓公五年六年、陳の國に騷亂が起つて、蔡人陳陀を殺す記事の前書きである、

【語釋】○涖、臨である、○不賴、慢である、愼重の態度でないこと、盟をたよりにしないといふ意である、

○鄭公子忽在王所、故陳侯請妻之、鄭伯許之、乃成昏、

【通釋】鄭の公子忽が王のもとにゐた、されば陳侯は忽を聟にしたいと申出でた、鄭伯がそれを許した、そこで緣談が成立した、

〔一〕忽が周に質となつてゐることは三年の條に見える、忽

は王から寵愛をうけてゐたので、陳侯はそれを聟にとつて、王の歡心を得ようとしたのである、利用ごころである、〔二〕これは忽が齊の昏姻を失つて出奔するに至る記事の前書きである、

〔經〕八年、春、宋公衞侯遇于垂、

八年の春、宋公と衞侯が垂で略式の會見をした、○傳はこの會見が齊宋衞正式の會に對する準備であることを說明する、

三月、鄭伯使宛來歸祊、庚寅、我入祊、

三月、鄭伯が宛を魯にさし遣はして祊の邑をおくらせた、庚寅の日、魯から祊預りの人を派した、○傳は、鄭伯に深意があつてさうしたのだと說いてゐる、

夏、六月、己亥、蔡侯考父卒、

夏六月己亥の日、蔡侯考父が卒した、○傳はない、

辛亥、宿男卒、

辛亥の日、宿男が卒した、○傳はない、杜註は元年に宋魯大夫盟于宿とあるので、宿もまた魯と同盟の國である筈、さうだとすれば、この宿の君の名をこゝに書かねばならないのを、何故に書かないかと疑つてゐる、しかし、元年の文が果して魯と宿とが同盟したことを示すであらうか、詳でない、同盟してないので名を告げて來なかつたと見る方が近いやうである、

秋、七月、庚午、宋公齊侯衞侯盟于瓦屋、

秋七月、庚午の日、宋公齊侯衞侯が瓦屋に於いて盟つた、○傳はこれが齊侯の志でもあること、またこの事が禮にかなふことを說いてゐる、

八月、葬蔡宣公、

八月、蔡の宣公を葬つた、○傳はない、

九月、辛卯、公及莒人盟于浮來、

九月辛卯の日、隱公と莒人とが浮來で盟つた、○傳はその由來を明にしてゐる、

螟、

稻の毒蟲があつた、○傳はない、

冬、十有二月、無駭卒、

冬十二月、無駭が卒した、○傳は公が無駭に族を賜ふ始末を說いてゐる、

〔傳〕八年、春、齊侯將平宋衞、有會期、宋公以幣請於衞、請先相見、衞侯許之、故遇于犬丘、

【通釋】八年、春、齊侯が宋と衞とを和睦させようとした、會期が定つた、宋公は幣物を衞におくつて、期日以前に一應會見したいと申出でた、衞侯が許容した、故に犬丘に於いて途中遭遇の形式で會見した、

〔一〕杜註は齊侯が宋と衞を鄭に和睦させる手段として、かうするのだといふが、齊侯の本意は齊が宋衞鄭の三國と平ぐにある、今まで宋衞に對して計つたのである、〔二〕宋と衞の怨は宋公がかつて州吁に黨したために一段と深さを加へた、齊宋衞の三國の會も、それあるが故に破綻を生ずるやも知り難い、宋が期日以前の會見を望む理由である、宋が幣物を贈るなど、いかに下手に出てゐるかを注意すべきであらう、〔三〕「春秋」には垂とある、垂と犬丘は同一の地である、

○鄭伯請釋泰山之祊、而祀周公、以泰山之祊易許田、三月、鄭伯使宛來歸祊、不祀泰山也、

【通釋】鄭伯が泰山の祀をさしおいて、周公を祀り、泰山の祊の地を許田と交換したいと申出でた、三月、鄭伯が宛を使者として祊を魯におくらせた、といふのは泰山を祀らないといふことである、

〔一〕鄭の國はもと王命を以て泰山を祀つてゐた、祊はその湯沐の邑である、魯はもとよりその先祖周公旦を祀つてゐる、許田はその別廟の所在地である、許田は鄭に近く、祊は魯に近い、鄭伯の申出は、もはや天子の巡狩もなく、泰山の祀も等閑に附せられてゐる今日ゆゑ、その土地土地を交換して便宜を得ようといふのである、しかし、それは表面の事で、眞意は他にあつた、交換の口實の下に祊を魯におくつて、その歡心を得、一段の親密を加へるにある、魯もまたその意を會得してゐる、故に假りに祊を受けて、それを自己のものとしなかつた、「春秋」に「庚寅我入祊」とある所以である、入とは受けたことは受けても、未だ所有しないといふことである、〔二〕宛は鄭の大夫である、名のみを書いて、族を書かないのは、鄭伯が王命を廢して、自家の策謀のために事を成すことを貶するためである、杜註は氏を書かないのは未だ族を賜はないのだと

見てゐる、さうではなからう、鄭が王命を廢するのが罪であるなら、魯が祖先の祀をなほざりにするのも同罪でなければならない、たゞ魯の史官は魯を毀譏するの辭を避けて、專ら鄭に就いて言を立てたのである、〔三〕泰山の祀を廢めたのは、周公の別廟の祀を行ふことを保證する、魯が安心して許田と祊とを交換するやうにとの計らひである、

○夏、虢公忌父、始作レ卿二士于周一、

【通釋】虢公忌父がはじめて周の卿士となつた、

〔一〕周平王が虢公を卿士にしようとして、鄭伯との間に紛擾を生じ、王の崩後、周人が更に虢公に政を畀へようとして、周鄭の間に難を生じたことは、三年の條に見えてゐる、その後幾曲折を經て、周人の希望通りに治定したのである、

○四月、甲辰、鄭公子忽如レ陳逆二婦嬀一、辛亥、以二嬀氏一歸、甲寅入二于鄭一、陳鍼子送レ女、先配而後祖、鍼子曰、是不レ爲二夫婦一、誣二其祖一矣、非レ禮也、何以能育、

【通釋】四月甲辰の日、鄭の公子忽が陳に往つて婦嬀を妻に迎へた、辛亥の日、嬀氏をつれて歸り、甲寅の日、鄭に入つた、その時、陳の鍼子は姫君を送つて來た、忽はまづはじめに婚禮の式を行ひ、その後に祖廟に告げた、鍼子がいふやう、これは正しい夫婦の道ではない、先祖の神靈を踏みつけに致すのだ、禮にかなはない、どうして子孫が末長く榮えよう」

〔一〕鍼子は陳の大夫である、〔二〕先配後祖、配は配合、すなはち合巹の禮、祖は祖廟に告げるの禮である、正しき婚禮ははじめに祖先の廟に告げ、然る後に合巹の禮を擧げるのが順序である、今、公子忽のなすところはその順序を顚倒してゐる、鍼子はその非禮を咎めたのである、

【語釋】○誣、誣は侮辱すること、○育、子孫を育すること、子孫の榮えをいふ、

○齊人卒平二宋衛一于鄭一、秋、會二于溫一、盟二于瓦屋一、以釋二東門之役一、禮也、

【通釋】齊の國がつひに宋と衛を鄭に和睦させた、秋溫の地に會し、瓦屋の地に盟つた、これで東門の役の怨を水に流したわけである、禮にかなつてゐる、

〔一〕「春秋」には瓦屋の盟を書いて、溫の會を書いてゐない、盟の中に會を籠めたためであらう、杜註は溫の會を告げなかつたので書かないのだといつてゐる、〔二〕宿怨を去つて互に和する、すなはち定國安民の道に合するからである、

○八月、丙戌、鄭伯以二齊人一朝レ王、禮也、

【通釋】八月丙戌の日、鄭伯が齊の人をつれ立つて王に朝した、禮にかなふことである、

〔一〕齊人は齊伯をさしていふ、〔二〕王に參朝したことを禮にかなふと褒むるのは勿論であるが、その中おのづから齊伯が虢公に政を畀へたことによつて王に反感を懷かないことをも含めて考ふべきであらう、

○公及二莒人一盟于浮一來、以成二紀好一也、

【通釋】隱公と莒の國人とが浮來の地で盟つた、といふのは紀の國が魯のために計つてくれた好しみを成就したことである、

〔一〕莒人といふのは實は莒の大夫のことであらう、莒は小國であるために、大國の大夫世卿が外交全權を帶びるのと例を異にして、名を書かないまでである、尤も杜註は微者なるが故に莒人と書いたといつてゐる、〔二〕浮來は紀國の邑である、〔三〕三年の條、「紀子帛莒子盟二于密一魯故也」とあるのに應ずる、

○冬、齊侯使二來告一レ成二三國一、公使二衆仲一對曰、君釋二三國之圖一、以鳩二其民一、君之惠也、寡君聞レ命矣、敢不レ承二受君之明德一、

【通釋】冬、齊侯が使者を魯に遣はして三國和睦のことを告げて來た、隱公が大夫衆仲にいひつけてその返答を傳へさせた、「君におかれては三國のいがみ合ひを止めさせ、その民を安堵させられた、いみじきお ん情で御座る、拙者の主人も仰の旨をとくと承はり申した、君のやんごとなきお ん德を仰ぎ申さずにをられませうや」

〔一〕齊侯が三國の成を計るのは必ずしも平和を尊重するためでない、斡旋の間に自己の權力を揮はうとの意に出づる、

事事しく魯に告げて來たのも、その功を說いて魯を壓する企みである、隱公の答辭の中、すでに壓せられた形が明に見られる、〔二〕宋鄭衞をいふ、瓦屋に盟つた三國である、

【語釋】○圖、事を謀ること、互に敵視して彼に乘ずる策謀を講ずること、○鳩、集である、戰禍のために離散した民が安心して集まること、

○無駭卒、羽父請謚與族、公問族於衆仲、衆仲對曰、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、諸侯以字爲謚、因以爲族、官有世功、則有官族、邑亦如之、公命以字爲展氏、

【通釋】無駭が亡くなつた、羽父が無駭のために謚と族とを下されるやうに願ひ出でた、隱公は何といふ族を與へたものかと衆仲に尋ねた、衆仲が答へるやう、「天子は有德の者を諸侯におとり立てなされ、其の生地に因んで姓を下しおかれる、また其の者に土地を下しおかれて、其の土地の名を氏に致すやう仰せつけなされる、諸侯は卿大夫の字を其の謚と致させ、其の謚を子孫の族に致させられる、また代々うち續いて功績がある場合には、其の官名を族に致させられる、また封ぜられてゐる邑の名をさう致される場合も御座いまする」公は無駭の字をとつて、展氏といはせた、

〔一〕無駭の功績と君の信任とは、共に族を賜はるべくして、未だ其の運びに至らぬうちに卒した、故に無駭と相役の羽父が願ひ出でたのである、〔二〕建德、有德の者をとり立てて諸侯に封ずること、〔三〕天子が諸侯を封ずる時、同時に姓を賜はる、姓は生の義、其の生れた土地に因んで名づける、〔四〕胙之土、胙は祿である、胙土は祿として土地を下されることである、杜註は胙を報いる義に解してゐる、〔五〕同じ姬姓であるが、封ぜられた國によつて、或は魯といひ、衞といひ、晉といひ、鄭といふ、これおのおの封ぜられた國によつて名づけたのである、姓は本で氏は其の支である、尤も後には姓と氏とを同一に扱ふやうになつた、〔六〕諸侯は位が卑い、從つて天子のやうに卿大夫に姓を賜ふことが許されない、故に卿大夫の字を以て其の謚となし、子孫をして、其の謚を直に族に用るさせる、杜註は諸侯以レ字爲レ謚因以爲レ族を、諸侯は字を以てす、謚を爲り因て以て族となすと讀む、以レ字で句を絕つてゐる、意を成さない、爲謚で句を絕つて、字を以て謚を爲る、因て以て族となすと讀むべきである、〔七〕氏は天子から賜はるもの、族は諸侯から賜はるものである、族また氏と稱するも、これはもとより天子から賜はる氏でない、字、謚、官名また邑名をとつて假りに其の家に名づけたまでのことである、〔八〕〔九〕其の舊官また舊邑を以て族とする、これも勿論君より賜はる稱でもある、〔一〇〕展は無駭の字である、杜註は展を以て無駭の祖父の字であるといふ、杜預をしてさう解釋させたのは、諸公の子を公子と稱し、公子の子を公孫と稱し、公孫の子は王父を族とするといふ見解に本づく、しかし、此の見解は決して正しくない、必ずしも公孫の子と王父の關係で族が決定するわけでない、今の場合、勿論無駭の字を以て展氏といはせてさし支へがなかつた、更に無駭の祖父の字が展とあるといふのも杜預の推測に過ぎない、

〔經〕九年、春、天王使南季來聘、

九年春、天王から南季を勅使として贈物を持つて挨拶によこされた、○南季は大夫である、これには傳がない、

三月、癸酉、大雨震電、庚辰、大雨雪、

三月癸酉の日、大に雨が降り、雷電が鳴りはためいた、庚辰の日大に雪が降つた、○傳は癸酉の日は永雨の降りはじめの日であること、霖また大雪の語意を說明してゐる、

挾卒、

挾が卒した、○挾は魯の大夫、未だ族を賜はらぬ者、これに傳がない、

夏、城郎、

夏、郎に築城した、○傳は時ならぬことを明にしてゐる、

秋、七月、

秋七月、

冬、公會齊侯于防、

冬、隱公が齊侯と防の地で會した、○傳は共に宋を伐つための協議であること、また事のそこに至るまでの經緯を說明してゐる、

〔傳〕九年、春、王三月、癸酉、大雨霖以震、書始也、庚辰、大雨雪、亦如之、書時失也、凡雨、自三日以往爲霖、平地尺爲大雪、

【通釋】九年、春、王曆の三月、癸酉の日、非常な霖雨であり、雷が鳴りわたつたのだといふのは、そのはじめの日を書したのである、庚辰の日、大に雪が降つたといふのも、同じ事である、共に時節はづれを書したのである、凡そ雨が三日以上降り續くのを霖といひ、雪が平地に一尺ほど積るのを大雪といふのである、〔一〕「春秋」には大雨とある、傳に大雨霖とある、霖の一字を加へて、その大雨の永雨であつたことを明にした、「春秋」には震電とあり、傳には震とのみある、震は雷のとどろきである、雷があれば電がある筈、故にわざと一字を略したのであらう、「春秋」と「傳」と文辭が錯綜して、極めて妙である、

○夏、城レ郎、書レ不レ時也、

【通釋】夏、郎に城を築いた、とあるのは時期を失したために書したのである、

○宋公不レ王、鄭伯爲二王左卿士一、以二王命一討之、伐レ宋、宋以入レ郛之役、怨レ公、不レ告レ命、公怒絕二宋使一、

【通釋】宋公が王に對する職責を怠つた、鄭伯が王の左卿士となつたが、王命によつてこれを討つことになり、宋に攻め入つた、宋はさきに鄭軍が郭に入つた時に、魯が救はなかつたので、隱公を怨んでゐた、今度も鄭に伐たれたことを告げなかつた、隱公は怒つて使者を宋に遣はさないことにした、

〔一〕鄭軍が郛に入るのことは五年の條に見える、〔二〕隱公は七年に邾を伐つた「爲レ宋討也」とあるやうに、隱公は宋公との縁れを解いて、その歡心を得ようとした、しかも宋公は未だ釋けなかつたのである、

【語釋】○不王、王のためにせずの意、王に對する職務また朝貢を盡さないこと、

○秋、鄭人以二王命一來告レ伐レ宋、

【通釋】鄭の國から王命を以て宋を伐つ軍勢を出すやうにと告げて來た、

〔一〕鄭は獨力で宋を伐つたが、未だ意を得なかつた、故に新に王命を以て魯に出兵を促したのである、鄭伯は實は王命を口實にして魯と結び宋を謀るにある、隱公が宋の使を絕つたことを知つて、いち早くその機會を利用して、かく告げて來たのであらう、宋の「不レ告レ命」と鄭の「告」との關係を讀むべきであらう、

○冬、公會二齊侯一于防、謀レ伐レ宋也、

【通釋】冬、隱公が齊侯と防の地で會したといふのは宋を伐つための協議である、

〔一〕さきざきは兎も角、春秋時代のはじめには、齊と鄭とは一味の間であつた、故に鄭の言に應じて宋を伐つに先だち、かく齊侯と會見したのである、

○北戎侵レ鄭、鄭伯禦レ之、患二戎師一、曰、彼徒我車、懼レ其侵二軼我一也、公子突曰、使二勇而無一レ剛者、嘗レ寇而速去レ之、君爲二三覆一以待レ之、戎輕而不レ整、貪而無レ親、勝不二相讓一、敗不二相救一、先者見レ獲、必務レ進、進而遇レ覆、必速奔、後者不レ救、則無レ繼矣、乃可レ以逞二、從レ之、戎人之前遇レ覆者奔、祝聃逐レ之、衷二戎師一、前後擊レ之、盡殪二戎師一、大奔、十一月、甲寅、鄭人大敗二戎師一、

【通釋】北戎が鄭を侵した、鄭伯がこれを防禦する、鄭伯は戎の軍勢の手強さを氣づかつていふやう、「あちらは歩兵、こちらは戰車、後方から突破されはすまいか」公子突が答へていつた「勇氣はあれど剛ならぬ者をすぐり出し、敵と少しばかり手合はせをさせて、すぐ樣退却させる、さて、君には三ところに伏兵を設けて敵を待ち受けなされ、そもそも戎と申すものは、至つて輕はずみで御座つて、陣立もよく構へませず、利欲に目がくれては親しい近いの見ざかひもなく、勝つたとなれば仲間に讓らうでもなく、敗れたとなれば仲間だとて救ひは致さぬ、されば今度も先陣の者の手柄立を見れば必ず遮二無二に進み、進んで伏兵に逢へば早速に逃げ出す、しかも後陣の者は救はないとなれば、あとを繼ぐ者とては御座りますまい、それでこそ此方は思ふ存分の働きが出來ませう」公はその意見に從つた、果して戎の進んで伏兵に遇つた者が逃げ出す、祝聃が逐ひかける、戎の軍勢を包圍

して、前後から擊つてかかつて、殘らず打ちとつた、戎の軍勢は總崩れになつた、十一月甲寅の日、この日に鄭軍は大に戎の軍勢を敗つた、

〔一〕　戰車は進退が自由でない、歩兵はそれに乘じて強襲して混亂させる、力を以てしては及びもつかぬ歩兵が徃々にして戰車を敗る所以である、〔二〕　勇氣ある者は進みに進む、剛なる者は恥を知つて決して退かうとしない、勇にして剛なき者は、進む時は勢込んで進むもの、いざ敗れたとなると、平氣でどしどし逃け込む、故に敵に一當り當るのには都合がよい、それで試用しようといふのである、〔三〕　見獲、獲られる、これは捕虜にされることである、剛なき者の逃けるのを追つて、捕へて手柄を立てることである、〔四〕　祝聃は鄭の大夫、一方の將である、杜註はこの人が勇にして剛なき兵の一隊を率ゐる者と解する、まづ進んで早速に奔り、戎を第三の伏にまで誘ひ出し、そこで三方の伏が起つて追ふ祝聃また引かへして追つたと解する、この解はどうであらう、祝聃はそれ等以外の一隊を引率した者と見るべきであらう、〔五〕　その日取りを明瞭にしたのである、結末に於いてしかと斷つたのである、

【語釋】　○侵軼、軼は突き進むこと、後よりおしかけ出づること、○嘗、試むること、○三覆、三ケ所の伏兵である、○還、心の欲するままにすること、○衷、包圍すること、○殪、たふすこと、

〔經〕十年、春、王二月、公會齊侯鄭伯于中丘、

十年、春、周王曆の二月、公が齊侯鄭伯と中丘で會した、○傳はその會の目的に就いて說いてゐる、

夏、翬帥師會齊人鄭人伐宋、

夏、翬が軍を帥ゐて齊人鄭人に會して宋を伐つた、○傳は翬の族を去つて名を書き、また齊侯鄭伯を齊人鄭人といふ理由について說いてゐる、

六月、壬戌、公敗宋師于菅、辛未、取郜、辛巳、取防、

六月壬戌の日、隱公が宋の軍を菅の地で敗つた、辛未の日、防を取り、辛巳の日、防を取つた、○傳は郜、防は隱公が自力で取つたのでない、鄭が歸つたことを說き、その鄭の態度に對する君子の評言を附說してゐる、

秋、宋人衞人入鄭、宋人蔡人衞人伐戴、鄭伯伐取之、

秋、宋衞の軍勢が鄭に攻め入つた、宋蔡衞の軍勢が戴を伐つた、鄭伯が伐つてこれを取つた、○傳は鄭伯の勝利のよつて來るところを說いてゐる、

冬、十月、壬午、齊人鄭人入郳、

冬十月壬午の日、齊鄭の軍勢が郳國に攻め入つた、○傳はその理由に就いていつてゐる、

〔傳〕十年、春、王正月、公會齊侯鄭伯于中丘、癸丑、盟于鄧、爲師期、

【通釋】　十年、春王曆の正月、隱公が齊侯鄭伯と中丘に會した、癸丑の日、鄧の地に於いて盟つた、出兵の期を定めたのである、

〔一〕　「春秋」には鄧の盟に就いて書いてない、杜註は公が會盟から歸つても廟に告けなかつたために書さなかつたと解してゐる、しかし、こゝは會を以て盟を籠めたのであらう、この場合は出兵の期日協定を主としたもので、盟はむしろ附隨の形に見られるからである、

○夏、五月、羽父先會齊侯鄭伯伐宋、

【通釋】　夏五月、羽父が期日以前に齊侯鄭伯と會して宋を伐つた、

〔一〕　「春秋」には翬帥師會齊人鄭人伐宋とある、何故に公子翬と書かずに、族を去り、名をのみ書いたか、また齊侯鄭伯と書かずに齊人鄭人と書いたか、傳は「先會」の「先」の一語によつてすべてを解釋してゐる、羽父が勝手に隱公等が公式に定めた期日に先だつて、二國の君と會して兵を專行した僭越を貶したのである、二國の君も亦羽父と事を共にした、故に人といふのである、杜註は齊人鄭人を君でなく身分卑しき者と會したためといつてゐる、當を得なからう、

○六月、戊申、公會齊侯鄭伯于老桃、

【通釋】　六月戊申の日、隱公が齊侯鄭伯と老桃の地で會した、

〔一〕　「春秋」にはない、杜註は隱公が廟に告げなかつたためだといふ、しかし、この會は會禮の會でなく、輕い意味の會見であつたらう、故に書かなかつたまでであらう、〔二〕　老桃は宋の地である、當時齊侯鄭伯は羽父と共に宋に出兵してゐた、故にそこで會したのである、

壬戌、公敗宋師于菅、

【通釋】壬戌の日、宋の軍を菅の地で敗つた、

〔一〕これは隱公が獨力で敗つたのである、杜註は齊鄭が期日に後れたために、隱公が獨力で敗つたのだと解する、齊鄭魯共に宋にゐる今である、何か他の事情によると見るべきであらう、菅は宋の地である、

庚午、鄭師入レ郜、辛未、歸于我、庚辰、鄭師入レ防、辛巳、歸于我、君子謂鄭莊公於レ是乎可レ謂レ正矣、以王命討不レ庭、不レ貪其土、以勞王爵、正之體也、

【通釋】庚午の日、鄭軍が郜に入つた、辛未の日、郜を魯に引渡した、庚辰の日、鄭軍が防に入つた、辛巳の日魯に引渡した、君子が評していふ、「鄭の莊公はかくの如くして正しといはれる、王命を以て王に背く者を討ち、討つてその土地を貪ることなく、王爵をかしづき重んじた、まことに正當そのものである」

〔一〕魯軍が獨力で宋軍を菅に敗つたので、鄭軍亦獨力で勢猛に宋を攻め立てたのである、〔二〕鄭は郜を取り、防を取つたものの、これを所有せず、魯に讓つたのである、「春秋」には魯が郜を取り、防を取つたことになつてゐるのは、鄭の好意をそのままに承けてのことである、〔三〕鄭は伯爵の國、魯は侯爵の國、故に鄭は上爵を尊重して取つた土地を讓つたのである、〔四〕これは表面から見た善意の評である、鄭伯の裏面の考へでは、かうすることによつて、魯と親密を重ね、大にこれを利用しようとするにあつた、

【語釋】○不庭、禮を守らないこと、下のものが上に事へる、皆禮を庭中に行ふことである、○勞、その勤をいひ立てて、これに禮をなすこと、○王爵、國に五等の尊卑がある、公侯伯子男である、これ等は王から賜はるもの、故に王爵といふ、

○蔡人衞人郕人不レ會レ王命、

【通釋】蔡人、衞人、郕人が王命を承はつても會さなかつた、

〔一〕これは宋を伐たないことである、王命は勿論鄭が蔡衞郕に傳承したのである、

○秋、七月、庚寅、鄭師入レ郊、猶在レ郊、宋人衞人入レ鄭、蔡人從レ之伐レ戴、

八月、壬戌、鄭師圍レ戴、癸亥、克レ之、敗二三師一焉、宋衞既入レ鄭、而以伐レ戴、召二蔡人一、蔡人怒、故不レ和而敗、

【通釋】秋、七月庚寅の日、鄭の軍が宋の郊に入り、なほ引續いて郊にとゞまつてゐた、宋の軍勢、衞の軍勢が鄭に入つた、蔡の軍勢もそれ等に從つて戴の國を伐つた、八月壬戌の月、鄭伯が戴國を包圍した、癸亥の日、苦戰の後にうち勝ち、その三國の軍を伐ちとつた、宋と衞とは鄭に攻め入つたあと、戴を伐つ段になつて、蔡に參加を申し遣はした、蔡の國ではその無禮を怒つた、故にとかく一致しないので、敗戰となつたのである、

〔一〕鄭師入レ郊猶在レ郊、杜註は郊を鄭國の郊、郭外と見てゐるが、郊は宋國の郊であらう、鄭師が宋に攻め入り、郊にまでは迫つたものの、まだ郭内に入り込まなかつたのであらう、〔二〕宋、衞の軍の鄭に入つたのは、宋の郭に迫る鄭軍を牽制して引上けさせるためである、〔三〕鄭に入つた宋衞の軍が蔡の軍と共に戴國を伐つたのは、鄭伯が本國さして引上けて來たので、その鋭鋒を避けて、轉じて戴を伐つたのである、戴は鄭の與國、弱小の國である、〔四〕豫じめ相談を受けないで、突然の申附けである、故に屬國扱ひの態度を怒つたのである、

○九月、戊寅、鄭伯入レ宋、

【通釋】九月戊寅の日、鄭伯が宋に攻め入つた、

〔一〕さきに宋が衞と共に鄭に攻め入つた仕かへしである、

○冬、齊人鄭人入レ郕、討レ違二王命一也、

【通釋】冬、齊と鄭の軍が郕に攻め入つた、王命に從はないので討つたのである、

〔一〕鄭伯が王命を以て宋を伐つべきことを傳へたに拘はらず、郕國が宋の討伐に參加しなかつたことをいふ、

〔經〕十有一年、春、滕侯薛侯來朝、

十一年、春、滕侯と薛侯とが魯を訪れた、○傳は二侯來朝の際の出來事を記し、何故に滕、薛の順序に書いたかを記してゐる、

夏、公會二鄭伯一于時來、

夏、隱公が鄭伯と時來の地で會した、○傳は其の由來を記し、また鄭伯が兵を大宮に授けた時の出來事を附記して

るる、

秋、七月、壬午、公及二齊侯鄭伯一入レ許、

秋、七月、壬午の日、隱公と齊侯、鄭伯が許に攻め入つた、

○傳は戰狀を叙し、また鄭伯の許國の處置、其の他を附叙してるる、

冬、十有一月、壬戌、公薨、

○傳は隱公が弑せられる顚末に就いて記し、また「春秋」に葬と書かない理由に就いて記してるる、

〔傳〕十一年、春、滕侯薛侯來朝、爭レ長、薛侯曰、我先レ封、滕侯曰、我周之卜正也、薛庶姓也、我不レ可レ以レ後レ之、公使二羽父一請二於薛侯一曰、君與二滕君一辱在二寡人一、周諺有レ之曰、山有レ木、工則度レ之、賓有レ禮、主則擇レ之、周之宗盟、異姓爲レ後、寡人若朝二于薛一、不敢與二諸任一齒、君若辱貺二寡人一、則願以二滕君一爲レ請、薛侯許レ之、乃長二滕侯一、

【通釋】十一年の春、滕侯と薛侯が魯に來朝した、禮の位爭ひとなつた、薛侯はいふ「わが國こそ、はるか以前に封爵を賜はつた國柄で御座るぞ」滕侯はいふ、「わが國こそは、周の卜官の長たる國柄で御座つた、それにまた、薛の國は周と姓を異にする國では御座らぬか、われはいかな事でも其の下には卽かれない」隱公は羽父に仰せつけて薛侯に賴まれた、「君と滕の君と辱けなくも御訪問下された、さても、山に木あれば、大工が見立てる、賓客に禮があれば、主が計らふと申す周の諺が御座るが、周の天子が盟を立てまする折には、異姓の國を後に致すのが掟で御座いまする、もし、拙者が薛のお國に參じ申したら、何しに、任姓のお國衆と一つらに並びませうぞ、されば君におかれて、やつがれにお情を懸けうと思召されるなら、ここのところは、滕の君を上の位にお願ひ致したう存ずる」薛侯が承知した、そこではじめて滕侯を上に(一〇)據るた、

〔一〕滕侯と薛侯が同時に來朝した、故に長を爭ふことになつた、〔二〕來朝の禮を行ふ順序の爭ひである、禮を行ふ場合の座席の上下、また時の前後の爭ひである、〔三〕薛の祖奚仲は夏朝に封を受けてるる、すなはち周以前の封國である、〔四〕滕侯の祖は卜正であつた、卜正は卜官の長である、滕侯が特に周の卜正と斷つたのは、薛の奚仲が夏の車正であつた事に對抗するためである、一事も薛に下るまいとの氣勢のためにいふ、〔五〕薛は任姓の國である、周と姓を異にしてるる、滕は姬姓の國、周と同姓の國である、〔六〕周の禮を說き出すためにまづ周の古い諺を引用したのである、賓に禮あれば主則ち之を選擇す、この意を殊に強くいふは、此の場合滕と薛の位定めを主人たるわれに委せよの意を籠めるためである、〔七〕周の宗盟、宗は主の義である、盟を主ることである、周の天子が諸侯の盟を扱ふ時、王官をして主掌させることである、〔八〕隱公が任姓の諸國と同列せずといふのは、それ等より下に就き、後れて禮を行はうといふことである、薛は任姓、魯は姬姓、すなはち異姓を後にすといふ周禮に從ふためである、〔九〕滕と魯は共に姬姓、すなはち同姓の國、故にこれを先にせんとしたのである、〔一〇〕滕侯を上としたので、「春秋」にも滕侯、薛侯の順で書したのである、

【語釋】○辱在二寡人一、わざわざ寡人のもとに在りの意、すなはち訪問の義となる、○諸任、任姓の國々をいふ、○齒、同列に就くことをいふ、齒本來の意は年齒である、年齒を以て序列を正すことである、○貺二寡人一、情誼をわたくしに加ふの意、すなはち深切にして下さるならばといふこと、

○夏、公會二鄭伯一于郲、謀レ伐レ許也、鄭伯將レ伐レ許、五月、甲辰、授レ兵於大宮、公孫閼與二潁考叔一爭レ車、潁考叔挾レ輈以走、子都拔レ棘以逐レ之、及二大逵一、弗レ及、子都怒、

【通釋】夏、隱公が鄭伯と郲の地に會したのは、許國討伐の協議である、鄭伯が許の國を伐たうとした、五月甲辰の日、兵器を祖廟のお前に授ける、公孫閼と潁考叔が車爭ひをした、潁考叔が車の轅を小脇に挾んで走り出した、子都がさし股の戟ひき拔いて逐ひかける、九の辻の廣路にまでゆく、ゆいたが逐ひつけない、子都は怒つてしまつた、

〔一〕郲は鄭の地、前年に會した中丘は魯の地、さきには鄭伯

の方から來り會し、今は隱公が鄭伯の招に應ぜねばならない、恩を賣られた隱公が、漸く鄭伯の掌中のものとなる經過を見ることが出來る、〔二〕出軍の折は、司馬の官からすべての武器を頒ち與へる、これを授兵といふ還ればすなはちまた司馬の手を經て官府に收めることになつてゐた、〔三〕挾レ輈以走、輈は車の轅、ながえである、廟前であるために、授けられた車にまだ馬が附けてない、故に轅を小脇にかかへて駈け出したのである、潁考叔の大力であることが注意せられる、〔四〕子都は公孫閼である、〔五〕拔棘、棘は戟、兩脇に枝のやうに小い刃の添うてゐる戟である、〔六〕大逵、九方に通ずる道路、そこまで逐ひかけて來て、どの道に走り去つたか分らなくなつたのであらう、

【語釋】○大宮、祖廟をいふ、

○秋、七月、公會二齊侯一鄭伯一伐レ許、庚辰、傅二于許一、潁考叔取二鄭伯之旗蠆弧一以先登、子都自レ下射レ之、顚、瑕叔盈又以二蠆弧一登、周麾而呼曰、君登矣、鄭師畢登、壬午、遂入レ許、許莊公奔レ衛、齊侯以レ許讓レ公、公曰、君謂二許不一レ共、故從二君討一レ之、許既伏二其罪一矣、雖二君有一レ命、寡人弗二敢與一聞、乃與二鄭人一、

【通釋】秋七月、隱公が齊侯鄭伯と會して許を伐ち、庚辰の日、許の城下にまでひしと押し寄せた、潁考叔が鄭伯のしるしの旗である蠆弧をおし立てて城に先駈をした、子都が下から射た、ころころと落ちて死ぬ、瑕叔盈がまたも蠆弧の旗おし立てて登つた、全軍を麾いて、「君こそ先駈なされたぞ」と呼ばはつた、鄭の軍勢が殘る者なく城に登つた、壬午の日、たうとう許都の城内に入つた、許の莊公は衛に出奔した、齊侯が許國を隱公に讓られた、公は「許の國が王に背いたとの仰せゆゑに、君のおん供致してかうも討ち申した、その許の國がもはや罪に伏したとで御座れば、いかな君の御言葉でも、拙者は御辭退申すで御座らう」といはれた、そこで齊侯は許を鄭伯に贈つた、

〔一〕蠆弧は旗の名である、潁考叔がおし立てたのは、これによつて鄭伯の先登を全軍に示して、士氣を鼓舞するにある、瑕叔盈がまたおし立てたのも、その意である、〔二〕車爭ひの仕かへしである、〔三〕瑕叔盈は鄭の大夫、この時瑕叔盈が早速に蠆弧の旗おし立てなかつたら、いかに全軍の氣勢を挫いたらう、旗は潁考叔と共に下に落ち、全軍は君の身の上に何事かあつたと疑惑を有つたであらう、

【語釋】○傅二于許一、傅は附著すること、許に傅くとは許の城下にひたとおし薄つたこと、○周麾、周は偏、ずつとおしなべて、殘らずの意、麾はさし招くこと、

鄭伯使二許大夫百里一奉二許叔一以居二許東偏一、曰、天禍二許國一、鬼神實不レ逞二于許君一、而假二手于我寡人一、寡人唯是一二父兄不レ能二共億一、其敢以二許自爲一レ功乎、寡人有レ弟、不レ能二和協一而使レ餬二其口於四方一、其況能久有レ許乎、吾子其奉二許叔一以撫二柔此民一也、吾將使レ獲レ也佐二吾子一、若寡人得レ沒二于地一、天其以レ禮悔レ禍于許、無寧茲許公復二奉其社稷一、唯我鄭國之有レ請謁焉、如二舊昏媾一、其能降以相從也、無レ滋二他族一實偪二處此一、以與二我鄭國一爭二此土一也、吾子孫其覆二亡之不一レ暇、而況能禋二祀許一乎、寡人之使二吾子一處レ此、不二惟許國之爲一、亦聊以固二吾圉一也、乃使二公孫獲一處二許西偏一、曰、凡而財賄、無レ寘二於許一、我死、乃亟去レ之、吾先君新邑於此、王室而既卑矣、周之子孫、

日失其序、夫許、大岳之胤也、天而既厭周德矣、吾其能與許爭乎、君子謂、鄭莊公於是乎有禮、禮、經國家、定社稷、序民人、利後嗣者也、許無刑而伐之、服而舍之、度德而處之、量力而行之、相時而動、無累後人、可謂知禮矣、

【通釋】鄭伯は許國の大夫百里にいひつけて許の君莊公の弟、許叔を戴いて、許の國の東方の片ほとりに住はせた、さて斯う申し聞かせなされた、「天が許の國に禍を下したまひ、許の神明またその君をいとほしと思召されず、やつがれの手をお借りなされる事と相成つた、やつがれ如きは同姓一二の臣下だちにも滿足を與へかねる者、どうして許の國にうち克つたとて、手柄がましくわが物にすることが出來ようぞ、それにつけても想出されるのは、やつがれの弟のこと、弟とさへ仲睦しく致しかねて、あの者をあちこちの國國を流浪させ、やつと口すぎをさせてゐるやうな體たらく、さういふ有樣ゆゑ、どうして許の國を我がものとしたとて、末永く持ちこたへられようぞ、さればさ、おん身はあの許叔を戴いて、許の民をいたはり遣はせ、やつがれはまたやつがれで、わが國の大夫獲也にいひつけおいて、おん身を佐けさせるであらう、そこにまたやつがれが墓の主と相成つた後、天が許の國をあはれと思召して禮を加へさせられ、その以前に禍を下されたことを後悔なされたなら、それこそ、今の土地ばかりか、許の君はまたもや許の國の神神にお仕へ申すことも出來よう筈、それはそれとして今日の場合は、わが鄭の國から、願ひ賴みの筋があつたなら、昔からの緣組同樣に心得て、何事にもせよ、互に不承し合はうではないか、さし當つては、よその族どもを數多くおし集め、この土地に勢猛にうち住はせて、わが鄭の國とこの土地を爭はせまいぞ、この方の子孫だちは、たゞ一途におのが身の滅びゆくことをのみ思ひ惱むであらう、まして許の祖先を祀ることなどゆめさら出來はすまい、この方が

おん身をここに住はせるのも、許の國のためだけでない、それをたよりに、わが國の國ざかひの堅めにとも思へばこそぢや」そこで、公孫獲をして許の國の西の片ほとりに住はせた、獲に斯くも諭した、「およそ、その方の所有に係る道具や財物を許の國に持參致すことは相成らぬ、われ死せりとならば、直さまそこを去つて歸國致せ、わが先代の君が新たにこの土地に國をお建てなされたその頃しも、周の王室の稜威は衰へ、周の子孫、同姓の國國の勢力は日增にはかないものに落ちゆくのであつた、われもまた同姓の家筋、その衰運の中にあると覺ゆる、それにひきかへて、許は大岳の後胤であるのだ、天はとうに周の御代を厭ひなすつていらつしやるさうな、われいかでか許の國と爭ふことが出來ようぞ」君子これを許していふ、「鄭の莊公は、かくの如くして禮にかなふといふべきだ、禮とは國家を理め、社稷を安じ、人民を平和にくらさせ、子孫をよいやうに計ることである、今、許の國に法がなければ、これを伐ち、許が服しては、それをそのままにさしおき、德ある者を見立てて事を扱ひ、實力相應に事を行ひ、時の宜しきを見さだめて動き、おのれ死しての後も人に累はせじとする、かくの如きをば禮を知るといふべきである」

〔一〕隱公は齊から許を讓られて、受ける理由がないとて辭退した、鄭は齊から與へられて、そのままに受けた、許を取つたのはすべて鄭の力である、鄭伯にしてはこれを拒絕すべき理由はない、鄭伯もとより荒爾としてこれを受けたであらう、はじめからの貪心はこれで滿足されたであらうと思はれるのに、鄭伯の百里に對していふ言葉は實に意外である、鄭伯果して何人ぞ、そのなす所殆ど測り知り難きものがある、〔二〕鄭が許を伐つ、ただ許の不法を懲らすにあり、他意なきことを明にす、しかも表面は天命によつて然りといふ、鄭伯の手を假るとは、天自ら許を伐つべくして、しばらく鄭伯をして與り行はせるとの意、極めて婉曲に許を伐つことをいふのである、〔三〕一二の父兄、すなはち同姓の臣下だちにも滿足を與へかねるといふのは、許國多數の者に到底惠み難きことを明言するのである、〔四〕鄭伯の弟とは共叔段をいふ、彼の鄭を出奔したことは元年の條に見えてゐる、ここに共叔段に就いていふのは、表面鄭伯が微力を說く謙遜の辭であるが、裏面許叔に對する威嚇である、弟の異心なほ許すことなし、許叔にして反抗するものならば、直にこれを除かうとの意を籠めてゐる、〔五〕獲也をして百里を輔佐させるといふのは美辭で

ある、實は百里の所行を監視させるのである、〔六〕滋他族實偪處此、此地に他の族を集合して、勢力を張らせてゐるとは、兵力を集中して鄭に反抗する擧に出づることである、その時は鄭は態度を一變して、此地を奪はせまいとするであらう、いふ所は直に兵を以て壓するとのことである、〔七〕鄭伯が許國のためをのみ思うて、いろいろと畫策するといはば、却つて百里に誠意を疑はれるおそれがある、最後に鄭國の利を點ずることに於いて、却つてその言に服させるであらう、鄭伯の虛實の間をゆく態度驚くべきものがある、〔八〕公孫獲を西の片ほとりにおくのは、鄭の本國に近いためである、許は鄭の西方に隣してゐる、〔九〕先代の君は武公である、この時京兆の地から虢鄶の地に徙り、もとの鄭をそのままに國に名づけたのである、〔一〇〕大岳は神農の後、堯の四岳であつた、〔一一〕天而既厭周德矣、天命すでに周を去る、來るべきものは大岳の後胤の時代である、鄭はつひにこの時と抗すべきでない、許と爭ふも必ずや勝つことが出來なからうとの意、鄭伯がよく時を察するの明を注意すべきである、〔一二〕許が王に從はぬために伐つこと、〔一三〕許莊公出奔した後、鄭はその地を併合しなかつたこと、〔一四〕許莊は不德であるとして、奔るがままにさせ、才德ある許國の大夫百里をして許叔を奉じて、許を治めさせること、〔一五〕鄭一國以外、强ひて許國にまで手を出すのは、統治上却つて不利なことを知つて、これを私せざること、〔一六〕時勢の動きを見て、その流れゆくままに從ふこと、〔一七〕死後なほ人を累はさせまいとするのは、鄭伯の死を聞くすぐに許を去るやうに公孫獲に命じたこと、去らざれば、許の衆にいかやうな憂目にあはせられるか、測り知られない、獲をして私有財產を許に持來することを禁じたのも、之れを惜しむ心ゆゑに去ることを躊躇しはせぬかを懸念したためであらう、

【語釋】○不逞、許の君の態度をよしとせざること、慊らざること、○假手、天が手を假りること、すなはち鄭伯の手を假りて許を伐つこと、○一二父兄、同姓の群臣をいふ、○共億、よく供給し、安く思はせること、○餬其口、餬は粥である、腹に滿たすまでもなく、わづかにその口に少しばかりさし入れること、○無寧茲、寧ろこれのみならんや、茲は今與へられてゐる許の東鄙をさしていふ、○舊昏媾、數代緣組を重ねた家柄、○能降以相從也、承けがひかねる事までを聽き容れること、降とは我が心を降すの意、自分の所存を屈して、對手に讓ること、○滋、繁滋、蔓滋の義、はびこらすること、○偪處此、偪處は勢するどく氣を負うて居住してゐること、○禋祀、潔齋して神明を祀ること、○圉、邊陲をいふ、國ざかひである、

○鄭伯使卒出貑、行出犬雞、以

詛射潁考叔者、君子謂、鄭莊公失政刑矣、政以治民、刑以正邪、既無德政、又無威刑、是以及邪、邪而詛之、將何益矣、

【通釋】鄭伯は卒毎に牡豚を出し、行毎に犬または雞を出し、これ等を牲として、潁考叔を射た者を詛はせた、君子が評していふ、鄭の莊公は政刑の正しきを失つた、そもそも政は民を治め、刑は邪を治めることである、然るに莊公の政に仁德がなく、刑に威力がない、それがためにかかる邪な事件をひき起すことになつたのだ、邪にして詛つたところで、何の益があらうか」

〔一〕鄭伯は子都が潁考叔を射たことを知つてゐる、しかし知らぬふりして、このやうに人々をして詛はせて、罪人に神罰を課さうといふのは、一面法の體面を維持すると共に、一面子都を庇ふものである、〔二〕子都が潁考叔を殺した事件をさしていふ、杜註は子都を刑さないことまでを籠めて解してゐるが、そこまでいひ及ぶ要がなからう、

【語釋】○卒、隊列の名、百人の兵をいふ、○行、これも隊列の名、二十五人の兵をいふ、○貑、牡豕をいふ、○犬雞、犬及び雞を出すことでない、犬或は雞を出すことである、

○王取鄔、劉、蔿、邘之田于鄭、而與鄭人蘇忿生之田、溫、原、絺、樊、隰郕、欑茅、向、盟、州、陘、隤、懷、君子是以知桓王之失鄭也、恕而行之、德之則也、禮之經也、己弗能有而以與人、人之不至、不亦宜乎、

【通釋】周の桓王が鄔、劉、蔿、邘の田を鄭から召し上げて、鄭國には蘇忿生の田、溫、原、絺、樊、隰郕、欑茅、向、盟、州、陘、鄖、懷を與へられた、君子がこの出來事によつて、桓王が鄭國と不和になることを知つた、おのれを推して人に及ぼして行ふのが、德の則であり、禮の法である、おのれ自身が始末しかねるものを人に與へる、人のなつかないのも、尤な次第である、

〔一〕鄔以下の四邑は、鄭武公が王の卿士となつた時、王室か

ら賜はつた土地である、〔二〕蘇忿生は周の武王の司寇蘇公である、溫以下の邑は蘇忿生がもと所有した土地、今桓王の代、蘇忿生の後が王に叛いた、すなはちこれ等の邑はもとより王の自由にならざるものであり、鄭またそれを自己の所有にすることの出來ない土地、王は知りながら、これを鄭に與へたのである、

○鄭息有レ違レ言、息侯伐レ鄭、鄭伯與レ戰于竟、息師大敗而還、君子是以知二息之將一レ亡也、不レ度レ德、不レ量レ力、不レ親レ親、不レ徵レ辭、不レ察有レ罪、犯二五不一レ韙而以伐レ人、其喪レ師也、不二亦宜一乎、

【通釋】鄭國と息國とに言葉の上の縺れがあつた、息侯は鄭を伐つた、鄭伯がこれと竟の地で戰つた、息の軍が大敗して歸つた、君子がこの出來事によつて、息國がやがて滅亡することを知つた、對手の德の見はからひがつかず、自分の國の微力の見當がつかず、

(二)親しむべき國と親しまず、言葉の內容を穿鑿せず、おのれに罪のあることを吟味せず、輕輕しく五つの非を犯して、人を伐つた、敗れて、その軍勢を喪つたのも尤な次第である、

〔一〕息侯が鄭伯の賢德を知らざることをいふ、〔二〕息國の微力なることをさしていふ、〔三〕鄭と息とは同姓の國、以て親しむべき間柄である、

【語釋】○違言、言葉に於いて行違ひを生じたこと、○五不韙、五つの非違をいふ、

○冬、十月、鄭伯以二虢師一伐レ宋、壬戌、大敗二宋師一、以報二其入一レ鄭也、宋不レ告レ命、故不レ書、凡諸侯有レ命、告則書、不レ然則否、師出臧否、亦如レ之、雖レ及レ滅レ國、滅不レ告レ敗、勝不レ告レ克、不レ書レ于レ策、

【通釋】冬十月、鄭伯が虢の軍勢を率ゐて宋を伐つた、壬戌の日、大に宋の軍勢を敗つた、これはさきに

宋が鄭に攻め入つたことの仕かへしである、この時、宋から君命を以て魯に告げて來なかつた、故に「春秋」に書かないのである、およそ、諸侯からその命だといふ名義で傳へて來れば書く、傳へて來なければ書かない、出師の勝敗もそれと同樣である、よしんば國が滅ぶるほどのことにしろ、滅んでも敗けたことを告げて來ず、勝つても克つたことを告げて來ない限りは、策にしるさないことになつてゐる、

〔一〕虢もまた王の卿士、すなはち王命を名目にすることが注意される、〔二〕有レ命告、諸侯の使者が、その侯の命だといふことで告げて來ること、杜註では命は國の大事政令と解してゐるが、結局同じ事になるにしても、意義を異にしてゐる、〔三〕杜註は善惡得失と解してゐる、出師に正當の理由があるかないかの意味までを含むわけであるが、こゝはたゞ得失すなはち勝敗に重きをおいて、善惡を考へずともよいやうである、

【語釋】○策、簡を編み綴つたものをいふ、簡とは木竹の板に文字を記すものである、

○羽父請レ殺二桓公一、將レ以レ求レ大レ宰、公曰、爲レ其少故也、吾將レ授レ之レ矣、使營二菟裘一、吾將レ老焉、羽父懼、反譖二公于桓公一而請レ弒レ之、公之爲二公子一也、與二鄭人一戰于狐壤、止焉、鄭人囚二諸尹氏一、賂二尹氏一而禱於其主鍾巫一、遂與二尹氏一歸而立二其主一、十一月、公祭二鍾巫一、齊于社圃、館二于寫氏一、壬辰、羽父使レ賊弒二公于寫氏一、立二桓公一而討二寫氏一、有レ死者一、不レ書レ葬、不レ成レ喪也、

【通釋】(一)羽父が桓公を殺さうと願つた、さうすることに於いて、大宰の官に就かせて戴かうと望んだのである、隱公はこの方が位を攝してゐるのは、大子がまだ若いからだ、この方はやがて位を授けようと思ふのぢや、そして、この方は菟裘の地に別邑を營ませて隱居致す所存ぢや」といはれた、羽父はどんな御

處分をうける事かとおぢ畏れて、反つて桓公に隱公を誣言して、亡き者に致しませうと願ひ出でた、ずつと以前のこと、隱公がまだ公子であつた時分、鄭の軍と狐壤の地で戰つて、虜となつた、鄭人はこれを大夫尹氏のもとに囚へておいた、公は尹氏に賂ひを致し、それが祀るところの鍾巫に禱つて、釋放を求められた、つひに尹氏とつれ立つて歸國した後、その神を魯に勸請せられた、十一月公は鍾巫を祭られようとして、社圃に物忌を致し、大夫の寫氏のもとに宿られた、壬辰の日、羽父は賊にいひつけて公を寫氏の館に於いて弑した、羽父は桓公を立てて君と致し、さて寫氏を討つた、寫氏の家に死ぬる者があつた、「春秋」に隱公を葬ると書かないのは、喪禮を缺くからである、

〔一〕羽父が桓公を殺すことを願ひ出でたのは、隱公の歡心を求めるためである、羽父は隱公が攝位以來年久しく、いまだ位を桓公に授けないのを見て、隱公の意つひに現在の位置を保ちおほせるのでないかと考へたためであらう、隱公が言葉強くこれを拒むのは、眞意であつたらうか、それとも羽父が忖度した通りであらうか、或は授位の誠意はあるが、逡巡決せざるために疑はれるのであらうか、おそらく後者であらう、

〔二〕寫氏に罪を嫁したのである、寫氏が御宿申して計畫的に弑逆を謀つたといふのである、〔三〕寫氏の家人が、弑逆の下手人として刑死されたのである、羽父は必ずしも寫氏を殺すことを要しない、國民から自分を疑はれずに濟めばよいのである、故に寫氏の家人に罪を負はして止めたのである、その家人はいづれ身分の卑き者であらう、〔四〕弑逆なるが故に葬禮を成さないのである、すなはち桓公は隱公を君禮で扱はないのである、

【語釋】○大宰、民治を總理する官、○菟裘、魯の地である、○狐壤、鄭の地、○其主鍾巫、主は主として祭るの意、鍾巫は神巫である、○社圃、園名、

桓公

魯國第十四代の君、名は軌、或はいふ允と、惠公の子、隱公の弟、母は仲子である、周の桓王九年に卽位し、莊王三年に弑せられた、在位十八年、

〔經〕元年、春、王正月、公卽位、

元年、春、周の王曆の正月、桓公が位に卽かれた、○傳は直に魯と鄭との脩好に就いていふ、

三月、公會鄭伯于垂、鄭伯以璧假許田、

三月、公が鄭伯と垂の地に會した、鄭伯が璧を代償として魯から許の田を一時借りうけた、○傳は其の經緯に就いて詳說してゐる、

夏、四月、丁未、公及鄭伯盟于越、

夏、四月、丁未の日、桓公と鄭伯とが越の地で盟をなした、○傳は何故に盟つたか、またどのやうな盟ひ方をしたかを說いてゐる、

秋、大水、

秋に大水があつた、○傳は大水の義を解說してゐる、

冬、十月、

冬、十月、

〔傳〕元年、春、公卽位、脩好于鄭、鄭人請復祀周公、卒易祊田、公許之、

【通釋】元年、春、桓公が位に卽かれて、鄭國と好しみを修めた、鄭人がまたも周公を祀つて、祊の田の交換を遂行することを願ひ出でた、公が許可した、

〔一〕當時、鄭伯の勢は極めて强盛魯はこれと結ぶを利とする、故に桓公は卽位匆々重ねて舊を厚くしたのである、〔二〕許田と魯の田との交換問題はすでに隱公八年の條に見えてゐる、その時は約束だけに終つて、未だ實行されなかつた、故に、こゝにはそれを遂行することを求めたのである、卒易祊田一の卒はそのことを意味する、復祀周公一の復は、前に鄭人が周公を祀つたことを意味する筈である、しかし、果して、その事があつたか、どうか、疑問である、

三月、鄭伯以璧假許田、爲周公、

祊、故也、

【通釋】三月、鄭伯が璧(一)を代償として魯から許の田を一時借りうけた、と「春秋」にあるのは、周公の祀のことと、祊の地の交換のことである、

〔一〕璧を以て假りるとは、永久のことでなく、たゞ一時のことだとの意を示す、これで、魯に交換の名目を立てさせたのである、杜註は、祊を許田の交換といはずに、璧の方を重く書いたのは、史官が非禮の事件を避けたのだといつてゐる、穿鑿解であらう、

○夏、四月、丁未、公及二鄭伯一盟二于越一、結二祊成一也、盟曰、渝レ盟無レ享レ國、

【通釋】夏、四月丁未の日、桓公が鄭伯と越の地で盟つた、といふのは祊(一)の事件の解決のためであつた、(二)この盟を背いたなら、國を保ちは致すまい」これが桓公の盟の言葉であつた、

〔一〕「春秋」には許田のことはあつて、祊に關するものがない、傳はこれを補つたのである、〔二〕桓公の盟の言葉のあまりに屈辱なる、いよいよ出でて鄭に歷せられること明である、桓公がいかに鄭伯から強要せられてゐるかが十分に知られる、

【語釋】○渝レ盟、渝は變である、變がへすること、

○秋、大水、凡平原出レ水爲二大水一、

【通釋】秋、大水があつた、およそ平原に水の氾濫する、(一)これを大水といふ、

〔一〕大水といふ用語の意義を解說してゐる、後に頻出する用語が初めて出る時には、一々解說を加へるのが「左傳」の例である、

○冬、鄭伯拜レ盟、

【通釋】冬、(一)鄭伯が來て盟を立てた、

〔一〕この事は「春秋」に書かれてゐない、鄭伯の來たことも盟のことも全然見えてゐない、杜註は鄭伯が自身で來たのなら、來たと書かれる筈、使者が來たのなら、こゝに鄭人と書いて、鄭伯とは書かない筈、いづれにしても何かの錯誤であらうと見てゐる、或は鄭伯の來たのは事實であるが、今、來つて盟ふとは魯を翻弄するも甚しい、さきにはあのやうな盟の言葉を強要し、今は突然へつて恭しく盟ふ、餘りの態度だ、故に史官はこの事を避けて何ものをも書かなかつた、との解もある、從ふべきである、

○宋華父督見二孔父之妻于路一、目逆而送レ之、曰、美而豔、

【通釋】宋國の(一)華父督が途すがら孔父の妻を見た、(二)來るを見入り、往くを見送り、「さても美しうて、にほひやかな」といつた、

〔一〕二年、華父督が孔父を殺し、また宋の君を弑す事件の發端として、書いたのである、〔二〕督は名、華父は字である、〔三〕孔父、名は嘉、孔父は字である、孔夫子六世の祖である、〔四〕目逆而送レ之、その美しい姿を遠くから見つけて、ずつと目を離さず、往き過るまで見送る、その有樣を目を主として描き出してゐる、「左傳」中の名文といはれてゐる、

【語釋】○豔、顏の光澤を以ていふ、そのつややかさである、

〔經〕二年、春、王正月、戊申、宋督弑二其君與夷一及二其大夫孔父一、

二年、春、王曆の正月、戊申の日、宋の督が其の君與夷を弑し、君の大夫孔父をも殺した、(傳は元年の傳文、督が孔父の妻に見惚れた記事を承けて、督の孔父を殺害したこと、延いて與夷すなはち殤公の弑逆をあへてする顚末を詳叙してゐる、傳と「春秋」の本文所載のものは一見齟齬して

ゐるやうである、しかし對比することに於いて、「春秋」筆者の意を明瞭に知ることが出來る、

滕子來朝、

滕の君が魯に來朝した、○傳はない、こゝに注意すべきは、隱公十一年には滕の君を滕侯と稱してゐたのを、今、滕子といふことである、これは周王が滕の侯爵を子爵に降したのである、

三月、公會二齊侯陳侯鄭伯一于稷一以成二宋亂一、

三月、桓公が齊侯陳侯鄭伯と稷の地で會したのは、宋國の亂を平げるためであつた、○傳は桓公また齊侯陳侯鄭伯が何故に宋のために盡したかを說明してゐる、

夏、四月、取二郜大鼎一于宋一、戊申、納二于大廟一、

夏、四月、郜の大鼎を宋から取り、戊申の日、大廟に納めた、○傳は大鼎が宋の賂であること、またこれを大廟に納めるのを、大夫臧哀伯が諫めたことを說いてゐる、

秋、七月、杞侯來朝、

秋七月杞侯が來朝した、○傳は杞侯が來朝の際不敬であつたこと、魯がこれを責めようとしたことを說いてゐる、

蔡侯鄭伯會于鄧、

蔡侯鄭伯が鄧の地に會した、○傳は何故に會したかを說いてゐる、

九月、入杞、

九月、魯の軍勢が杞に攻め入つた、○傳は其の理由を說いてゐる、

公及戎盟于唐、

桓公が戎と唐の地で盟つた、○傳は其の盟が舊好を尋めたのであることを說いてゐる、

冬、公至自唐、

冬、桓公が唐の地から還つて來た、○傳は還つて來たと書く理由を說明してゐる、

【傳】二年、春、宋督攻孔氏、殺孔父而取其妻、公怒、督懼、遂弒殤公、君子以督爲有無君之心、而後動於惡、故先書弒其君、會于稷、以成宋亂、爲賂故、立華氏也、」宋殤公立十年、十一戰、民不堪命、孔父嘉爲司馬、督爲大宰、故因民之不堪命、先宣言曰、司馬則然、已殺孔父、而弒殤公、召莊公于鄭而立之、以親鄭、」以鄙大鼎賂公、齊陳鄭皆有賂、故遂相宋公、

【通釋】二年、春、宋の華父督が孔氏の家を攻めて、孔父を殺し、其の妻を奪つた、宋の君殤公はそれを不屆だと怒つた、督は身の上の大事とおぢ懼れて、つひに殤公を弒した、君子が、督こそは、かねがね　をなほざりに致す心掛けであつたので、後に此のやうな惡事を仕出かしたのだと評した、されば「春秋」には、

まづはじめに其の君を弒したと書いたのである、」また「春秋」に桓公はじめ諸侯が稷の地に會して宋の亂を平げたとあるのは、諸侯が賄賂を受けて、華氏を立てたことである、」宋の殤公が國君となつてから十年の間に十一度戰爭を起した、人民どもは度々の軍役で、ほとほと困り拔いた、折から孔父嘉が司馬の官にあり、督が大宰の官にあつた、故に督は人民どもが軍役で困り拔いたのを見すまして、まづ斯う言ひ觸らした「これといふのも、司馬がさせる業だ」さて、孔父を殺し、殤公を弒しおほせた後、莊公を鄭の國から呼び寄せて君と致した、それで鄭と親密を結んだ、」鄙の大鼎を魯に賂として贈つた、齊にも、陳にも、鄭にも皆それぞれ賂を贈つた、さればこそ、督は宋公を輔佐して國政を司ることが出來たのである、

【一】孔氏とは孔父の子孫が祖の字をとつて命じた氏稱である、ここに孔氏とあるのは、追書である、【二】華父督の暴擧は、孔父の妻を見てそれに戀著した結果である、暴擧の目的ははじめから、孔父の妻を奪ふに在つた、【三】「春秋」には宋督弒其君與夷、及其大夫孔父」とある、宋公の弒逆は時間的にいへば勿論孔父の殺害より後である、しかし、君の弒逆をあへてするほどの意志は、夙に存在してゐた、「春秋」は其の點を重く見て、弒逆を前に書き、孔父の殺害を後に書いたのである、「動於惡」この惡は孔父を殺すことをいふ、【四】「春秋」の本文には、「公會齊侯陳侯鄭伯于稷、以成宋亂」とある、これは賄賂の醜を裏に隱して、隣國の騷亂を義によつて平けるといふ善意を表に見せたものであり、傳文は其の醜を其のまゝに露はしたのである、【五】華父督の惡の成功は、因つて來るところが遠く久しい、「左傳」の記者はそれを詳にしたのである、督は孔父が軍事を支配し、自分が民治を支配する官職の相異を利用し、軍役一切の責任を彼に負はせて、人心の離反を策したのである、【六】莊公は公子馮である、馮が父穆公の命によつて國を出でて、鄭に居たことは、隱公三年の條に見えてゐる、【七】その頃の鄭の國威は强盛であつた、故に諸侯が何事かを計畫する場合には、鄭と親しくするのを便宜とした、殊に宋に於いては、なほ更のことである、殤公十年十一戰の中、ただ一戰を除くの外は、皆鄭との戰爭であつた、今、督が諸侯の間に事の宜しきを得るためには、どうしても鄭との宿怨を解く必要がある、故にまづ鄭の歡心を得るために、鄭の保護の下に、殤公に對峙してゐる莊公を迎へたのである、【八】鄙は國名、鄙の大鼎とは鄙國で造つた器である、【九】宋が諸侯に賂を贈る、其の計畫はもとより督から出でてゐる、傳は末句に於いてそれを明にしてゐる、

○夏、四月、取二郜大鼎一于宋一、戊申、納レ于二大廟一、非レ禮也、臧哀伯諫曰、君人者、將レ昭二德塞一レ違、以臨二照百一官一、猶懼二或失一レ之、故昭二令一德一以示二子一孫一、是以清廟茅屋、大路越レ席、大羹不レ致、粢食不レ鑿、昭二其儉一也、衮冕黼舃、衡紘紘綖、昭二其度一也、藻率鞞鞛、鞶厲游纓、昭二其數一也、火龍黼黻、昭二其文一也、五色比レ象、昭二其物一也、鍚鸞和鈴、昭二其聲一也、三辰旂旗、昭二其明一也、夫德儉而有レ度、登降有レ數、文物以紀レ之、聲明以發レ之、以臨二照百一官一、百一官於是乎戒懼、而不二敢易一レ紀一律一、今滅レ德立レ違、而寘二其賂一器於大一廟一、以明示二百官一、百一官象レ之、其又何誅焉、國家之敗、由二官邪一也、官之失レ德、寵賂章也、郜鼎在レ廟、章孰甚焉、武王克レ商、遷二九鼎一于雒邑一、義士猶或非レ之、而況將レ昭二違亂之賂器一於大一廟一、其若レ之何、公不聽、周内史聞レ之、曰、臧孫達其有レ後二於魯一乎、君違不レ忘二諫レ之以レ德、

【通釋】　夏、四月、郜の大鼎を宋の國から取つて、戊申の日に周公の廟に納めた、これは禮にかなはぬことであつた、臧哀伯が諫めていふやう、「人に君たるお

ん方は、(一)おん德をしかと形に現はされ、道に違ふことをおし斥けて、百官だちに照臨なされる、かくてもなほ手ぬかりがありはせぬかとお氣遣ひなされまする、されば、いみじき御德をしかと形に現はして、子孫の方々にお示しに相成りまする、ここに、清廟のおん屋根は茅葺であり、大路のおん車は蒲の荒薦であり、祀に供へる肉汁には味を附けず、黍稷はしらげない、これが儉の德を形に現はしたものでありまする、衣(袞)、冠(冕)、膝かけ(黼)、笏(珽)、また革の帶、下裳、むかばき、幅(偪)、二重の履(舃)、なほ又冠おさへの笄、冠の紐(衡)、紘紘綖、これ等にいろいろのけぢめのあるのは、貴賤おのおの定めがあることを形に現はしたものであります、韋の玉敷(藻率)、刀の柄頭の飾(鞞)、鐺の飾(鞛)、大帶(鞶)の前の下り(厲)、旗の垂れぎぬ(游)、馬の飾りの紐(纓)は、尊卑おのおの(二)數の定めがあることを形に現したものでありまする、火や龍の繪模樣、黼や黻の繡模樣は、貴賤おのおの模樣の定めがあることを形に現はしたものであります、五色に描きなすくさぐさの物の姿は、(四)物に實あることを形に現はしたものであります、馬の額の鈴(鍚)、轡の鈴(鸞)、車の衡の鈴(和)、旂の鈴(鈴)は、(五)聲に德あることを形に現はしたものであります、旗に畫きなす日月星の三つは、(六)天の明を象どることを形に現はしたものであります、さるにても、德は儉を本として常に變らぬ掟があり、(七)數を增減する定めがあり、また模樣と物によつて德を正うし、聲と明とによつて德を鮮かに致し、さて百官に照臨なされまする、かくてこそ、百官は身を愼み守つて、つゆほども掟のおもてに違ふまじと努めまする、然るに何事で御座いませう、ただ今、(八)德ある者を滅して、邪しまなる者を立て、賂(九)ひの器を大廟に据ゑおいて、まざまざと百官どもにお示しに相成る、百官どもが見よう、見眞似に惡事を致したならば、どうしてその者に誅戮を加へることが出來ませう、國家の滅亡は官人の邪しまゆゑで御座る、官人の德を失ふのは、賄賂沙汰があから樣に行はれるゆゑで御座る、ところが、郜の鼎が大廟に据ゑられてゐる、あから樣と申すのも、これ以上は御座いますまい、其のむかし、武王が商の國にうち克つた折、(一〇)九鼎を雒邑に遷しなされた、その事すら、(一一)正義の士はとやかくと非難致しました、ましてや、道はづれの賂ひの器を晴れが

ましく大廟に据ゑなされる、これは如何致したら宜しう御座らう」桓公は聽きいれなかつた、周の內史の官人がこの事を聞いて、「臧孫達の子孫は魯の國で末長く榮えようぞ、君が道に背けば、德を以て諫めることを絕えず心掛けをる」といつた、

〔一〕臧哀伯、魯の大夫、前に正義の士として隱公を諫めた僖伯の子である、〔二〕君は令德を內に藏するを以て足らずとし、これを外の行爲に現はして、おのづからなる範を示される、儉といひ、度といひ、その他、數、文、物、聲、明、みなその德の現はれである、〔三〕それ等のもの、各一定の數がある、數の多少はすべて德の大小による、數をしかと示すことは、卽ち德を昭にすることになる、〔四〕物の形を彩り描くのは、見る目の美しさを期待する裝飾的意義でない、其の物が有つ特性を外に發露するためである、形あれば實性ありといふことを明にすることである、これも亦德を昭にする所以である、〔五〕馬の額の鈴には馬の額の鈴の音、鸞の鈴には鸞の鈴の音、それ等の鈴は在所の異なるに從つて、それぞれ音を異にするこれ等相合して一の節調を成す、君子の德音を昭にする所以である、〔六〕旂旗に日月星を畫きなすのは、天の明に照すものをうつしたのである、君子の明德の象徵として見られる、〔七〕登降有數、この數は前出の昭二其數一也の數を承けてゐる、登降は其の數に卽いてのことである、增減を意味する、杜註は登降を位に卽くものと解してゐる、上下尊卑を意味する、〔八〕邪しまなものとは華夕督をさしていふ、もとより滅レ德は前の昭レ德を承け、立レ違は前の塞レ違を承けてゐる、〔九〕前の昭二令德一以示二子孫一を承けて、其の反對のものを強めていふ、〔一〇〕九鼎は夏が商に傳へ、周が商から得て重寶とする九個の鼎、禹の時に九州の牧が金を貢して、これを鑄たのだといふ、宣公三年の條に見えてゐる、雒邑は洛邑、周の王城である、或は商にうち克つたのは武王、雒邑に都し、九鼎をそこに遷したのは成王、ここではしばらく武王を以て事を總括したのだと解する、武王も一時雒邑を營し、やがて去つたのだと解する、〔一一〕杜註は伯夷などの人々をいふと解する、もつと廣義に見るべきであらう、〔一二〕積善の家には必ず餘慶あるの意である、〔一三〕君違不レ忘二諫レ之以レ德、昭レ德塞レ違に間接の關係を有つてゐる、

【語釋】○大廟、周公の廟をいふ、○淸廟、文王武王の廟をいふ、或は文王を以て武王を籠めていふ、淸廟の淸は淸淨肅正の義を以て稱する、○大路、玉路また玉輅ともいふ、天を祀る時に用ゐる車、白木にて作る、○越席、蒲草を結んで作つた敷物、荒薦である、○大羹、大は大古の義、祭祀には大古の風俗を守つて、味のない肉汁を供へる、羹なる肉の出汁である、○不致、五味を加へないこと、○粢食、粢は五穀の總名であるが、こゝでは祭祀に供へる稷と黍のことである、○不鑿、精鑿しないこと、精白にしないことである、○衮、畫衣として、衣に衮龍を畫けるもの、天子及び上公の服、○冕、冠、○黻、革の前掛、盛裝の時膝を蔽ふに用ゐる、○珽、玉で作れる笏、○帶、革の帶、○裳、衣の下に着けるもの、○幅、行縢である、我がむかばきに當る、脛に纏うて歩きよくするもの、○舄、二重底の履、○衡、冠をおさへて動かぬやうにする笄、○紞、冠の紐、冠の兩旁から耳のあたりまで垂れる、○紘、これも冠の紐、冠の一旁から下に頷を廻はり、上に他の一旁で笄に結びとめる、○綖、同じく冠の紐、冠の兩旁から頷下で結ぶ二本の紐、○藻率、なめし皮で作つた玉敷、すなはち玉を載せる敷物、水草の模樣を畫いてある、或は佩巾、すなはち物を拭ふ巾だともいふ、○鞞、刀の柄頭の飾、○、刀の鎺の飾、すなはち鞘の末端の飾である、○鞶、革の帶である、しかし、前の帶裳の帶とは違ふ、これは大帶ともいふ、また一に紳ともいうて、前に垂れがある、或は前の帶が紳であつて、鞶は單なる革帶だとの解もある、全く相反する考である、○厲、鞶の前に垂れる部分をいふ、大帶のさがりである、○游、旂の垂れた布、○縪、馬の胸につける飾り紐、むながひの飾りの紐である、○火、裳に畫けるもえ立つ火の模樣、○龍、衣に畫ける龍の模樣、○黼、裳の繡の模樣、斧形である、色は白と黑である、○黻、これも裳の繡の模樣、二つの巳が向き合つた形、色は青と黑である、○其文、模樣をいふ、あやである、○五色比象、器物に五色で彩り、世の中のいろいろの物に比象すること、すなはち形を似せること、たとへば山を畫いては、その形と色とを眞の山に似せ、水を畫いては、その形と色とを眞の水に似せる如きをいふ、○錫、馬の頭なほくはしくいへば鼻づらに在る、すず、○鸞、馬の鑣、くつわづらにあるすず、○和、車の衡にあるすず、○鈴、旂のさきにあるすず、錫鸞和鈴の四つのすずは、動けばすなはち鳴る、鳴る時おのおのの位置によつて音を異にしてゐる、○三辰旂旗、日月星を畫けるはた、三辰とは日月星をいふ、辰とは時の義である、この三つのもの、各照らす時時に定めがある、故に辰の名に籠めていふ、旂旗ははたの總名である、○紀レ之、紀綱をおくこと、之は德である、德を正しく行ふやうにすること、○發レ之、之も德である、發は發揮、發揚すること、德をしかと外に現はすこと、○內史、大夫の官である、

○秋、七月、杞侯來朝、不敬、杞侯歸、乃謀レ伐レ之、

【通釋】秋七月、杞侯が來朝した、不敬の行爲があつた、杞侯が本國に歸る、そこで、これを伐つ相談があつた、

○蔡侯鄭伯會于鄧、始懼レ楚也、

【通釋】蔡侯鄭伯が鄧の地で會したのは、はじめて楚の勢を氣づかつたのである、

〔一〕鄧は蔡の地である、〔二〕當時楚は武王の代、今年は武王の三十一年である、楚の勢漸く強盛、まさに中國を侵さうとする、蔡と鄭とは國の位置がこれに近いので警戒をはじめたのである、

○九月、入レ杞、討二不レ敬也、

【通釋】九月、杞の國に攻め入つたのは、不敬を責めて、これを討つたのである、

○公及レ戎盟于唐、脩二舊好一也、

【通釋】公が戎と唐の地で盟つた、とあるのは前の好しみを結び重ねたのである、

〔一〕魯と戎とが盟つたことは、隱公二年の條に見える、惠公隱公以來の好しみである、

○冬、公至レ自レ唐、告二于廟一也、凡公行、告二于宗廟一、反行飲至、舍レ爵、策レ勳焉、禮也、特相會、往來稱レ地、讓レ事也、自レ參以上、則往稱レ地、來稱レ會、成レ事也、

【通釋】冬、桓公が唐から還つて來たと「春秋」に書いたのは廟に告げられたからである、凡そ公が他にいでましになつた折は、宗廟に申上げ、歸つては飲至の禮を行はされる、其の時爵をおし置いて、隨行の者の勳功を策に書きとめさせられる、これが禮である、なほ君が他の一國の君と相會する場合には、往來ともに地名だけを書くとになつてゐる、これは互に會の主となることを遠慮するからである、三國以上の會合の場合には往く時には地名を稱し、來る時には會と稱することである、これは會の事が正しく成立したからである、

〔一〕ここに「春秋」の書例を特に斷わるのは、從來の隱公の例と區別するためである、隱公が至ると書かないのは廟に告げる告げないの問題でなく、自ら正しき君位に在らずとの謙意に出でたからである、〔二〕會には主が無くてはならない、然るに兩君のみが會する時には互に讓つて會の主となることを避ける、故に會主を書かずに會した地名のみに止める、もとより會そのものが成立しない譯ではない、〔三〕會の形式の完成したことを意味する、

【語釋】○飲至、歸り來つたことを大廟に告げて、廟中に酒飲みかはす式をいふ、○舍、しばらく飲むことを止めること、○爵、飲酒の器は其の量によつて名を異にする、爵は其の總名である、さかづきの義である、

○初晉穆侯之夫人姜氏、以二條之役一生二大子一、命之曰レ仇、其弟以二千畝之戰一生、命之曰二成師一、師服曰、異哉君之名レ子也、夫名以制レ義、義以出レ禮、禮以體レ政、政以正レ民、是以政成而民聽、易則生レ亂、嘉耦曰レ妃、怨耦曰レ仇、古之命也、今君命二大子一曰レ仇、弟曰二成師一、始兆レ亂矣、兄其辭乎、」惠之二十四年、晉始亂、故封二桓叔于曲沃一、靖侯之孫欒賓傅レ之、師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固、故天子建レ國、諸侯立レ家、卿置二側室一、大夫有レ貳、宗士有レ隷、子弟庶人工商、各有レ分、親皆有二等衰一、是以民服、事其上而下無レ覬レ覦、今晉甸侯也、而建レ國、本既弱矣、其能久乎、」惠之三十年、晉潘父弒二昭侯一而納二桓叔一、不レ克、晉人立二孝侯一、」惠之四十五年、曲沃莊伯伐レ翼、弒二孝侯一、翼人立二其弟鄂侯一、鄂侯生二哀侯一、哀侯侵二陘

庭之田、陘庭南鄙啓曲沃伐冀、

【通釋】　其のはじめ、晉の穆公の夫人姜氏が條の戰役の折から、大子を生んだ、これを仇と名づけた、其の弟君が千畝の戰役の折に生れた、これを成師と名づけた、師服が「さても怪しからぬ若樣方のお名の附けやうでは御座らぬか、總じて、名によつて義を定め、義によつて禮を生じ、禮によつて政治の中心を成し、政治によつて民の心を正しく致します、かくして政治の道は成就し、民ははじめて君の仰せに從ひまする、もしも其の事が逆しまに相成つたら、騷亂は直に起りまする、親しい間柄を妃と申し、怨み憎む間柄を仇と申すのが、古しへの名の附けやうと承はつてをります、然るに、ただ今、君には大子の君に仇と名づけられ、弟君に成師と名づけられなされた、騷亂のきざしが見えると申し上げねばなりませぬ、やがて兄のおん方のおん身にはかな事が起りはせぬかと懸念致しまする」と申した、魯の惠公の二十四年に至つて、晉の國にはじめて騷亂が起つた、故に昭侯は桓叔を曲沃の地に封じた、靖侯の孫に當る欒賓がその介添役となつた、師服が「わたくしは斯樣に承はり及んでをりまする、國家と申すものは、本を大きく末を小さく致して、はじめて基礎を固めることが出來る、されば天子は諸侯の國を立て、諸侯は卿大夫の家を立て、卿は嫡子以外の子を側室と致し、大夫は嫡子以外の子を貳宗と致し、士は子弟を家來分と致し、庶人工商はおのおのの分家を立てる、それ等は皆階級に應じて段々と品を下げ勢を殺ぎまする、斯く致してこそ、上下の分がしかと定り、民は上の者に服從し、下たる者は上を侵さうなどの野心を懷かぬことで御座いまする、それがどうで御座らう、晉は旬服に所在する諸侯の國ではある、國の本を弱めるやうな建て方をなされました、末永く國を有つことが出來ませうか」と申した」　惠公の三十年、晉の潘父が昭侯を弑した、さて桓叔を晉の君にしようと計つたが、不成功に終つた、晉人は孝侯を立てて君とした」　惠公の四十五年、曲沃の莊伯が晉の國都翼を伐つて孝侯を弑した、翼人が孝侯の弟鄂侯を立てた、鄂侯が哀侯を生んだ、其の哀侯が陘庭の國を侵したので、陘庭南方の人民どもは曲沃方の手引をして翼を伐つた、

〔一〕　此の章、曲沃事件の顚末を叙する、三段に分れてゐる、はじめに事件の兆を示し、次に事件の發露を示し、をはりに事件の實際を說いてゐる、〔二〕　條は晉の地、穆公七年に於ける戰役であつた、〔三〕　師服が「怨耦曰仇」といふが如く、仇は憎む對手をさしていふ言葉である、今、戰役中に生れた故、その戰を記念するために、戰ふ對手の意をとつて名づけたのである、穆侯が大子を憎惡したための命名でない、此の仇が文侯である、〔四〕　千畝は晉の地、千畝の戰役は穆公十年に起つた、〔五〕　成師は軍隊の成功の義である、すなはち戰捷である、仇の弟が生れた時、たまたま千畝の戰捷があつた、故に記念して成師と名づけたのである、穆公が其の者を偏愛したための命名でない、仇と成師は偶然がさせたに過ぎない、但、杜註は穆公に愛憎の念あるがために意識的に對をさせたのだと解してゐる、從つて師服の言は其の點を諷したのだと見てゐる、〔六〕　師服は晉の大夫である、〔七〕　逆しまの義は命名のはじめに溯つてのことである、易則生亂につづく文調からさう考へさせられる、杜註はその易を反易と見て、禮義に反易すと解してゐる、しかし禮義の反易は命名の正しきを失つた結果である、杜註は當を得ないやうである、〔八〕　古之命也、命は命名である、ここに妃、仇の名義に就いていふのは、これ等は當時古書にいふ所で、人の廣く知るところであつらう、師服は自說を確めるためにそれを引用したのであらう、

〔九〕　師服の豫言である、後文直にこれを承けて其の言の的中したことを叙してゐる、豫言は兄の名によつて兄弟の敵視となり、弟の名によつて弟が兄を壓することを意味する、尤も前言すでになしたやうに、杜註はこれを師服の諷言と解してゐる、〔一〇〕　晉の騷亂は師服が豫言したやうに當然起らねばならなかつた、しかも、種々の事情は騷亂の起るまでに相應の猶豫を保たせた、ここに晉始亂といふのは、其の猶豫の存在を暗示するものである、仇卽ち文侯在世の間はつひに事なくて濟み、文侯卒して其の子の昭侯が立つと共に騷亂が起つたのである、時はまさに昭侯の元年であつた、〔一一〕　桓叔は成師である、昭侯の叔父に當る、昭侯は桓叔の威力に壓迫されがちで、不安を感ずることが一通りでない、故に曲沃の地に移封したのである、〔一二〕　曲沃は晉の別都である、〔一三〕　欒賓の祖の靖侯は、桓叔からいへば高祖父に當る、今、ここに殊に其の世系に就いていふのは、欒賓の重きをなしてゐることを示すためであり、また其の人を傳とすることによつて、桓叔がいかに重ぜられてゐるかを示すためである、〔一四〕　嫡子すなはち正室に對して、嫡子以外の子を側室といふ、妾を側室といふのは後のならはしではあるが、これもここにいふ側室を生むがために命ぜられた名である、尤も杜註は側室を官名なりとし、嫡子以外のものが特に授けられた官だといつてゐる、〔一五〕　貳宗は小宗といふに同じ、大夫は大

宗、これに對して次なる者を小宗といふ、貳宗といふのは、大宗に貳するの義である、尤も杜註は適子を小宗とし、次を貳宗とすると解し、貳宗の貳は相輔貳するの義であるといつてゐる、〔一六〕士の身分は卑い、故に其の子、其の弟をして家來の勤務をなさせる、故に隷子弟といふ、隷子弟の隷は隷僕の義である、〔一七〕分親とは産を分けて別居すること、杜註は庶人には尊卑の別がない、故に親疏を以て分別する、分親とは其の義であると解してゐる、〔一八〕天子以下庶人に至るまでの階級に亙つていふ、〔一九〕甸服は周制に謂はゆる九服の一、周の時には畿内以外の地を畿内に對する距離に應じて九等の服に分つた、服とはおのおの五百里を標準とした區劃である、甸服とは侯服に次いで畿内に近い服である、〔二〇〕潘父は晉の大夫である、〔二一〕莊伯は桓叔の子である、〔二二〕孝侯は昭侯の子である、〔二三〕隱公五年の條に、隨國に奔つたとある翼侯は、此の鄂侯のことである、晉國に關する記事、このあたりからはじめて「春秋」時代に入つた、〔二四〕隱公五年の秋の條に、王が虢公に命じて曲沃を伐ち、哀侯を翼に立てたとある哀侯はこの人である、前には國君となる經緯を詳にし、今は略して、哀侯が鄂侯の子である點のみを明にしてゐる、〔二五〕陘庭は翼の南方にある田舍の地である、其の田は民の所有に係る、翼侯貪つてこれを侵し掠めた、民は怒つて翼侯に對峙してゐる曲沃に味方したのである、

【語釋】○嬖、廢と同義、○等衰、階級に應じて勢力の順次に遞下すること、○覬覦、望むべからざる望みを懷くこと、○啓、誘導すること、手引、案内の義である、

〔經〕三年、春正月、公會齊侯于嬴、

三年、春の正月、桓公が齊侯に嬴の地で會した、○傳は何故の會であるかを說いてゐる、經文に春正月とあつて、春王正月とないのは、例に異なつてゐる、故に此の年は周王が諸侯に曆を頒たなかつたのだとの解がある、或はさうでなくて、たゞ文の誤脫だとの解もある、後說に從ふべきであらう、

夏、齊侯衞侯胥命于蒲、

夏、齊侯と衞侯が蒲の地で言葉約束をした、○傳は何故に盟と書かずに、胥命と書くかを說いてゐる、

六月、公會杞侯于郕、

六月、公が杞侯と郕の地で會した、○傳は會の由來を說いてゐる、

秋、七月、壬辰、朔、日有食之、既、

七月壬辰の日、朔、日食があつた、皆既食であつた、○傳がない、

公子翬如齊逆女、

公子翬が使者として齊にまゐつて姬君を迎へた、○傳は翬を公子と稱する理由を說明してゐる、

九月、齊侯送姜氏于讙、

九月、齊侯が姜氏を讙の地まで送つて來た、○傳は此の事を禮に背いてゐると說いてゐる、

公會齊侯于讙、

桓公が齊侯と讙の地で會した、○傳がない、これは姜氏をうけ迎へるための會であつた、

夫人姜氏至自齊、

夫人の姜氏が齊からまゐつた、○傳がない、これは廟に告げたのである、翬が齊から歸り來つたことをいはないのは、桓公がすでに讙の地で迎へたので、さういふ必要を認めなかつたのである、

冬、齊侯使其弟年來聘、

冬、齊侯が其の弟の年をして來聘させた、○傳はその來聘の事實に就いて說明してゐる、

有年、

五穀が豐熟した、○傳がない、

〔傳〕三年、春、曲沃武公伐翼、次于陘庭、韓萬御戎、梁弘爲右、逐翼侯于汾隰、驂絓而止、夜獲之、及欒共叔、

【通釋】三年の春、曲沃の武公が翼を伐つて陘庭に長陣を張つた、その時、韓萬が戎車の御者となり、梁弘が車右となつてゐた、翼侯を汾水のほとりに逐ひかけた、逐はれた翼侯の車のそへ馬が、樹か何かにひつ掛つて止まつてしまつた、夜のことであつたが生捕にされた、折柄欒共叔も捕へられて最期を遂げた、〔一〕武公は莊伯の子である、〔二〕武公が陘庭に長陣を張つて滯在したのは、陘庭南邑の民が後援したからである、前文、二年の傳の陘庭南鄙啓曲沃を承けてゐる、〔三〕韓萬は莊伯の弟、この者が戎車の御者となつたのである、御者は車を操縱して巧みに敵に對すべき者、車右は車の右座に載つて、矛を用ゐて敵を禦ぐべき者、今、韓萬と梁弘と其の人を得て、

戎車の用意は極めてよく備つてゐた、〔五〕驂、馬車は馬四頭を以て驅る、其の四頭が一列に竝ぶのであるが、中の二馬を兩服といひ、その左側右側の二馬を驂といふ、その驂が途傍の樹木にひつ掛つたのである、車に用意がなく、遂はるゝに急なことを示す、〔六〕欒共叔は欒賓の子であつて、翼侯の傳となつてゐた、父子おのおの分れて敵味方となつてゐたのである、

○會于嬴、成昏于齊、也、

【通釋】桓公が齊侯と嬴に會したとあるのは、齊と婚姻の取りきめをなすためであつた、

〔一〕嬴は齊の地である、〔二〕君自身が會して取りきめをなすのは禮に背く、故にこれを咎めて書したのである、尤も溯つて公が媒介を待たずしてなしたのだと迄は見なくてもよい、

○夏、齊侯衞侯胥命于蒲、不、盟也、

【通釋】齊侯と衞侯とが蒲の地で約束の言葉をかはしたとあるのは、盟をしなかつたからである、

〔一〕互に約言を述べただけではなほ信をおけない、故に血を啜つて其の信を明にするのが盟である、今の場合は約言を以て足れりとして盟には及ばなかつた、故に胥ひ命ずと書いて盟ふと書かなかつた、信の篤きを示すものと解せられる、

【語釋】○蒲は衞の地である、

○會杞侯于郕、杞求成、也、

【通釋】桓公が杞侯と郕の地で會されたとあるのは、杞の國から和睦を申出されたのである、

〔一〕郕は魯の地である、〔二〕二年の條に九月入杞とある其の事件の終始である、

○秋、公子翬如齊逆女、修先君之好、故曰公子、

【通釋】秋、公子翬が齊の國にまゐつて、姫君を迎へたとあるのは、先代惠公がした好しみを重ねることである、故に特に公子と稱したのである、

〔一〕桓公が齊侯の女を娶られるに就いて、翬が迎への使に立つたのである、〔二〕杜註は修二先君之好一を解して、婚禮の場合は其の時の君の命を受けてお迎へにまゐるとはいふものの、先君の御遺言によつてと申すのが禮儀の挨拶だ、今の場合がそれだと言つてゐる、拘はり過ぎてゐる、魯は惠公の時にすでに齊と同盟の關係を結んでゐる、今また婚姻の儀をしたのである、すなはち好しみを重ねるわけである、修二先君之好一は、其の點だけで解すべきであらう、〔三〕翬は隱公の條には、皆公子の稱を去つて書かれてゐる、其の行爲は最も難ずべきである、翬はまた隱公を弑した、其の行爲は最も難ずべきである、これなのに、こゝに公子といふのは、使者柄に就いて言つたので、其の人柄に就いてのことでない、故に傳はこの事情を特記したのである、

齊侯送二姜氏一、非レ禮也、凡公女嫁二于敵國一、姊妹則上卿送レ之、以レ禮、於二先君一、公子則下卿送レ之、於二大國一、雖二公子一、亦上卿送レ之、於二天子一、則諸卿皆行、公不二自送一、於二小國一、則上大夫送レ之、

【通釋】齊侯が姜氏を送つたのは禮ではない、およそ、國君の姫君が同格の國に嫁ぐ場合に、其の姫君が時の君の姉か妹であれば、上卿が送つて往く、前代の君に對する禮儀からである、時の君の姫君であれば、下卿が送つて往く、相手方が大國の場合には、時の君の姫君であつても、やはり上卿が送つて往く、天子の場合には、卿官が殘らず送つて往く、しかし、君みづからは送つて往かない、また相手が小國の場合には上大夫のみが送つて往く、

〔一〕「春秋」にも姜氏とある、すでに齊の國を出てゐるので女とは稱すべきでなく、さりとて婚禮がまだ濟まないので、夫人とは稱すべきでない、故に女とも夫人と書さずして、姜氏と書いたのである、〔二〕齊侯は姜氏を讙まで送つたのである、「春秋」に齊侯送二姜氏于讙一とある、讙は魯の地である、「春秋」にはまた公會二齊侯于讙一とある、魯の桓公が讙まで出迎へたことが知られる、〔三〕本文に公子とある、この子は女を意味する、公女もまた公子と稱した、〔四〕女が天子に嫁する場合にも送らないのが禮であるに拘はらず、齊侯はこれをあへてしたのである、非禮の義おのづから明である、

【語釋】○敵國、相匹敵する國の義、すなはち同格の國である、○上卿、下卿、卿の上級、下級による別である、○上大夫、大夫の上級に屬する者をいふ、

○冬、齊仲年來聘、致二夫人一、也、

【通釋】冬、齊の仲年が來聘したとあるのは、夫人をおくり屆ける挨拶であつた、

〔一〕仲年の來聘は致二夫人一の禮のためである、これを單に來聘したとのみ書くのは、他國からの使者であるためである、もし魯の國から其の使者を派した場合には、もとより致レ女と書いた、〔二〕女を他國に嫁がせた時には、後日、大夫を其の國に派してから挨拶させるのが禮であつた、不束な者では御座るがお家の御役に立ちますなら御留置き下さいますやう、また御役に立たずは引取りませう、この挨拶が濟んで、ここに夫人を全く送り届けたことになる、

○芮伯萬之母芮姜、惡二芮伯之多一レ寵レ人也、故逐レ之、出居二于魏一、

【通釋】芮伯萬の母の芮姜が、芮伯のおもひ者の多いのを憎んだ、さてこそわが子を追放した、芮伯は出でて魏國に住ひした、

〔一〕寵人、嬖寵である、身分の卑い女を寵愛したことである、〔二〕翌四年の條、秦が魏を侵す事件の發端として書いたのである、

〔經〕四年、春、正月、公狩二于郎一、

四年、春の正月、桓公が郎の地で狩をした、○傳は其の禮に合する所以を說いてゐる、

夏、天王使二宰渠伯糾一來聘、

夏、周王が宰の渠伯糾をして魯に來聘させた、○傳は何故に渠伯糾と名を書したかを說いてゐる、

〔傳〕四年、春、正月、公狩二于郎一、書レ時、禮也、

【通釋】四年、春の正月、桓公が郎の地で狩をした、とあるのは時期が禮にかなふがために書いたのである、

〔一〕杜註は地は禮に合せず、時のみが禮に合したと解してゐる、狩には國内特定の土地がある、今それ以外の土地に於いて行つた故に「春秋」に特に地を書いたのだといふ、しかし、傳には全然地を問題にせず、時のみを問題にしてゐる、杜註果して當を得てゐるか、疑はしい、狩は本來冬期に屬する、今は春とはいふものの、これは周王頒つところの曆の表のこと、時の慣用曆からいへば必しも春でない、まだ冬である、故に狩を行つたことがまだ時の禮に合してゐるといふまでの事であらう、

○夏、周宰渠伯糾來聘、父在故名、

【通釋】夏、周の宰官の渠伯糾が來聘した、其の者の父はまだ官に在つた、故に「春秋」には伯糾といふ名を書した、

〔一〕伯糾が名であり、「春秋」が其の名を書したのであるとすれば、貶意によることは明である、傳によれば理由は父の在官といふことである、杜註は父の名代をしてゐながら、他國に來聘したためだと解してゐる、しかし、「春秋」に宰渠伯糾とあるからは父の名代とは見られない、別解は父が官に在る間は必ずしも仕へずともよく、仕へても父の官を踰ゆべきでない、伯糾は其の用意を缺いた、故に貶したのだと言ふ、其の解に從ふべきであらう、

○秋、秦師侵レ芮、敗レ焉、小レ之也、

【通釋】秋、秦の軍勢が芮國を侵して敗戰した、小敵として輕侮したからである、

○冬、王師秦師圍レ魏、執二芮伯一以歸、

【通釋】冬、周王の軍勢と秦の軍勢が共に魏國を圍んで芮伯を執へて歸つた、

〔一〕芮伯萬、さきに母に逐はれて魏に住ひしてゐた者である、何故に其の者を執へたか詳でない、或は勤當はしたものの、萬は子なるが故にこれを執へて母を苦しめようの策であらうか、杜註は芮國はすでに萬の代りに君を立ててゐる、秦は萬を執へ歸つてそれを支持して芮の新しき君に楯をつかせようとするのであらうと解してゐる、尤も新しき君が立つたといふ根據は別に指示されてゐない、

〔經〕五年春正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒、

五年、春、正月、甲戌の日、己丑の日、陳侯鮑が卒した、○傳は何故に甲戌、己丑の二つの日取が書されてゐるかを說明してゐる、

夏、齊侯鄭伯如レ紀、

夏、齊侯と鄭伯とが紀の國に往つた、○傳はこの事を書した理由に就いて說いてゐる、

天王使二仍叔之子一來聘、

天王が仍叔の子を使者として魯に來聘させた、○傳は仍叔の子といふ理由を說いてゐる、

葬二陳桓公一、

陳の桓公を葬つた、○傳はない、

城二祝丘一、

祝丘に城を築いた、○傳はない、杜註には齊鄭が紀を襲はうとするので警戒したのだと解してゐる、

秋、蔡人衞人陳人從レ王伐レ鄭、

秋、蔡・衞・陳の軍勢が周王に從つて鄭を伐つた、○傳は事の顚末を詳に說いてゐる、

大雩、

雨乞の大祭を行つた、○傳はその特例たる理由を說いてゐる、

螽、

稻に害蟲が發生した、○傳はない、

冬、州公如レ曹、

冬、州の君が曹國に往つた、○傳は國を出づる理由を說いてゐる、

〔傳〕五年、春、正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒、再赴也、於レ是陳亂、文公子佗殺二大子免一而代レ之、公疾病而亂作、國人分散、故再赴、

【通釋】五年、春正月、甲戌の日、己丑の日に陳侯鮑〔一〕が卒した、とあるのは再度報告があつたためである、〔二〕當時、陳の國には內亂があつた、文公の子の佗〔三〕が大子の免〔四〕を殺して、みづから代つた、桓公が重態になつてから亂が起り、國人は分れ分れになつてゐた、故に桓公の卒の報告を再びするやうな仕儀になつたのである、

〔一〕陳侯は桓公である、杜註は陳と魯は未だ同盟してゐないのに「春秋」に鮑と名を以て書いたのは、報告其のままに從つたのだと解してゐる、しかし、兩國を同盟とし、同盟國は名を以て報告する例によつたのだといふ別解がある、從ふべきである、〔二〕第一回と第二回の報告のいづれが正しいかを確めず、其のままに記載するのが「春秋」の例である、〔三〕佗は桓公の弟五父である、隱公六年七年の條に見える五父は此の人である、文公の子といふ事によつて、佗と桓公の世系は明にされる、しかも佗が桓公の同母弟でないことも明にされる、〔四〕桓公の子である、

○夏、齊侯鄭伯朝二于紀一、欲レ以レ襲レ之、紀人知レ之、

【通釋】夏、齊侯と鄭伯とが紀の國に朝した、實は〔一〕紀を襲はうと計畫したためである、紀で其の事を察知した、

〔一〕計畫を察知した紀は直に魯に報告した、魯は「春秋」に「齊侯鄭伯如レ紀」と書いた、しかも二國を警戒した、「春秋」に「城二祝丘一」とあるのも、其の用意であつた、

○王奪二鄭伯政一、鄭伯不レ朝、秋、王以二諸侯一伐レ鄭、鄭伯禦レ之、王爲二中軍一、虢公林父將二右軍一、蔡人衞人屬焉、周公黑肩將二左軍一、陳人屬焉、鄭子元請爲二左拒一以當二蔡人衞人一、爲二右拒一以當二陳人一、曰、陳亂、民莫レ有レ鬬心、若先犯レ之、必奔、王卒顧レ之、必亂、蔡衞不レ枝、固將二先奔一、既而萃二於王卒一、可レ以集レ事、從レ之、曼伯爲二右拒一、祭仲足爲二左拒一、原繁高渠彌以二中軍一奉レ公、爲二魚麗之陳一、先レ偏後レ伍、伍承彌縫、戰二于繻葛一、命二二拒一曰、旝動而鼓、蔡衞陳皆奔、王卒亂、鄭師合以攻レ之、王卒大敗、祝聃射レ王中レ肩、王亦能軍、祝聃請從レ之、公曰、君子不レ欲レ多上人、況敢陵二天子一乎、苟自救也、社稷無レ隕多矣、夜、鄭伯使二祭足一勞レ王、且問二左右一、

【通釋】周王が鄭伯に〔一〕王政を扱はせなくした、鄭伯は憤つて朝覲しない、秋、王は諸侯を率ゐて鄭を伐つた、鄭伯が防ぎ戰つた、王は〔二〕みづから中軍を率ゐる、

(四)虢公林父は右軍の將となる、蔡の軍勢、衞の軍勢が附き從ふ、周公黑肩は左軍の將となる、陳の軍勢が附き從ふ、鄭の子元が(七)左翼の備で蔡、衞の軍勢に當り、右翼の備で陳の軍勢に當りたいと願つた、「陳の國には(八)內亂があるので、人民どもは心こめて鬪ひますまい、されば手はじめに其の備を破つたら、必ず逃げ出しませう、王の軍勢がそれに心惹かれたら、必ず惣崩れとなり、蔡の軍勢、衞の軍勢も支へきれなかつたら、眞先かけて逃げ出しませう、其の時、わが軍勢が王の本陣目がけて三方からおし寄せる、成功致すことで御座いませう」鄭伯は其の意見に從つた、(九)曼伯が右翼となり、祭仲足が左翼となり、原繁、高渠彌が中軍となり、鄭伯をおし戴いて魚麗の陣を張り、戰車二十五乘を前におし並べ、五人を組とした武士どもが後に控へて、車と車との間を隙あらせじと備へ立てした、かくて(一〇)繻葛の地で合戰に及んだ、左翼右翼の勢に「(一一)紅の旗が動いたら、鼓を打鳴らせ(一二)」と下知した、下知のままに攻めかかる、蔡、衞、陳の軍勢が皆逃げ出した、王の軍勢が崩れ出した、鄭の軍勢が一つになつて攻め寄せる、王の軍勢は散々に敗れた、祝聃の王をめがけて射放した矢が肩に中つた、王もさる者、(一四)よく陣を立て直した、祝聃が追討ちをかけようと願つた、公は「君子たる者は、さまでに人を抑へては相成らぬ、まして天子をおし凌ぐのは以ての外だ、今の戰にしても、身にふりかかる難儀を片寄せるまでのこと、國さへ滅びずば、結構至極だ」といつた、夜になつて、鄭伯は(一五)祭足を使者として王の(一六)御機嫌を伺ひ、安否のほどを見舞つた、

〔一〕鄭伯はその頃まで王の左卿士の職に在つた、王がその職を奪つたのである、〔二〕王みづから出征し、しかも中軍に將となる、戰に對して確信を有してゐたためである、下文に王亦能軍とある、其の手腕が見られる、〔三〕この中軍は左軍右軍に對する本隊の義である、もとより一軍の中堅である、〔四〕王の卿士である、〔五〕周の桓公である、〔六〕鄭の公子である、名は突、〔七〕左拒、敵が中軍に迫り來るのを拒ぐ隊である、拒は距の義、敵をおし隔てることを意味する、中軍の左方にあるが故に左拒といふ、右方にあつて其の任に當る隊が右拒である、なほ左翼右翼といふに同じ、杜註は方陣、すなはち方形の陣形と解してゐる、〔八〕佗の騷亂をさしていふ、〔九〕曼伯は公子忽である、前の子元と共に隱公五年の條に見えてゐる、〔一〇〕陣法の一、戰車二十五乘を前におし並べ、五人一組づつの武士が後に控へて、隙に備へてゐる、この先偏後伍がすなはち魚麗の陣である、群魚が群り進む時はおのづから楕圓の形をなす、今の陣形がその形に似るので、この名がある、世にいはゆる魚鱗の陣法である、〔一一〕繻葛は鄭の地である、〔一二〕一幅の紅帛を其のままに用ゐたはたである、畫も飾りもない、大將の下知を傳へる表識に用ゐられる、一說に飛石といふ武器のことだといふ、石鐵砲の類である、これも亦合圖として用ゐられる、しかし、今は前說に從ふべきであらう、〔一三〕鼓を鳴らすのは進軍の合圖である、はたの動くのを見たら鼓を鳴らせとはなほ進軍せよといふに同じ、〔一四〕王亦能軍、當面は王もやはり軍上手だの意である、鄭伯も軍上手なら、王もまた軍上手、すなはち鄭伯は勝つて迫らず、王は敗れて奔らないことをさしていふ、王に就いていへば、よく敗軍を引き纏めて陣形を正したことになる、杜註は殿して奔らずと解してゐるが、殿の意に拘はる要がないやうである、〔一五〕前出の祭仲足である、足は名で、仲は其の排行であらう、杜註は祭仲を字だといつてゐる、〔一六〕鄭伯が王に慇懃を通ずるのは、必ずしも王に敵するもので無いことを示すためである、むしろ戰の罪を王に轉嫁するにある、いづれにしても周室の衰へが見られる、

【語釋】○不枝、枝は支と同じ、支持すること、○萃於王卒、萃は聚である、三方から一つにおし寄せること、○集事、成事である、成功すなはち戰捷を得ること、○偏、戰車二十五乘をいふ、○伍、武卒五人を一伍といふ、○伍承彌縫、承けるものは車隊と車隊の間隙である、彌縫は隙間を縫ひ補ふやうにすること、○上ㇾ人、上は陵と同じ、抑へること、○問ニ左右一、安否を問ふといふに同じ、左右といふのは卑下の態度である、御側衆まで伺ひを立てるの意である、

○仍叔之子、弱也、

【通釋】仍叔の子と「春秋」にあるのは、弱年のためである、

〔一〕仍叔の子が魯に來聘したのは夏のことである、傳はそれを王が鄭を伐つたといふ秋の事件の後に書いてゐる、杜註はこの順序から、來聘したのは夏であるが歸つたのは秋、其の歸つた時に卽して、永い間の滯在だといふことを示すのだと推する、永く居た理由は弱年者ゆゑ、ついうかうかと日を過したのだとして、「弱也」を解してゐる、しかし「弱也」によつて、魯が弱年者ゆゑ其の者を輕じて王命に承服しなかつたのだとも見られる、其の見解から仍叔の子の使命は魯をして王の討鄭に參加させることにあつたが、魯が從はなかつた、其の間の消息を明にするために、わざと其の戰の記事の後に書いたのだとも言はれる、尤も、この解に從へば必ずしも仍叔の子が秋までゐたと見なくてもよい事になる、

○秋、大雩、書レ不レ時也、凡祀、啓レ蟄而郊、龍見而雩、始殺而嘗、閉レ蟄而烝、過則書、

【通釋】〔一〕秋大雩をしたとあるのは、時節ちがひであることを示したのである、およそ、祀といふものは、巢籠りの蟲の出づる頃には年乞ひの祭を行ひ、〔二〕龍星の現はれる頃には雨乞ひの祭を行ひ、陰の氣立ち罩むる頃には新嘗の祭を行ひ、蟲の巢籠る頃にはかずかずの物を捧げまつる祭を行ふことになつてゐる、〔四〕其の時節過ぎに行へば、其の事を書すのが例である、

〔一〕傳文、前に秋王以二諸侯一伐レ鄭とあり、ここにまた秋とある、一年の記事の中に二ケ所に秋といふのは重要事であることを示したのだと杜註はいふ、しかし、ここに此の事をさうまで重く扱つてゐるかは疑問である、〔二〕雩は雨乞ひの祭である、龍星が現はれる時に行ふのは常の祭であるが、更に天旱すればすなはち行ふ臨時の場合もある、ここのはそれである、〔三〕龍星とは角、亢、氐、房、心、尾の六星をいふ、相聯る狀態が龍に似てゐるので、この名がある、この星が東方に現はれるが四月である、〔四〕過則書といふのは、其の時が過ぎたので書くとのことである、今大雩を秋に於いて行つたのは、偶天が旱したためである、怠慢の罪ではない、

【語釋】○祀、廣く祭祀の時期に就いていつた、○啓蟄、土中に巢籠りした蟲の出づる頃をいふ、○郊、年穀の豐饒を祈る祭、春の祭である、○殺、肅殺の義である、陰氣の充滿すること、たとへば草木の凋落などは其の一つの現はれである、すなはち秋氣の籠むることをいふ、○嘗、新穀を宗廟に薦むることをいふ、○閉蟄、蟲の戸を閉づること、すなはち巢ごもることである、勿論冬の期である、○烝、多くの品々を宗廟に獻ずることをいふ、

○冬、淳于公如レ曹、度二其國危一、遂不レ復、

【通釋】〔一〕淳于の君が曹に往つたといふのは、其の州の國の危難を思ひはかつて、遂に歸國しなかつたことである、〔二〕

〔一〕淳于公は「春秋」にいふ州公である、淳于とは州の國都である、州は公爵の國でないのに、何故に公と稱したかといへば、國君の本國を去つて他國に寄寓する時は、其の爵に拘はらず、公といふのが例である、〔二〕如と書いて、奔と書かないのは、國を出づる時、曹に朝すと稱して出たからである、〔三〕この記事は直に五年の宴來に續いてゐる、州公の意は魯に寄寓するにあつたらう、故にまづ曹に如くことを魯にまで報告したのであらう、

〔經〕六年、春、正月、寔來、

六年、春、正月、實に來た、○來たものは州公である、傳は何故に寔來と書いたかを說明してゐる、

夏、四月、公會二紀侯一于成、

夏、四月、桓公が紀侯と成の地で會した、○傳は會の理由に就いて說いてゐる、

秋、八月、壬午、大閱、

秋、八月、壬午の日、大に兵馬を檢閱した、○傳は此の非常の事をなすに至る事情を詳說してゐる、

蔡人殺二陳佗一、

蔡人が陳國の佗を殺した、○傳はない、蔡人は佗を殺して佗が殺した大子免の弟躍を立てた、後の厲公である、蔡人の此の擧に出でたのは、躍が蔡から嫁いた者の子であるからである、

九月、丁卯、子同生、

九月、丁卯の日、子同が生れた、○傳は同の命名の由來に就いて詳述してゐる、

冬、紀侯來朝、

冬、紀侯が來朝した、○傳は來朝の用件に就いて說明してゐる、

〔傳〕六年、春、自レ曹來朝、書曰二寔來一、不レ復二其國一也、

【通釋】六年、春、州公が曹國から來朝した、「春秋」に寔に來たと書いたのは、公が其の國に復へらないからである、

〔一〕「春秋」五年のをはりに、州公如曹とあり、六年のはじめは直にこれを承けて、寔來とある、來る者が州公であることは、別に斷わる必要がない、故に州公と書かなかつたのである、〔二〕州公は本來魯に奔り來つたわけである、しかし魯に來つて朝禮を行つた以上、「春秋」に來奔とは書かない、といつておのが國に歸ることなく、其のままに居るのであるとすれば、來朝とも書きかねる、故に特に寔來と書いたのである、亡命の君をいとほしむ情の動きである、寔は實の義である、或

は是と解して、是れ來るといふ説もある、

○楚武王侵レ隨、使二薳章一求レ成焉、軍二於瑕一以待レ之、隨人使二少師董一成、鬬伯比言二於楚子一曰、吾不レ得レ志二于漢東一也、我則使レ然、我張二吾三軍一、而被二吾甲兵一、以レ武臨レ之、彼則懼而協、以謀レ我、我難レ閉也、漢東之國隨爲レ大、隨張必棄二小國一、小國離、楚之利也、少師侈、請レ羸師以張レ之、熊率且比曰、季梁在、何益、鬬伯比曰、以爲二後圖一、少師得二其君一、王毀軍而納二少師一、少師歸、請追二楚師一、隨侯將レ許レ之、季梁止之曰、天方授二楚一、楚之羸、其誘レ我也、君何急焉、臣聞、小之能敵レ大也、小道大淫、所謂道、忠於民而信二於神一也、上思利レ民、忠也、祝史正レ辭、信也、今民餒而君逞レ欲、祝史矯レ擧以祭、臣不レ知二其可一也、公曰、吾牲牷肥腯、粢盛豐備、何則不レ信、對曰、夫民、神之主也、是以聖王先成レ民、而後致二力於神一、故奉レ牲以告曰、博碩肥腯、謂二民力之普存一也、謂二其畜之碩大蕃滋一也、謂二其不一レ疾瘯蠡一也、謂二其備腯咸有一也、奉レ盛以告曰、

粢豐盛、謂二其三時不一レ害、而民和年豐一也、奉二酒醴一以告曰、嘉栗旨酒、謂二其上下皆有一嘉德一、而無二違心一也、所謂馨香無レ讒慝一也、故務二其三時一、脩二其五教一、親二其九族一、以致二其禋祀一、於レ是乎民和而神降二之福一、故動則有レ成、今民各有レ心、而鬼神乏レ主、君雖二獨豐一、其何福之有、君姑脩レ政、而親二兄弟之國一、庶免二於難一、隨侯懼而脩レ政、楚不二敢伐一、

【通釋】楚の武王が隨の國を侵しておいて、大夫薳章を使者として和睦を申込んだ、瑕(一)の地に陣を取つて成否いかにと待ち受けた、隨の國では大夫少師に和睦の運びを扱はせた、大夫鬬伯比が楚の君に申した「わが國が漢水東方の地を存分に致しかねるのは、つまりはわが心がらと存じます、わが國がわが三軍を勢猛に見せかけ、わが甲冑に身を堅め、威たけ高におし臨めばこそ、かなたの國々はおぢ懼れ協力してわが國を警戒致します、それでは其の國々の仲を裂けられう筈は御座らぬ、漢東に國は多いが、隨が第一の大國、其の隨が心驕りを致し出したら、はたの小國に目もくれますまい、從つて小國どもが離れ背く、それがわが楚の國の勿怪(二)の幸ひで御座る、ところで、隨の使者少師が得意になりをる樣子、彼奴にわが軍勢を弱氣に見せかけて、いやが上に高ぶらせたいと存じます」大夫熊率且比がいふ「隨には季梁(三)と申す者がをるからは、其の謀は役に立ちますまい」鬬伯比がいふ、「いやさ、今(四)が今役に立たずとも、後後のためにはならう、何にしても少師は其の君にとり入つてゐるのだから」王は鬬伯比の意見に從つてわざと軍勢を少くしておいて、少師を迎へ入れた、少師が歸つて來て楚の軍を追ひ討ち致さうと願つた、隨侯が許さうとした、季梁がひき止めて申した「天(五)が楚の國に恩惠

を垂れられるただ今、楚の弱いといふのは、われに誘ひの隙を見せてのことで御座らう、君におかれてはさうまで輕々しい振舞をなさいますな、拙者はかねがね小國が大國にひけをとらないのは、小國に道があり、大國に道はづれの事がある場合だと承はります、其の道と申すのが、民には信を盡し、神には思召にかなふやうに致すことと存ずる、上たる者が民に利益を與へるのが民への信であり、神の社のはふり共が祭の文を正しく致すのが神の思召にかなふ業であると存ずる、然るにただ今、民は餒ゑて苦んでをり、君のみは思ふままの樂しみを爲されをる、なほ又(六)はふり共は得手勝手な事ども申し並べて祭を致してをる、(七)それでよいとは思ひも寄りませぬ」公がいふやう、「いやいや、左樣な事はあるまい、此方が神に捧げる生牲は混毛もなく、肥え太つたものであり、器に盛りなす穀物はさはに豐かである、神の思召にかなはぬことがあらうか」對へていふやう「(八)民こそは神の施主で御座いまする、されば、古しへの聖王には、まづ民の政をよくよく仕おほせて、さて後に神の祭に力を籠めることで御座つた、かるが故に　神のおん前に牲

を捧げては、大きなるもの、太りたるもの、肥えたるものと申し上げる、申す心は民の力が普く行きわたつたとのことであり、其の畜類が大きく殖えまさつたとのことであり、脫毛もなければ皮膚の病にも罹らぬといふことであり、其の形の缺くるところなく備はつてをるといふことで御座る、器に盛りなす穀類を捧げては、潔き穀、さはに豐なる器のものと申上げる、申す心は其の(九)三つの時に害がなく、民は樂しく、年は豐といふことで御座る、酒や甘酒を捧げては、よき酒、清き酒うまし酒と申し上げる、申す心は君も民も皆一樣に善德あつて惡心がないとのことで御座る、高く清き香があつて、さかしらが無いと申すのはおそらく此の事かと存じます、されば君には其の三(一〇)つの時を務め、其の五教を修め、其の九族を親しくなされ、謹しみ畏みて神を祭りなされたならば、それこそ民は安らかに和らぎ、神は福を下し給ふことで御座いませう、で御座れば、何事にせよ、致さうとすれば成功致します、然るにただ今は、民(一一)の心は離れ離れ、從つて神の施主も事少なに御座いまする、これでは君御一人、いかに祭を盛に致したとて、何の福が御座

いませう、君にはしばらく政を修めて兄弟(一二)の國たる姬姓の國々と親しうなされたなら、或は危難を免れるすべも御座いませう」隨侯はおぢ懼れて政を修めることになつた、楚もまた隨を伐たうとしなかつた、

〔一〕　瑕は隨の地である、敵國を侵し、敵地に陣して和睦を要求し要求に從へばよし、從はねば更に兵を進めようとする、いかに隨を輕ずるかが明である、〔二〕　精兵を隱蔽して、か弱い士卒だけを目につくやうに配置する、〔三〕　季梁は隨の賢者、彼の聰明は夙くこの謀を看破するであらう、看破されたら、折角の祕策も效果がなからうとの義、季梁が果してこれを察知した、〔四〕　今日其の策がその儘役に立つとは思はないが、後になつて役立つであらうといふ理由は、少師が隨侯にとり入つてゐる故、季梁の言は或は一時採用されるにしても、結局は少師の獻策が侯を動かすであらうと推定するからである、〔五〕　楚の新興の氣分發剌たるのをさしていふ、まさにこれ軍備充實せる時、決して楚之贏のあらう筈のないとのことである、〔六〕　實際の捧物と違つたことを祭辭に申し述べることをいふ、杜註は君の德を誇張していふのだと解してゐる、〔七〕　斯くの如きは小なる隨國が大なる楚に敵する所以でないとの斷定を下したのである、敵せざるを知つて追ひ討つの理があらうぞとの餘意を示してゐる、〔八〕　祭

祀はすべて人によつて行はれる、民の力が充實してはじめて祭祀を完備される、故に民を以て神の主と強く言ひきつたのである、〔九〕　春、夏、秋をいふ、皆農耕に關する時である、〔一〇〕　父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝なることをいふ、文公の十八年の傳に五教の目がある、同じくこれをさしていふ、尤も、廣く五教といへば孟子の父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信が擧げられてゐるが、ここは前のものに從ふべきであらう、〔一一〕　外祖父、外祖母、從母子、妻の父、妻の母、姑の子、姉妹の子、女の子、ならびにおのが同族をいふ、〔一二〕　民各有レ心、民が協和して其の心を一にするの反對、さうなる理由は民が飢饉に苦しんで、おのおのの衣食をあさるに急なるためである、從つて鬼神の祭をも缺く、故に鬼神乏レ主と續けていふ、〔一三〕　隨國は姬姓の國である、兄弟の國とは漢水東方に位置する姬姓の小國をいふ、前に漢東之國隨爲レ大、隨張弇二小國一とある小國をさしていふ、

【語釋】　○董、成、堇は督である、正しきを得るか否かを監督することである、　○難レ間、間は離間である、かなたの一致團結してゐるのを切り崩すことである、　○後圖、後日のための計畫といふこと、　○毀レ軍、軍勢の人數を少くすること、　○淫道義に背くこと、　○祝史、神に仕へ神を饗する官人、はふりをいふ、　○矯擧、よい加減にいつはり飾つていふこと、　○牲牷

肥腯、牲は祭に供へるいけにへ、牛羊豕の類、牷はそれ等が純色でまじり毛のないのをいひ、肥は肥え太つて毛のつやつやしたのをいひ、腯は五體の具つてゐるのをいふ、すなはち牲牷肥腯とは申分のないいけにへの義である、○粢盛、粢は黍稷、盛は器に盛ることである、粢盛とは祭器に盛り入れた黍稷をいふ、○博碩、でつぷりと太つて大いこと、○疾蠱、疾は傳染性の皮膚病、蠱は皮膚病のために毛の脫け落ちること、○絜粢、絜は潔に通ず、絜粢はきよき粟稷をいふ、○嘉栗旨酒、嘉、栗、旨は皆酒を修飾してゐる形容詞である、嘉は善、栗は清冽、旨は味のよいこと、○違心、姦惡の心をいふ、道に違ふ心の義である、○馨香無讒慝、馨香は香の高いのをいふ、これは上句の有嘉德の嘉德に應じてゐる、讒は人を陷れうとする邪しまな心であり、慝は心掛けの惡いことである、通じて邪惡、姦惡の義である、ここでは上句の無違心の違心に應じてゐる、

○夏、會于成、紀來諮謀齊難也、

【通釋】〔一〕夏、成の地に會したといふのは、紀の國から來て齊の壓迫に就いて相談をされたのである、〔二〕成は魯の地である、〔三〕紀は齊がわれを滅ぼさうとする計畫のあるのを知つて、對策を講じたのである、五年の條に齊鄭が紀を襲はうとしたことが見えてゐる、ここに鄭に就いていはないのは齊が主となつてゐるからである、

○北戎伐齊、齊侯使乞師于鄭、鄭大子忽帥師救齊、六月、大敗戎師、獲其二帥大良少良甲首三百、以獻於齊、於是諸侯之大夫戍齊、齊人饋之餼、使魯爲其班後鄭、鄭忽以其有功也怒、故有郎之師、公之未昏於齊也、齊侯欲以文姜妻鄭大子忽、大子忽辭、人問其故、大子曰、人各有耦、齊大、非吾耦也、詩云、自求多福、在我而已、大國何爲、君子曰、善自爲謀、及其敗戎師也、齊

侯又請妻之、固辭、人問其故、大子曰、無事於齊、吾猶不敢、今以君命奔齊之急、而受室以歸、是以師昏也、民其謂我何、遂辭諸鄭伯、

【通釋】北戎が齊を伐つた、齊侯が加勢を鄭の國に頼んだ、鄭の大子の忽が軍勢を引き具して齊を救つた、六月に大に戎の軍勢を敗つて、其の二人の將大良と少良と甲冑武者の首三百級を手に入れて齊に獻じた、この時諸侯の大夫だちが齊の國を守備してゐた、齊の國から其の人々に食料をおくらうとして、魯の大夫に囑んで順序を定めさせた、鄭を後まはしにした、鄭の大子忽は手柄を立てた此の我を後まはしとは何事ぞと怒つた、これが魯との間に郎の戰がある原因である、」魯の桓公がまだ齊と婚姻を結ばない時のこと、齊侯は姬君文姜を鄭の大子忽に妻はせようと思はれた、大子忽は辭退をした、人あつて其の理由をたづねた、大子がいふ「人の緣組にはおのおの相手相應といふことがある、齊は大國であつて、相手としてふさはしくない、詩にも申してをる、われはわれ自ら多福を求めるとな、事は結局われ自らがなすべき筈、相手が大國だとて、われにとつて何の役に立たうぞ」君子がこの事を評して「大子はよくぞみづからを考へて處置せられた」といつた、さて、今度大子が齊に加勢して戎の軍を敗つた時、齊侯はまたこれに妻はさうと申出でた、固く辭退をした、辭退の理由をたづねる人があつた、大子がいふ「齊の國に何事のなかつた時でも、緣談を承知しなかつた、それなのに君の仰に從つて齊に馳せ參じた今日、妻を迎へて歸國したとあつては、それこそ戰を利用した緣組と申さねばならない、かくては民の批評がおそろしい」遂に鄭伯の同意がないとの口上できつぱりと辭退することに相成つた、

〔一〕前にある曼伯、軍上手の將である、〔二〕大良少良は人名であるとも、官名であるともいはれてゐる、〔三〕魯の大夫はよく禮に通じてゐると見て囑したのである、〔四〕十年の條に見られる、〔五〕詩は大雅文王の章である、多福

は他力によつて求められるのでなく、ただ自力によつてのみ求められるとの義である、〔六〕この識者の批評は大子が一身だけを潔くして、鄭國の利害に就いて考へ及ばなかつたことを咎めたのだと見るのが杜註である、しかし、其處まで立ち入らず當面の處置を稱揚したのだとも解せられる、後に大子が齊の縁組を辭退したため、一身上に不利を醸す事情が起ることを合せ考へれば、批評は當面の處置にとどまるやうである、〔七〕齊侯の妻はさうとするのは勿論文姜でない、この時文姜は魯に嫁してすでに四年となつてゐる、〔八〕出軍する以上、民に勞苦を來すことは當然である、それなのに己は妻を得て歸るとすれば、餘りに民を眼中におかない行である、民の非難は期して待つべきである、〔九〕鄭伯の口上といふのを表面の理由として斷わつたのである、或はさし當つては齊侯に辭退し、更に鄭伯にも辭退を申出でておいて、父の齊侯の意に應じないやうに念をおしておいたとも解せられる、いづれにしても、傳文には大子のために惜しむの意がほのかに見られる、すなはち十一年の條、大子が衞に奔らねばならぬ遠因を示したのである、

【語釋】○饋二之簠一、饋は遺ること、簠は芻米のこと、○爲二其班一、班は順序をいふ、班をなすとは簠をおくる順序を立てさせること、○受レ室、室は内室の義、妻をいふ、室を受けるとは妻を娶ること、○辭二諸鄭伯一、諸は之於の略、すなはち辭二之於鄭伯一の義である、

○秋、大閱、簡二車馬一也、

【道釋】秋、大に閱するといふのは、車馬の勢揃へをしたことである、

〔一〕閱とは檢閱の義、軍備の完きを期するために武器其の他を檢査することである、當時鄭は簠を遺る處置によつて魯を怨んでゐる、魯としては鄭に對し、また齊に對しても警戒しなければならない、故にここに檢閱したのである、秋は農耕の時ではあるが、事は急である、從つて閱兵の時期に於いて別に貶意を含んでゐない、

○九月、丁卯、子同生、以二大子一生レ之禮一舉レ之、接以二大牢一、卜二士負一レ之、士妻食レ之、公與二文姜一宗婦一命レ之、公問二名於申繻一、對曰、名有レ五、有レ信、有レ義、有レ象、有レ假、有レ類、以レ名レ生爲レ信、以レ德命爲レ義、以レ類命爲レ象、取二於物一爲レ假、取二於父一爲レ類、不レ以レ國、不レ以レ官、不レ以二山川一、不レ以レ隱レ疾、不レ以二畜牲一、不レ以二器幣一、周人以レ諱レ事、神、名終將レ諱レ之、故以レ國則廢レ名、以レ官則廢レ職、以二山川一則廢レ主、以二畜牲一則廢レ祀、以二器幣一則廢レ禮、晉以二僖侯一廢二司徒一、宋以二武侯一廢二司空一、先君獻武廢二二山一、是以大物不レ可レ以レ命、公曰、是其生也、與レ吾同レ物、命レ之曰レ同、

【通釋】九月、丁卯の日に子同誕生の事があつた、大子御誕生の禮を以て萬事を執り行つた、大牢のもてなしをした、然るべき士をトひ選んで抱守と致し、士の妻を乳母と致した、父の桓公と母の文姜と一門の婦人とが名を附けることになつた、公が何と名づけようかと申繻に相談した、答へて申すやう、名には五つの附けやうが御座います、信といふのがあり、義といふのがあり、象といふのがあり、假といふのがあり、類といふのが御座いまする、はじめから名を以て生れましたのを信と申します、德義の字で名づけますのを義、物にかたどつて名づけますのを象、物に因んで名づけますのを假、父にゆかりを求めて名づけますのを類と申します、いづれに致しましても、本國の名を附けませず、官名を附けませず、山川の名を附けませず、病の名を附けませず、六畜の名を附けませず、祭器や玉帛の名を附けませぬ、周の國では諱を以て神に事へますので、死ねば其の名を諱むのが掟で御座います、されば國號を名と致せば君のおん名を廢めねばならぬことと相成り、官を名と致せば職をとり廢めることと相成り、山川を名と致せば國のぬしである山川の名をとり廢めることと相成り、生牲となる獸を名と致せば神の祀をとり廢めることと相成り、器や玉帛を名と致せば禮をとり廢めることに相成りまする、晉の國に於いては、僖侯の名が司であつたので、司徒の職名をとり廢め、宋の國に於いては

武侯の名が司空であつたので司空の職をとり廢め、わが魯の國に於いては御先祖の獻公武公が山の名であられたために二つの山の名をとり廢められました、斯様な次第ゆゑ、右に申し上げた大きな品々を名に附けては相成らぬことと存じまする」公は其の意見に從はれ、この若子の生れたのは、此方と同じ日であつた」といはれて、同と名づけた、

〔一〕大牢は牛羊豕を具へた正式の料理である、それを以てもてなすのは大子に對してのことである、尤も杜註は大子を生んだ母をもてなすとなし、大子の母として尊重するのだと解してゐる、〔二〕たとへば手の筋がおのづから或文字の形をなしてゐるのを直に名とする類である、信は其のしるしを始めから所有してゐる、決して過なきの意である、〔三〕其の人のため善かれとて德義の名を以て命ずる、たとへば文王の名が昌であり、武王の名の發といふが如き類である、〔四〕傳ふる如くば、孔子の首は尼丘に似てゐたので、丘と名づけたといふ類である、〔五〕孔子の子の伯魚が生れた時、人から魚をおくられた、故に鯉と名づけたといふ類である、〔六〕何等かの所緣を求めて、父との關係を見せること、たとへば今の場合に於いて父と日を同じうするために同といふ類である、〔七〕生きてゐる間には名を以て稱しても、死して後は諱を以て稱するのが諱法である、以〻諱事〻神とは死して廟に祭つた以上はすべて諱を以て稱するからである、名終將〻諱〻之の名終るは死を意味する、もはや名を以て稱することがないからである、將〻諱〻之とは諱の稱ここにはじまるからである、諱法は殷以前にはなかつた、周から行はれるやうになつた、〔八〕國と同じ名を附けるとすると、國の名を改めねばならない、しかし國は改むべきでない、從つて君の名を改めねばならない結果になる、これは臣としてなし難き事である、故にはじめから名とすることを避けようとする、〔九〕國は山川を以て主としてゐる、山川の名を廢するのは國の名を廢することになる、〔一〇〕犧牲を以て名づければ、其のものを神に獻ずることが出來かねる、さうなれば祀の式が完備しないことになる、故に祀を缺くといつたのである、〔一一〕司徒を廢して中軍とした、〔一二〕司空を廢して司城とした、〔一三〕獻公の名が具、故に具山の名を廢し、武公の名が敖、故に敖山の名を廢したのである、〔一四〕國といひ、官職といひ、山川、畜牲、器幣みな重大性を有するもの、故に大物といふ、〔一五〕物は日のことである、日を同じうするとは干支を同じうするとの意である、

【語釋】○宗婦、一族の婦人をいふ、○申繻、魯の大夫である、○隱疾、隱は痛み苦しむと、疾と同じ、○畜牲、畜は六畜、之を犧牲に用ゐる故に畜牲と稱したのである、六畜とは馬牛羊豕狗雞をいふ、○器幣、器は祭に用ゐる俎豆の類である、

○冬、紀侯來朝、請二王命一以求二成于齊一、公告レ不レ能、

【通釋】冬、紀侯が來朝した、王の御名によつて齊と和睦が出來るやう、桓公から王に願つて貰ひたいとのことであつた、桓公は自分には致しかねると告げた、

〔一〕紀の國は勢微弱であつて、天子に直々に申し上げて甲斐のないことが明白である、故に魯の國から、天子に御取つぎをして貰ひたいとのことである、〔二〕桓公は君寵未だ篤からず、從つて自分が願つても效果がないといふので辭退したのであらうが、或は魯は鄭と事を構へようとしてゐる折とて、鄭と親しい齊を向うに廻して、齊の敵たる紀のために謀るのは、策の得ざるものとして辭退したのであらうか、二樣に解せられる、

〔經〕七年、春、二月己亥、焚二咸丘一、

七年、春、二月己亥の日、咸丘の地で燒き狩りをした、○傳はない、焚とは火田である、林を燒いて狩ることである、杜註は根だやしにする態度を譏つて書いたのだと解してゐる、

夏、穀伯綏來朝、鄧侯吾離來朝、

夏、穀伯綏が來朝した、鄧侯吾離が來朝した、○傳は何故に二侯の名を書したかを說いてゐる、

〔傳〕七年、春、穀伯鄧侯來朝、名、賤レ之也、

【通釋】七年、春、穀伯と鄧侯とが來朝した「春秋」に名を以て書したのは、二侯を賤しめたのである、

〔一〕「春秋」には夏來朝したとある、魯に來たのが春で、朝禮を行つたのが夏だからである、〔二〕「春秋」には二侯の來朝を別々に書してゐる、二侯が各自に朝禮を行つたからである、〔三〕來朝の折、禮にかなはぬ事が多かつた、春來ながら夏に至つてはじめて朝禮を行ふなどがそれである、賤しむとは其の點をさしていふ、

○夏、盟向求二成于鄭一、既而背レ之、秋、鄭人齊人衞人伐二盟向一、王遷二盟向之民于郟一、

【通釋】夏、盟と向の二邑が鄭に對して和睦を求めた、間もなくこれに背いた、秋、鄭、齊、衞の軍勢が盟と向とを伐つた、王が盟と向との民を郟に遷した、

〔一〕隱公十一年の條、王が盟向を服しかねて鄭に賜はり鄭もまた扱ひかねたことが見える、それと聯絡してゐる、〔二〕郟は郟鄏である、すなはち王城である、盟向の民を王城に遷して、其の地を鄭におくつたのである、

○冬、曲沃ノ伯誘ニ晉小子侯ヲ一殺レ之ヲ、

【通釋】冬、曲沃の君が晉の小子侯を欺いてこれを殺した、

〔一〕曲沃の君とは武公をさしていふ、〔二〕小子侯とは幼き侯の義、殺されて後、正しく謚をいふことが出來ないで、假りに稱するのである、哀公の子、在位四年にして殺されたのである、

〔經〕八年、春、正月己卯烝、

八年、春、正月己卯の日、烝の祭を行つた、○傳はない、

天王使ニ家父ヲ一來聘、

天子が家父を使者として來聘させた、○傳はない、

夏、五月丁丑、烝、

夏、五月丁丑の日、烝の祭を行つた、○傳はない、

秋、伐レ郳ヲ一、

秋、郳を伐つた、○傳はない、

冬、十月雨レ雪ヲ一、

冬、十月雪が降つた、○傳はない、これは時はづれの雪といふことである、十月をしかいふのは曆の相異からである、

祭公來、遂逆ニ王后ヲ一于紀ニ一、

祭公が魯の國に來た、かくして王の后を紀の國に逆へた、○傳はそれが禮に合ふことをいふ、

〔傳〕八年、春、滅レ翼ヲ一、

【通釋】八年、春、翼を滅した、

〔一〕滅した者はいふまでもなく曲沃の君である、事は前八年の傳末にある、直にそれを承けていふのである、

○隨ノ少師有レ寵ヲ一、楚ノ鬬伯比曰、可矣、讎有レ釁ヲ一、不レ可レ失レ也ヲ一、夏、楚子合ニ

諸侯ヲ一于沈鹿ニ一、黃隨不レ會、使ニ薳章ヲ一讓ニ黃ヲ一、楚子伐レ隨ヲ一、軍ニ於漢淮之間ニ一、季梁請下之ヲ一、弗レ許而後戰、所レ以怒レ我ヲ一而怠ニ寇ヲ一也ヲ一、少師謂ニ隨侯ニ一曰、必速ニ一戰ヘ一、不レ然將レ失ニ楚師ヲ一、隨侯禦レ之ヲ一、望ニ楚師ヲ一、季梁曰、楚人上レ左ヲ一、君必左ヲ一、無ニ與王遇ヲ一、且攻ニ其右ヲ一、右無レ良焉、必敗、偏敗、衆乃攜矣、少師曰、不レ當レ王ヲ一、非レ敵也ヲ一、弗レ從ヘ一、戰ニ于速ニ一杞ニ一、隨師敗績、隨侯逸、鬬丹獲ニ其戎車ヲ一、與ニ其戎右ヲ一、少師ヲ一、

【通釋】隨の少師は君の覺えが愈めでたくなつた、楚の鬬伯比が君に申した、「もう宜しいと存ずる、讎には隙が御座る、今の時機をはづしては成りませぬ」夏

楚子は諸侯を沈鹿の地に招き寄せた、黃國と隨國とが會合しなかつた、薳章を遣はして黃の不埒を責めた、楚子は隨を伐つて漢水と淮水との間に陣を立てた、隨の季梁が一旦は降參を願ひ出ませう、許さない段になつて戰はう、これこそわが軍には勢づかせ、敵には油斷をさせる手段であるといつた、その時、少師が隨侯に申した、「今すぐに戰ひなされ、さもないと折角の楚の軍勢を無駄に致します」隨侯はその意見に從つて、楚の軍を禦いだ、出陣してはるかに楚の軍勢を眺めた、季梁が申すやう、「楚の國では左を上席と致せば、楚の君は必ず左側に居りませう、されば王を相手になさらず、一まづ其の右側をお攻めなされ、右には然るべき者は居りませぬほどに、敗れるのは必定、一方が敗れたら、惣勢は散り散りになりませう」少師が申すやう、「王を相手でなくば、不足で御座る」隨侯はつひに季梁の意見に從はなかつた、速杞の地で戰つた、隨の軍勢がうち敗れた、隨侯は逃げ延びた、鬬丹が隨侯の戎車と、其の車右となつてゐた少師とを生捕にした、

〔一〕六年の傳に、少師が其君の心を得たりとあるのを承け

たのである、〔一一〕これも亦六年の傳に以て後圖となさんとあるのを承けたのである、其のいはゆる後圖をなす時機の到來をいふのである、〔三〕德なくして君寵を得る少師の如きものがある、君を誤ることの多いのは勿論である、これが國の釁である、以て敵の乘ずべき國の隙間であるの意、〔四〕この擧、もとより隨を伐つにある、黃國に對するのが輕い、故にただ責めるだけに止めたのである、〔五〕王は楚子である、當時の楚の權勢ぶりを考へさせられる、〔六〕少師も亦楚子を以て王と稱しながら、王でなければ相手として不足だといふ、傲り加減を推すべきである、〔七〕速杞は隨の地である、

【語釋】○釁、瑕隙である、隙間をいふ、○沈鹿、楚の地である、○漢、淮、漢水と淮水をいふ、○遇、敵、相手にすると、

秋、隨及楚平、楚子將不許、鬬伯比曰、天去其疾矣、隨未可克也、乃盟而還、

【通釋】秋、隨から楚に和睦を申込んだ、楚子は許すまいと思つた、鬬伯比が申すやう「天が其の病をとり去られました、隨はまだまだ滅されませぬ」といつた、さてこそ楚は盟を立てて還つたのである、

〔一一〕少師の死をさしていふ、少師が從來隨にあるのは其の國を弱めたもの、なほ病の身に於けると同じと見たのである、

○冬、王命虢仲、立晉哀侯之弟緡于晉、

【通釋】冬、周王が虢仲に命じて晉の哀侯の弟緡を晉の國に立てて君とした、

〔一〕虢仲は王の卿士虢公林父である、

○祭公來、遂逆王后于紀、禮也、

【通釋】祭公が來つた、遂に王后を紀の國から迎へた、これは禮である、

〔一〕祭公は諸侯にして天子の三公たる者、〔二〕天子が諸侯から后を迎へられる時は、同姓の諸侯をして婚禮を奉行させる、天子たる者が諸侯と對等の禮を行ふべきでないからである、此の場合、魯が其の婚禮を扱つてゐたので、祭公が來て其の命を聽いたのである、これが禮にかなふとの事である、

〔經〕九年、春、紀季姜歸于京師、

九年、春、紀の季姜が京都に嫁いだ、○傳はこの事を「春秋」に書す理由を說いてゐる、

夏、四月、
秋、七月、
冬、曹伯使其世子射姑來朝、

冬、曹伯が其の世子射姑を使者として來朝させた、○傳は其の來朝の折の一偶事を記してゐる、

〔傳〕九年、春、紀季姜歸于京師、凡諸侯之女行、唯王后書、

【通釋】九年、春、紀の季姜が京師に嫁いだ、凡そ諸侯の姬の緣組みに就いては王の后となる場合だけを書き記すのが例である、

〔一〕季姜の季は字、姜は紀の姓である、周の桓王の后となつた、八年の條に祭公來のことが見えてゐるのは、此の季姜の事である、〔二〕諸侯から其の女の諸侯同士と緣組みする事を告げて來ても「春秋」には書き記さないことに定まつてゐた、

○巴子使韓服告于楚、請與鄧爲好、楚子使道朔將巴客以聘於鄧、鄧南鄙鄾人攻而奪之幣、殺道朔及巴行人、楚子使薳章讓於鄧、鄧人弗受、夏、楚使鬬廉帥師及巴師圍鄾、鄧養甥聃甥帥師救鄾、三逐巴師、不克、鬬廉衡陳其師於巴師之中以戰、而北、鄧人逐之、背巴師而夾攻之、鄧師大敗、鄾人宵潰、

【通釋】巴の國の君が韓服を楚の國に遣はして鄧の國と好みを結びたう御座れば、おん橋渡しをして戴きたいと申出でた、楚の君は早速承諾して、道朔に申し附け巴の國の客と共々鄧の國に挨拶に行かせた、鄧の領內、南の方の片田舍なる鄾の邑の者共が其の一行を攻め立てて、持參致した進物を奪ひとつたば

かりか、道朔と巴の國の使者とを殺した、楚の國の君は遠章を遣はして鄧の國の罪を責めさせた、鄧の國人はとり上げなかつた、夏、楚の國からは鬪廉に軍勢を率ゐさせ、巴の軍勢と一つになつて鄧を包圍させた、鄧の國の養甥と聃甥は鄧危しと見てとつて、軍勢引き具して加勢に及んだ、三度まで巴の軍勢を逐ひ立てたものの、打ち勝つまでではなかつた、鬪廉は其の軍勢を巴軍の中ほどに横陣を備へさせ、さて戰つて逃げ足立てる、鄧人はこの時ぞと逐ひ立てる、逐ひ立てて巴の軍勢を後にしてしまつた、引きかへした楚の軍勢と巴の軍勢とは鄧の軍兵を夾み討ちにする、鄧の軍勢は大に敗れた、鄧人は夜のほどに城を棄てて散々に逃げてしまつた、

〔一〕巴の行人、すなはち使番である、〔二〕楚の大夫である、〔三〕巴客、勿論韓服その人をいふ、前には韓服、ここには巴客、後には巴行人、いふところは同一の人、ただ文の上の變化である、〔四〕鄧國の與り知るところでない、責任はただ鄾にあり、故に鄾を伐つことは其の意のままにとの答である、〔五〕楚の大夫、〔六〕養甥と聃甥と共に鄧の大夫、

〔七〕養甥聃甥の率ゐる軍兵は巴の師を逐つたといふが、これを克服するまでに強盛でないことを鬪廉は知つた、しかも逐はれた巴の軍は二つに分れて踏み留まつてゐる、鬪廉はその陣形と養甥等の巴師を輕んずる心を利用して奇策を行つたのである、〔八〕此の時、鬪廉が戰つて逃けたのは、故意に逃けたのである、鄧の軍を誘ひ出して、巴師と夾擊せんためである、最初からの計畫すなはち奇策これである、

【語釋】○衝陳、衝は横、衝陳は横ざまに陳立てをすること、○北、背の意、敵を背にして走ること、すなはち敗北である、

○秋、虢仲芮伯梁伯荀侯賈伯伐曲沃、

【通釋】秋、虢仲、芮伯、梁伯、荀侯、賈伯が共に曲沃を伐つた、

〔一〕八年の傳に、虢仲が王命に從つて哀侯の弟緡を晉に立てたことが見えてゐる、其の虢仲が諸侯と協力して曲沃を伐つたのである、これも王命に出づるものと推測される、〔二〕この芮伯は萬である、前に秦に執へられた者、この出軍が秦の後援によることは勿論である、〔三〕曲沃の君は緡を敵とする武公であること言ふまでもない、

○冬、曹大子來朝、賓之以上卿、禮也、享曹大子、初獻、樂奏而歎、施父曰、曹大子其有憂乎、非歎所也、

【通釋】冬、曹國の大子が來朝した、上卿の格でもてなした、禮にかなふ事である、曹の大子饗應の折、初めの盃をまゐらする時、音樂を奏した、大子はため息をつかれた、施父がいつた「曹の大子には不幸が起りはすまいか、歎くべきところで無いのに歎かれた」と申した、

〔一〕諸侯の大子で、未だ天子の誓ひの禮を濟まさない者が、君の代理として來聘した時は、其の國の上卿の格を以て待遇するのが禮であつた、此の上卿は大子みづからの國の上卿である、ここでは曹の格でいふ、魯の上卿の意ではない、〔二〕原文には初獻とある、初めて酒を獻ずる事を意味する、饗應には一定の作法がある、ここは主人が客に酒を獻ずる最初の作法である、〔三〕魯の大夫である、

【語釋】○享、饗と同じ、饗應の宴を開くこと、

〔經〕十年、春、王正月、庚申、曹伯終生

十年、春、王の正月、庚申の日、曹伯の終生が卒した、○傳はまた之を繰りかへしていふ、前年に於ける施父の豫言の終始のためである、

夏、五月、葬曹桓公、

夏、五月、曹の桓公を葬つた、○傳はない、桓公はすなはち終生である、

秋、公會衞侯于桃丘、弗遇、

秋、桓公が衞侯と桃丘で會する筈であつたが、遇はなかつた、○傳はない、衞侯は桓公と衞の地桃丘で會する約をなした、しかも約に背いて往かない、桓公は知らずして、會期に赴いた、故に遇はなかつたのである、其の會と、會に背くとは、共に魯と鄭の衝突を繞る出來事である、

冬、十有二月、丙午、齊侯衞侯鄭伯來戰于郎、

冬、十二月丙午の日、齊侯、衞侯、鄭伯が來つて郎の地で戰つた、○傳は侵伐と書かずに來戰と書いた理由を說明してゐる、また鄭伯が事件の主人公なるに拘はらず、齊衞の下に書く理由を說明してゐる、

〔傳〕十年、春、曹桓公卒、

【通釋】　十年、春、曹の桓公が卒した、

〔一〕　この傳は直に九年の傳末、曹の大子が歎くべき所でないのに歎いた記事を承ける、施父の豫言の的中したことを示すためである、大子の魯に在るの日、曹の桓公はまさに病んでゐた、太子はたえず之を憂ひてゐた、故に饗宴燕樂の際も、つい歎息を漏したのである、今、ここに桓公の卒の報告を受けて大子の所作の原因を知り得たのである、

○虢仲譖其大夫詹父於王、詹父有辭、以王師伐虢、夏、虢公出奔虞、

【通釋】　虢仲が其の大夫の詹父を周の桓王に惡しまに申し上げた、しかし詹父の方に言分があつた、詹父は王の軍勢を引き具して虢を伐つた、夏、虢公は虞の國に出奔した、

〔一〕　この大夫は虢國の大夫ではない、虢仲の屬大夫である、屬大夫とは本來は王臣であるが、虢仲の下に屬して大夫の職に當る者をいふ、此の時、虢仲は王の卿士であつた、〔二〕　詹父が虢國の大夫であるならば、其の處分は意の欲するままである、しかし詹父が屬大夫であるがために勝手な眞似は出來ない、故に王に譖して其の處分の指示を待つのである、〔三〕　詹父が王命を以て虢仲を伐つたのである、

○秋、秦人納芮伯萬于芮、

【通釋】　秋、秦人が芮伯萬を芮國に入れて君とした、

〔一〕　芮伯萬はさきに母に逐はれて魏に奔り、後、秦人に執へられて秦に留つた者、ここに秦人の援助を得て芮國に歸つたのである、前年に萬が虢仲等と共に曲沃を伐つたのも、秦人が彼に兵仗を貸して諸侯に會させたのである、一は好意であり、一は萬の母に對する政策からであつた、

○初、虞叔有玉、虞公求旃、弗獻、既而悔之、曰、周諺有之、匹夫無罪、懷璧其罪、吾焉用此、其以賈害也、乃獻之、又求其寶劍、叔曰、是無厭也、無厭將及我、遂伐虞公、故虞公出奔共池、

【道釋】　其のはじめ、虞叔が玉を所有してゐた、虞公から所望されたが獻上しなかつた、やがて後悔していふやう、「周の諺に『輕輩に罪がない、壁を持つのが罪』とある、此の玉がわれにとつて何の益に立つものぞ、しかもそれで禍を買ひ込んでたまるものか」そこで獻上した、またもや寶劍を所望された、叔がいふやう、「何を獻上致しても、それで滿足なさるお方ではない、滿足なさらぬ果は、わが身をとまで仰せられるであらう」遂に叔は虞公を伐つた、されば虞公は共池に出奔した、

〔一〕　虞公が共池に出奔する顚末の記事である、〔二〕　虞公の弟、〔三〕　身分の輕い者も輕いといふ事が罪にはならぬ、身分不相應なものを所持することが奇禍將來の因となつて、無實の罪に陷らせられるの意、壁とは貴重の物を通じていふ、懷レ壁其罪、此の語氣の強さは一切の禍根を懷壁に歸せんとするためである、壁を手離せば罪自ら免るの意は明である、叔の言は強く其の底の意を承けてゐる、〔四〕　壁を所藏するがために禍を招くのは、なほ金あるがために物を買ふと同じ、故に賈レ害といふ、賈は買の義、〔五〕　一度は玉を所望され、二度は寶劍を所望される、さて我が身の所望を考へる、やや突爾に過ぐるやうであるが、畢竟玉に對する愛惜の甚しかつたためである、

○求レ旃、旃は之、求レ之である、○匹夫、獨夫、一夫といふに同じ、身分の卑しい手合をいふ、○厭、飽き足ること、滿足すること、

○冬、齊衞鄭來戰于郎、我有レ辭也、初北戎病レ齊、諸侯救之、鄭公子忽有レ功焉、齊人饋二諸侯一、使二魯次之一、魯以二周班一後レ鄭、鄭人怒、請二師於齊一、齊人以二衞師一助レ之、故不レ稱二侵伐一、先書二齊衞一、王爵也、

【通釋】　冬、齊、衞、鄭の軍が來つて郎の地で戰つたと「春秋」に書いたのは、我が魯に言分があるからである、事のはじめ、北戎が齊を苦しめた時、諸侯が救助した、鄭の公子忽は北戎を破つて功を立てた、その折、齊人は諸侯に食料品をおくるとて、魯に配給の順序を扱つて貰つた、魯は周の掟に從つて扱つたので、鄭を後まはしにした、鄭人は怒つて齊に加勢を賴ん

だ、齊人は衞の軍勢までもひき拉れて鄭の加勢をした、かういふ事情ゆゑに三國の軍を侵伐といはなかつたのである、また三國の軍を書く場合に、齊衞を鄭の前にしたのは、王爵の順序に從つたのである、

〔一〕 曲が魯にあつて、三國の聯合軍魯を攻めるとなれば、當然其の軍を侵伐したと書くべき筈、戰ふと書いたのは曲が彼等にあつて、魯は與り知らずとしたのである、彼等の曲とは何か、其の事情を溯つていふがために、初の語を以て下文を起したのである、〔二〕 北戎齊を惱ました事は六年の條に見えてゐる、〔三〕 周班、周の定むるところの順序である、王爵を標準とする順序である、〔四〕 鄭の公子忽が功を立てた矢先とて、鄭人はまづ鄭を先にするものと信じてゐた、今、後にされたので、侮辱を感じたのである、〔五〕 「春秋」の秋、公會衞侯于桃丘、弗レ遇と呼應する、衞侯が桃丘の會の約に背いたのは、齊に誘はれて鄭と合體したためであつた、〔六〕 鄭は今度の事件の主動者である、「春秋」の例に從へば、主動者を前に書くのであるから、當然鄭を齊衞の前に書かねばならない、それなのに鄭を齊衞の後まはしにしたのは何故であるか、特にここに限つて王爵の順序によつたのである、理由は事件がこの順序即ち周班の扱ひから起つたばかりでなく、なほ其の扱ひの正當なことを暗示するためである、「我有レ辭」の意を明に見せてゐる、

〔經〕十有一年、春、正月、齊人衞人鄭人盟二于惡曹一、

十一年、春、正月、齊人、衞人、鄭人が惡曹の地で盟つた、○傳にはこの三國人以外に宋人を加へてゐる、

夏、五月、癸未、鄭伯寤生卒、

夏、五月癸未の日、鄭伯寤生が卒した、○傳は鄭伯卒後の鄭の騷亂に就いて記してゐる、

秋、七月、葬二鄭莊公一、

秋七月、鄭の莊公を葬つた、○傳はない、

九月、宋人執二鄭祭仲一、突歸二于鄭一、鄭忽出奔レ衞、

九月、宋人が鄭の祭仲を召捕つた、突が鄭の國に歸つて來た、鄭の忽が衞の國に出奔した、○傳は此の間の消息を詳にしてゐる、

柔會二宋公一、陳侯、蔡叔盟二于折一、

柔が宋公、陳侯、蔡叔と會して折の地で盟つた、○傳はない、柔は魯の大夫、蔡叔は蔡の大夫、これ大夫が諸侯に會盟する記事の初出である、

公會二宋公一于夫鍾一、

桓公が宋公と夫鍾の地で會した、○傳はない、尤も次の會と共に十二年の傳で說くところがある、

冬、十有二月、公會二宋公一于闕一、

冬、十二月、桓公が宋公と闕の地で會した、○傳はない、

〔傳〕十一年、春、齊衞鄭宋盟二于惡一曹一、

【通釋】 十一年の春、齊、衞、鄭、宋が惡曹の地で盟つた、

〔一〕 「春秋」の本文には宋が無い、「春秋」の脫文であらうか、「左傳」の衍文であらうか、宋は王爵も高く、當時の國勢も盛大である、決して鄭の下に書くべきでないとの見から衍文と考へる解もある、或は「春秋」に宋を脫したのを補ふために、傳は「春秋」の本文をそのままに繰りかへしたのだとの見から衍文と考へない解もある、また「春秋」には齊人、衞人、鄭人と人をいひ、「左傳」には人をいはない、其の人も大夫であるが故に人といつたとも、郎の戰の折の諸侯であるが、ただ略していつたとも、二樣に解せられてゐる、〔二〕 討魯のための盟であらう、郎の戰に就いて、杜註は交綏して退く、敗績する無しといふ、互に無事に別れて戰を交ふるに及ばなかつたの義である、果して交綏したか、三國が魯を攻めて得るところが無かつたか、疑問であるが、この盟が再擧を謀るためであることは推するに難くない、

○楚屈瑕將レ盟二貳軫、鄖人軍一レ於蒲騷一、將與二隨絞州蓼一伐二楚師一、莫敖患レ之、鬬廉曰、鄖人軍レ其郊一、必不レ誡、且日虞二四邑之至一也、君次レ於郊鄖一、以禦二四邑一、我以銳師宵加レ於鄖一、鄖有レ虞心一、而恃二其城一、莫レ有レ鬬志一、若敗二鄖師一、四邑必離、莫敖曰、盍請レ濟師於王一、對曰、師克在レ和、不レ在レ衆、商周之不レ敵、君之所

聞也、成軍以出、又何濟焉、莫敖曰、卜之、對曰、卜以決疑、不疑何卜、遂敗鄧師於蒲騷、卒盟而還、

【通釋】楚の屈瑕が貳と軫の二國と盟はうとした、鄧の國では蒲騷の地に陣を布き、なほも隨、絞、州、蓼の四國と申し合はせて楚の軍勢を伐たうとした、莫敖は一方ならず思ひ惱んだ、鬪廉がいふやう「鄧人は其の國都近みに陣どることなれば、必ず油斷が御座らう、それにまた四邑の軍勢を今日來るか明日來るかとひた待ちに待ちも致さう、されば貴殿には郊鄧の地に滯在して四邑の軍勢を防ぎなさるがよい、拙者は精兵をすぐつて鄧の軍に夜討を懸けませう、鄧の軍勢は味方を待ちうけてはゐる、それに城をたよりに致してはゐる、なかなか以て一途に敵と鬪はうなどの心がけは御座るまい、さういふ次第ゆゑ、鄧の軍を攻め敗りさへ致せば、四國は必ず離れ離れと相成らう」莫敖がいふやう「何故に軍勢の增援をわが王に願ひなさらぬ」對へていふやう「軍の捷利は一致團結のためであつて、人數が多いためでは御座らぬ、商と周とが敵對出來なかつたことは、そこもとにもお聞き及びの事で御座らう、もはや軍勢を揃へて出立致した以上、增援沙汰は以ての外で御座る」莫敖がいふやう「それならば、せめて吉凶を卜はう」對へていふやう「卜とは疑を決するまでの事、疑のないのに何の卜ひに及びませう」遂に鄧の軍勢を蒲騷で打ち敗つた、かねての計畫通り、貳軫の二國と盟つて軍を引きかへした、

〔一〕鄧人の擧は楚と貳軫兩國の盟を妨害するにある、三國同盟の結果が楚國をして隕を威壓させることになるのを惧れたのである、隨、絞、州、蓼の四國も同じ危惧のもとに楚師を伐たうとしたのである、楚國進出の狀が歷然として見られる、〔二〕莫敖は楚の官名である、時に屈瑕は其の官に在つた、この莫敖は瑕その人をさうしていふ、〔三〕屈瑕は隕と四國の聯合軍の勢力に少なからず恐怖を感じてゐる、鬪廉の獻策を善しと聞きながら、なほ增援を欲し、なほ吉凶を卜さうといふのは、皆恐怖の度を示すものである、〔四〕四邑は四國と同じ、邑もまた國である、〔五〕郊鄧は楚の地である、〔六〕萬一の場合は城中に入らうとする心持みである、〔七〕商周とは商紂王と周武王のこと、武王が寡軍を以て紂の大軍を敗つたとを敵せずといふ、杜註には武王亂臣十人を以て紂の億兆の夷人を敗つたと解してゐるが、亂臣十人は此の場合には意味をなさない、ここは戰鬪の士をいへばよい筈、亂臣をいふ要を認めない、

【語釋】○虞、忖度の意、ここでは今日は來るか、明日は來るかとおし忖ること、卽ち待望と同義である、○盍ㇾ請ニ濟ㇾ師於王一、盍は何不である、濟は益である、王は楚王である、僭號である、卽ち何不ㇾ請ニ益ㇾ師於王一、何とて軍勢の增加を王にお願ひ致さないかの意、○成ㇾ軍、軍勢を揃へ、部隊を編成すること、

○鄭昭公之敗ニ北戎一也、齊人將ニ妻之一、昭公辭、祭仲曰、必取之、君多ニ内寵一、子無ニ大援一、將不ㇾ立、三公子皆君也、弗從、夏、鄭莊公卒、初、祭封人仲足有ニ寵於莊公一、莊公使ㇾ爲ㇾ卿、爲ニ公娶ニ鄧曼一、生ニ昭公一、故祭仲立ㇾ之、宋雍氏女於鄭莊公、曰ニ雍姞一、生ニ厲公一、雍氏宗有ㇾ寵ニ於宋莊公一、故誘ニ祭仲一而執ㇾ之、曰、不立ㇾ突、將ㇾ死、亦執ニ厲公一而求ニ賂焉一、祭仲與ニ宋人一盟、以ニ厲公一歸而立之、秋、九月、丁亥、昭公奔ㇾ衛、己亥、厲公立、

【通釋】鄭の昭公が北戎を敗つた時、齊の國から緣組を申込まれた、昭公は辭退した、祭仲がいふやう、「是非ともお貰ひなされ、わが御主君には御寵愛の婦人だちが多く、あなた樣には、しかとしたおん後立とては御座らぬこと故、とてもお位をお繼ぎになれようとは思はれませぬ、あのお三方の若君だちなら、どなたにせよ、國の君となれもしませうが」昭公は其の意見に從はなかつた、さて、今年の夏、鄭の莊公が卒した、前に溯る事ではあるが、祭といふ所の境守である仲足は莊公の覺えがめでたかつた、莊公はその者

を卿に引立てた、仲足は莊公のために鄧曼との緣組をとり計つた、其の腹から昭公が生れた、さういふ事情から、祭仲は昭公を立てて君とした、ここにまた宋の雍氏は鄭の莊公に娘(七)をさし上げた、雍姞と申した、其の者が厲公を生んだ、雍氏の一族は宋の莊公の覺えがめでたい、されば(八)祭仲をうまうまと宋の國に召寄せてひつ捕へた、「突(九)を立てればよし、さもなくば其方を殺さうぞ(一〇)」と言つた、また厲公をも捕へて、賂(一一)を所望した、祭仲は宋人と盟ひ、厲公をつれ歸(一二)つて君とした、秋、九月丁亥の日、昭公は(一三)衞の國に出奔した、己亥の日、厲公が位に卽いた、

〔一〕昭公は公子忽である、〔二〕昭公は齊の緣談を拒絕したことは六年の條に見えてゐる、また繰りかへしていふのは其の折に於ける祭仲の諫言を必要とするからである、其の言あつて祭仲の廢立に對する態度の變化を明瞭にすることが出來る、〔三〕莊公をさしていふ、昭公の父である、〔四〕莊公の內寵が生んだのは三公子だけではない、それを特にいふのは莊公の最も寵愛してゐる者を擧げたのである、三公子皆君也、この語氣の强さは昭公を激勵させて、齊に娶るの意を決せさせるためである、昭公は當時大子であつたことは六年の條に鄭大子忽とあるので明であるが、大子にしてなほ三公子に壓せられる惧れがある、內寵の勢力が考へられる、〔五〕祭仲其の人である、祭は氏、封疆の地名をとつて氏としたのである、仲は兄弟の順序、足は其の名である、〔六〕正妻をめとる時は妻といひ、必ずしも正妻に限らぬ時は女といつた、然らば雍姞は正妻でない、正妻は鄧曼である、卽ち昭公は嫡子で厲公は庶子である、〔八〕雍氏が莊公に寵あることを利用し、莊公の手にすがり、其の名によつて祭仲を誘つたのである、誘ふものは何かの名目を以てした、必ずしも國事に關しない、故に祭仲は私によつて宋に到つたことになる、「春秋」には祭仲を行人と書かない所以である、杜註は誘はれて行人を以て命に應じたと解し、更に「春秋」に書かないのは、祭仲の行爲を罪するためと解してゐる、失當であらう、〔九〕突は厲公の名である、〔一〇〕將死、將殺である、〔一一〕莊公が厲公に對して禮物を寄せ、寄すなら鄭の國君になれるやうに斡旋しようといつて、賂を要求したのである、〔一二〕「春秋」には、突歸于鄭」とある、祭仲は宋に强要せられて突を鄭の君としたのではあるが、形は宋のために鄭に納れられたことである、故に鄭に歸すといつたのである、傳は其の間の隱微を露はしてゐる、〔一三〕「春秋」には鄭忽出奔衞」とある、杜註はここに昭公といはずに忽といふ名を以て書したのは、鄭人が昭公を賤しんだために、爵を稱せずして名を以て告げたのだと解してゐる、しかし莊公の卒後まだ年を越してゐないから、爵を稱するのは年を越してからなのが例だとすれば、杜註の解はどうであらう、ともあれ、「左傳」を讀んで昭公出奔といふ出來事に至つて、溯つて此の條の起筆に對したら、どうであらう、昭公にして齊の女を娶りさへすれば、決してかうはなかつた筈、しかも昭公をしてかういふ結果に陷らせたのは、前の態度を翻した祭仲の所業である、祭仲を罪する筆者の意はおのづから楮表に溢れてゐる、

【語釋】○內寵　嬖妾をいふ、正妻以外に寵愛される女性たちである、○大援　大なる後援者、○封人　封境を守る役人、國の境界の番人、○雍氏宗　雍氏の一家一族、

〔經〕十有一年、春、正月、

夏、六月、壬寅、公會杞侯莒子、盟于曲池、

夏六月壬寅の日、桓公が杞侯、莒子と會して曲池の境で盟つた、○傳は盟の目的に就いて記してゐる、

秋、七月、丁亥、公會宋公燕人、盟于穀丘、

秋七月丁亥の日、桓公は宋公、燕人に會して穀丘の地で盟つた、○傳は以下公と宋公との三會及び遂に宋公と戰ふに至る顚末を貫ねて說いてゐる、

八月、壬辰、陳侯躍卒、

八月壬辰の日、陳侯躍が卒した、○傳はない、

公會宋公于虛、

桓公が宋公と虛の地で會した、

冬、十有一月、公會宋公于龜、

冬十一月、桓公が宋公と龜の地で會した、

丙戌、公會鄭伯盟于武父、

丙戌の日、桓公が鄭伯に會して武父の地で盟つた、

丙戌、衞侯晉卒、

丙戌の日、衞侯晉が卒した、○傳はない、

十有二月、及鄭師伐宋、

十二月、桓公が鄭の軍勢と共に宋を伐つた、

丁未、戰于宋、

丁未の日、宋で戰つた、○傳は宋關係を一括して說く、

〔傳〕十二年、夏、盟于曲池、平杞莒

也、

【通釋】十二年、夏、〔一〕曲池の地で盟つたとあるのは杞と莒との間を執りなしたのである、

〔一〕曲池は魯の地、〔二〕「穀梁傳」では杞は紀になつてゐる、魯の伯姬が紀に嫁して以來、魯紀の間は親密を加へてゐる、おそらく此の場合も鄭が紀の爲めに計つたのであらう、「穀梁傳」に從ふべきであらう、

○公欲レ平二宋鄭一、秋、公及二宋公一盟二于句瀆之丘一、宋成未レ可レ知也、故又會二于虛一、冬、又會二于龜一、宋公辭レ平、故與二鄭伯一盟二于武父一、遂帥レ師而伐レ宋、戰焉、宋無レ信也、君子曰、苟信不レ繼、盟無レ益也、詩云、君子屢盟、亂是用長、無レ信也、

【通釋】桓公が〔一〕宋と鄭との間を執りなさうと思つた、秋、公と宋公とが〔二〕句瀆の丘で盟つた、しかし宋の和睦の眞意がたしかでなかつたので、また虛の地で會し、冬、またもや龜の地で會した、しかも宋公は鄭との和睦を拒絶した、故に桓公は鄭伯と武父の地で盟つた、遂に軍勢を引き具して宋を伐つた、戰鬪に及んだ、宋の方に信實がないので、かういふ破目に立ち至つたのである、君子が之を評して「かりそめにも信が始終保たれぬかぎり、盟つたとて何の益に立たう、詩にも『君子しばしば盟ふ、亂れはかくしてたちまさる』とある、畢竟信實がない爲だといつた、

〔一〕宋は厲公を後援して鄭の國君とした後、かねての約に從つて賂を請求した、請求の程度が激しかつた、つひに鄭宋との間は不和となつた、ここにまた、魯は昭公を中心として鄭と不和であつたが、昭公の反對派の厲公が立つに及び鄭に接近しようとした、故にまづ宋鄭の間を斡旋して好意を示したのである、〔二〕句瀆の丘は「春秋」にいふ穀丘である、穀丘は宋の地である、〔三〕虛は宋の地、〔四〕龜も亦宋の地、〔五〕武父は鄭の地、〔六〕魯は宋の背信を憤り、鄭は宋の強請を怒る、二侯の意見一致して、共に宋に對するために盟つたのである、〔七〕伐レ宋、伐は罪ある者を討つこと、宋に罪あり、故に其の罪を懲めて討つたのである、〔八〕戰焉、すでに伐つといひ、また重ねて戰ふといふ言ふ意味は宋が服せずして反抗したことを貶したのである、〔九〕詩の小雅、信實を缺けば缺くほど、外を裝ふために盟を重ねる形式に墮した盟は更に二者の間に疎隔を生ぜさせ、亂を助長するに至る、これが詩意である、

○楚伐レ絞、軍二其南門一、莫敖屈瑕曰、絞小而輕、輕則寡レ謀、請無レ扞二采樵者一、以誘レ之、從レ之、絞人獲二三十人一、明日絞人爭出、驅二楚役徒一於山中一、楚人坐二其北門一、而覆二諸山下一、大敗レ之、爲二城下之盟一而還、伐レ絞之役、楚師分涉於彭、羅人欲レ伐レ之、使二伯嘉一諜レ之、三巡數レ之、

【通釋】楚が絞を伐つて、其の南門に陣をとつた、莫敖屈瑕が申し上げるやう「絞は小さい國で、する事が輕々しい、輕々しければ從つて謀も淺はかで御座る、されば樵夫たちを護衞なしにさし向けまして、おびき出したう存ずる」楚の君は其の意見通りにした、果して絞人は三十人の樵夫を捕虜にした、明日になると、絞人はわれ後れじと楚の人足どもを山の中におひ立てる、楚人は其の北門を守つておいて、おひ立てる絞人に不意討をかける、大に之を打ち破り、城下の盟をさせて引上げた、此の絞を伐つた折、楚の軍勢は幾手にも分れて彭といふ所から彭水を渉つた、羅國では之を伐たうと思つて伯嘉に物見をさせた、伯嘉は三度まで見めぐつて、人數を數へ立てた、

〔一〕十一年の條、官名を以て莫敖と書し、或は其の名を以て屈瑕と書いたが、ここでは合はせて書いた、〔二〕軍隊が出陣した時、薪は其の陣所近みの山から伐り取るのが常である、敵前の事ゆゑ、軍兵が護衞するのも當然である、今、其の護衞なしに山に入る、いづれ敵に何かの策謀あるものと考ふべきを、そこが謀の淺いだけに楚に乘ぜられたのである、〔三〕從レ之、原文には從つた者の誰であるかが明記されてゐない、しかし、前後の關係から推して楚侯武公であることが考へられる、莫敖屈瑕と官を冠らせたのも武公に對するためと思はれる、〔四〕昨日樵夫を捕へることに於いて味を占めた絞人等は、我こそ人に先つて手柄を立てようとしたのである、〔五〕役徒、樵に從事する者ども、前にいふ采樵者と同じ、こ

れ等の者は敵に對して何等の抵抗力がない、追はれるがままに山中にかけ込む、なほ獸の山におひ込まれると同樣、故に驅るといつた、〔六〕楚の軍は絞の南門に陣どつてゐる、故に絞は之を避けて北門から出でて楚の樵夫をおひかける、今、楚軍は其の一部を割いて北門に陣をとつた、敵の退路を斷つためである、〔七〕覆二諸山下一、覆レ之於山下一である、覆は兵を潛行させること、敵に見出されぬやうに兵を進めて不意に討ちてかかることである、はじめから潛み隱れて不意に出づる伏とやや義を異にする、〔八〕城下の盟、敵軍に城下までおし迫られ、力屈し勢沮みて降服するをいふ、戰うて最も恥辱とするところである、〔九〕分涉二於彭一涉る川は彭水である、彭水を涉る場所は彭といふ土地である、分れて涉るとは、隊を幾つにか區分して涉ることであるが、水を涉る一部隊を他の部隊をして掩護させるためである、敵の襲撃に備へる周到な警戒である、〔一〇〕伯嘉は羅國の大夫である、伯嘉が諜したとは間諜として、楚人を裝うて楚の動靜を伺つたのである、三度巡つて數ふとは伯嘉の膽力あることを示す、楚にはすでに周到な警戒がある、伯嘉之を見て伐つても甲斐なきを知つて、之を止めさせたのである、三巡數レ之、ただこれだけで其の間の事情を明にしてゐる、

〔經〕十有三年、春、二月、公會二紀侯鄭一

伯、

十三年、春、二月、桓公が紀侯鄭伯と會した、○傳は會の目的に就いていふ、

己巳、及二齊侯宋公衞侯燕人一戰、齊師宋師衞師燕師敗績、

己巳の日、桓公が齊侯、宋公、衞侯、燕人と戰つた、齊軍、宋軍、衞軍、燕軍が敗績した、○傳は何故に戰つたかを說いてゐる、なほ戰を記しながら戰場に就いて記さない理由を說いてゐる、

三月、葬二衞宣公一、

三月、衞の宣公を葬つた、○傳はない、

夏、大水、

夏大水があつた、○傳はない、

秋、七月、

冬、十月、

〔傳〕十三年、春、楚屈瑕伐レ羅、鬬伯比

比送レ之、還、謂二其御一曰、莫敖必敗、舉趾高、心不レ固矣、遂見二楚子一曰、必濟レ師、楚子辭焉、入告二夫人鄧曼一、鄧曼曰、大夫其非レ衆之謂、其謂二君撫一小民一以信、訓二諸司一以レ德而威二莫敖一以レ刑也、莫敖狃二於蒲騷之役一、將二自用一也、必小レ羅、君若不二鎭撫一、其不レ設レ備乎、夫固謂二君訓一衆而好二鎭撫一之、召二諸司一而勸レ之以レ令レ德、見二莫敖一而告諸天之不レ假レ易也、不レ然夫豈不知二楚師之盡行一也、楚子使レ賴人追レ之、不レ及、莫敖使レ徇二于師一曰、諫者有レ刑、及レ鄖、亂レ次以濟、遂無レ次、且不レ設レ備、及レ羅、羅與二盧戎一兩軍レ之、大敗レ之、莫敖縊二于荒谷一、羣帥囚二于冶父一、以聽レ刑、楚子曰、孤之罪也、皆免レ之、

【通釋】十三年、春、楚の屈瑕(一)が羅國(二)を伐ちに往つた、鬬伯比が見送をして還る(三)其の途すがら、車の御者に話した、「莫敖殿はきつと敗れるだらう、(四)足の擡げやうが高い、心の落ちつかぬ證據だ」遂(五)に楚の君にお目通りを致して、「是非とも軍勢を增援なさるやうに」と申し上げた、楚子(六)は承知しなかつた、しかし、內に入つて夫人の鄧曼に其の次第を語つた、鄧曼が申した、「大夫の申し出は人數のことでは御座いますまい、わが君が下々を信もていつくしみ、もろもろの役人を德もて導き、莫敖を刑罰(八)でおどしつけなさるやうにと申すことで御座いませう、あの莫敖は蒲騷(九)の戰に味しめて、ともすると我意を揮はうと致しませう、羅

の國を侮ることは必定と存じます、わが君におかれて、彼の者を抑へつけなさらぬ限りは、備も設けは致しますまい、あの仁はもとよりわが君が下様の者どもを導いては好く抑へをとられ、もろもろの役人だちには善徳を行はせ、莫敖にお逢ひなされては、天は慢り驕る人を容赦せぬ旨をお諭しなされと申したので御座いませう、さもなくば、楚の軍勢の出拂つたのを知らぬ筈のない彼の仁が、どうして軍勢増援などと申し上げませう」楚子は頼の人をして莫敖のあとを追ひかけさせたが、追ひ附かなかつた、ここにまた莫敖は軍勢に「諫言だてをする者は處分致すぞ」と觸れ出した、鄢に至つた時、隊列を亂して鄢水を濟つた、隊列ばらばらと順序とてもなく、なほまた備も設けなかつた、そのまま羅國にまで押しかける、羅と盧戎とが二方に陣を布いた、大に莫敖を敗つた、莫敖は荒谷の地で縊れて死んだ、多くの隊長どもは冶父の地で自分から囚人となつて、御仕置を待ちうけた、楚子が「やつがれの罪ぢや」と申して皆の者を赦された、〔一一〕屈瑕は前の莫敖と同じ人である、莫敖は楚の官名屈瑕は人名である、〔一二〕十二年、楚が絞を伐つの役に、羅國は楚を伐たうとした、兩國の關係は其の後つひに接迫して、此の擧に及んだのである、〔一三〕家に歸つたのではない、見送りから引かへしたのである、〔四〕足がしかと地を踏みつけない、そわそわとした狀態である、莫敖の得意ぶりが巧みに描き出されてゐる、〔五〕鬬伯比は莫敖の樣子を見て不安に堪へない、家にも歸らず、其のままに直ぐに君に謁したのである、心づかひが明に見られる、〔六〕鬬伯比は楚軍が盡く出征したのを知つてゐる、それにも拘はらず、此の言をなすのは正面から莫敖の態度を難じ、其の敗軍を豫言するに忍びなかつたためである、夫人鄧曼が忖度して楚子に告げたのが、まさに彼の眞意であつた、〔七〕楚子が拒絶したのは、其の眞意を解さなかつた爲めであるが、いづれは楚軍が盡く出征して增援の兵のない事を理由にしたのであらう、鄧曼の言葉の裏にそれが見られる、〔八〕莫敖はただ捷利とのみ信じ切つてゐる、故に輕々しい擧動にも及ぶ、それに敗北した場合を考へさせよ、敗北したら刑罰に處する旨を警告せよといふのが伯比の意見である、〔九〕蒲騷の役は十一年である、もし莫敖の戰功からいへば絞國の役であるが、戰捷に狃れ出したのは、蒲騷の方である、故にいふ、〔一〇〕夫固謂、夫は丈夫の意、ここでは伯比其の人をさしていふ、〔一一〕一度莫敖を召還して命令を下すことを意味する、賴人をして追はせたのも、召還のためである、〔一二〕賴は楚の邑、羅國への道に當

れてゐるためであらう、尤も杜註は賴國の人と解し、當時楚に仕へてゐたといつてゐる、〔一三〕莫敖が自ら用ゐるの狀を見るべきである、伯比の意、鄧曼の言はまさに之を推測するものであつた、〔一四〕前年、楚師が彭水を濟つた時の用意と比較すべきである、前には羅の乘ずべきなく、今は其の策中に陷つ、當然である、〔一五〕盧は戎の國、羅に隣してゐる、故に協力して楚に抗抵したのである、後、楚に滅されて其の邑となつた、〔一六〕〔一七〕共に楚地である、

○宋多責賂於鄭、鄭不堪命、故以紀魯及齊與宋衞燕戰、不書所戰、後也、

【通釋】宋が多く賂を鄭に强請した、鄭は其のいひつけに堪へられなかつた、故に紀魯の兩國と聯合して、齊、宋、衞、燕と戰つた、「春秋」にその戰場を書かないのは、桓公が時期に後れたためである、

〔一〕宋が厲公擁立に斡旋したための禮物としての要求である、この要求の一事が溯つて十二年の條、魯の桓公がしばしば宋公と會合した理由を說明してゐる、〔二〕桓公が約した戰場に到着した際には戰鬪はすでに開始されてゐた、公は直に戰鬪に參加した、しかし時期に後れた理由を以て戰場を「春秋」に記さなかつた、

○鄭人來請脩好、

【通釋】鄭人が來つて好しみを修めたいと申出でた、

〔經〕十有四年、春、正月、公會鄭伯于曹、

十四年、春、正月、桓公が鄭伯と曹の國で會した、○傳は曹人が地主たる禮を守つたことを說く、

無冰、

氷が無かつた、○傳はない、氷が無いとは氷を納めかねたことである、周は二月に氷を納める、此の月氣溫が高くて氷が無く、氷を氷室に納めかねたのである、

夏五、

五月とあるべきところである、闕文である、其の下にどんな記事があつたか、或は直に鄭伯の弟語の來盟につゞいてゐたか、今からは考へられない、

鄭伯使(ム)二其弟語(テン)一來盟(セ)、

鄭伯が其の弟の語を使者として魯に盟に來らせた、○傳はまた曹の會を脩める爲であつたことをも書添へてゐる、

秋、八月、壬申、御(ム)二廩(リン)一災(アリ)、乙亥、嘗(ス)、

秋八月、壬申の日、御廩が天火に罹つた、乙亥の日、嘗の祭を行つた、○傳は御廩の火災と嘗の祭の關係に就いて記してゐる、

冬、十有二月、丁巳、齊侯祿父卒(ス)、

冬十二月丁巳の日、齊侯祿父が卒した、○傳はない、

宋人以(キヲ)二齊人蔡人衞人陳人一伐(ツ)レ鄭(ヲ)、

宋人が齊人、蔡人、衞人、陳人を率ゐて鄭を伐つた、○傳は伐つ理由と戰勝に就いて說いてゐる、

〔傳〕十四年、春、會(ス)二于曹(ニ)一、曹人致(スレ)餼(ヲ)、禮也、

【通釋】十四年、春、桓(二)公が曹の國で會した、曹人が食料を贈つた、禮(二)にかなふ事である、

〔一〕桓公が鄭伯と會したのである、十二年の武父の好しみを修めたのである、〔二〕諸侯の會した時、其の會合の國の主から餼を贈るのが禮である、其の事はその主が會に參加する、しないに關はらない、此の會に曹が參加したか、どうかは明でない、尤も杜註は參加したと解してゐる、

【語釋】○餼は生のままの食料をいふ、

○夏、鄭子人來尋(タヅヌ)レ盟(メヲ)、且脩(ム)二曹之會(ヲ)一、

【通釋】夏、鄭の子人(一)が來つて盟を溫めた、またも曹の會の好しみを重ねたのである、

〔一〕子人は「春秋」にいふ語である、鄭伯の弟であること、また「春秋」にいふが如し、子人は語の字である、

○秋、八月、壬申、御廩災(アリ)、乙亥、嘗(ス)、書(スルコトヲ)レ不(ラ)レ害(セ)也、

【通釋】秋八月壬申の日、(一)御廩が燒けた、(二)乙亥の日嘗(三)の祭を行つた、その事を「春秋」に書いたのは祭(四)の穀に支障のないことを示すためであつた、

〔一〕御廩は公が祭祀のために親しく耕された穀類を納める倉、すなはち神倉である、〔二〕燒けたのは過失でない、過失なれば火と書くべき筈、ここには災とある災は天火である、〔三〕秋の祭である、〔四〕「春秋」には嘗の祭を必ずしも書かない、ここに特記したのは、御廩は燒けながらも嘗祭を行つたからである、其の時御廩は燒け、納めてある穀類も燒けたなら、當然嘗祭は廢すべきである、今穀類は燒けずに濟んだので、祭を行ひ得たことを明示したのである、御廩が消しとめられたか、燒け果てても、穀はとり出されたか、或はすでに祭の準備のために外に出されてゐたかは明でない、杜註は消しとめられたと解してゐる、

○冬、宋人以(キヲ)二諸侯(ヲ)一伐(ツレ)鄭(ヲ)、報(ズル)レ宋(ヲ)之戰(ニ)也、焚(キ)二渠門(ヲ)一、入(テ)及(ブ)二大逵(キニ)一、伐(チ)二東郊(ヲ)一、取(リ)二牛首(ヲ)一、以(テ)二大宮之椽(タルキヲ)一歸(リ)、爲(ス)二盧門之椽(ト)一、

【通釋】冬、宋人が諸(一)侯の軍勢を引き具して鄭を伐つた、宋の戰の仕かへしである、其の城門を焚き捨て、(二)九辻の大路にまで攻め込み、(三)東郊を伐ち、(四)牛首(五)の地を取つた、祖廟の椽を持ちかへつて盧門(六)の椽とした、

〔一〕諸侯其の人をさしていふのでない、其の國の軍勢をいふ「春秋」では齊、蔡、衞、陳すべて人を以ていつてゐる、其の軍勢が皆宋の意に從つて出動した、故に「以二諸侯一」といつたのである、〔二〕十二年の條に見える、〔三〕逵は九達の道、九つの辻である、城中最も繁華の地であらう、〔四〕鄭の郊である、〔五〕鄭の邑である、〔六〕盧門は宋都を距る四十里にある郊門である、尤も杜註は城門といつてゐる、いづれにせよ、敵の祖廟のたるきを持ち還つて自國の門とするのは、最も甚しく敵を侮辱する行爲である、

〔經〕十有五年、春、二月、天王使(ム)二家父(テン)一來求(メヲ)レ車(ヲ)、

十五年、春二月、周王が家父を使者として魯に車を所望された、○傳は其の非禮なる理を說いてゐる、

三月、乙未、天王崩(ズ)、

三月乙未の日、周王が崩ぜられた、○傳はない、周王は桓王である、

夏、四月、己巳、葬(ル)二齊僖公(ヲ)一、

夏、四月、己巳の日、齊の僖公を葬つた、○傳はない、

五月、鄭伯突出奔(ス)二蔡(ニ)一、

五月、鄭伯突が蔡國に出奔した、○傳は出奔せねばならない事情を詳敘してゐる、

鄭世子忽復歸于鄭、

鄭の大子忽が鄭國に歸つて來た、○傳は歸つた月日を詳にしてゐる、

許叔入于許、

許叔が許の都に入つた、○傳は鄭の亂の記事に續けて、許叔が其の間に乘じたことを暗示してゐる、

公會齊侯于艾、

桓公が艾の地で齊侯と會した、○傳は何故に會するかを說いてゐる、

邾人牟人葛人來朝、

邾人、牟人、葛人が來朝した、○傳はない、ここに人といふのは、皆附庸國の世子をさしていふと杜註はいふ、國君ではあるが、三國皆遠くさびしい國々、故に一段格を下げて人といつたといふ解もある、

秋、九月、鄭伯突入于櫟、

秋九月、鄭伯突が櫟に入つた、○傳は其の顚末に就いて記してゐる、

冬、十有一月、公會宋公衞侯陳侯

干羹伐鄭、

冬十一月、桓公が宋公、衞侯、陳侯と羹の地に會して鄭を伐つた、○傳は其の理由と不成功とを說いてゐる、

〔傳〕十五年、春、天王使家父來求車、非禮也、諸侯不貢車服、天子不私求財、

【通釋】十五年、春、周王が家父を使者として魯に車を所望されたのは、禮にかなはぬことである、そもそも諸侯からは車や服を貢物に致すべきでない、また天子は諸侯に財寶を所望すべきでない、

〔一〕桓王である、〔二〕車服は車と既成の服である、これ等は上からこそ下に賜ふべきもので、下から貢物にすべきで無い、〔三〕諸侯にはおのおの定まつた貢物がある、天子はそれ以外のものを隨時に望むべきでない、今車を所望するのは周室衰微の現はれの一つと見られる、

○祭仲專、鄭伯患之、使其壻雍糾殺之、將享諸郊、雍姬知之、謂其母曰、父與夫孰親、其母曰、人盡夫也、父一而已、胡可比也、遂告祭仲曰、雍氏舍其室而將享子於郊、吾惑之、以告、祭仲殺雍糾、尸諸周氏之汪、公載以出、曰、謀及婦人、宜其死也、夏、厲公出奔蔡、

【通釋】(一)祭仲が國政を專らにした、鄭伯はいたく思ひ惱んで、其の聟の雍糾に祭仲を殺させることにした、雍糾は祭仲を(二)郊外の屋敷でもてなさうとした、妻の雍姬が(三)樣子を氣どつた、母親にいふやう「(四)父と夫はどちらが親身のものなのでせう」母がいふやう「(五)人なら誰彼も夫ぢや、父御はたつた御一人だけ、比べものになりはせぬぞえ」雍姬はたうとう祭仲に告げた「夫が本宅をさしおいて、お父樣を郊外の屋敷でおもてなし致すとのこと、(六)どうやら合點がまゐらぬほどに、お知らせ申します」祭仲は雍糾を殺して、其の屍を(七)周氏の泥深池で曝しものにした、君は(八)屍を車に載せて國を去る折に「(九)大事な謀がをなご共の耳にまで入つたのだ、死ぬやうな破目になつたも無理はない」といつた、夏、厲公は(一〇)蔡國に出奔した、

〔一〕厲公が鄭の君となり得たのは、祭仲が擁立したからである、祭仲はそれを恩にして、君命をなほざりにしたのである、〔二〕雍糾は鄭の大夫である、此の者は祭仲の婿ではあるが、祭仲の專權を憤つて厲公に一味したのである、厲公が雍糾をして祭仲を殺させるのは、婚に舅を殺させることである、甚だ無謀の擧であると思はれるが、當時の情勢はこれ以外に祭仲に迫る方法がなかつたのであらう、厲公の無謀よりは祭仲の權勢を考ふべきであらう、〔三〕郊外の別邸であらう、本邸を避けたのは、雍糾が妻に計畫を知られまいとの用心であらう、〔四〕雍姬知之、之を知るとは、雍姬が夫から告げられたのであらうか、さうだとすると、郊外の別邸で事を謀つたのは、ただ祭仲を討つ便宜といふだけのことになる、ここは雍姬が察知したと解すべきであらう、〔五〕女子の家に在る時はもとより父を第一に重んずる、出でて他家に嫁した時は夫を第一に重んずる、これが常の庭訓である、雍姬もとより之を心得てゐる、しかし今は夫がおのが父を殺さうとする非

常時である、なほ常の庭訓を守つてゐるてよいか、疑ひに堪へない、故に母に問を發したのである、その問が、いづれが親しきといふ點にあることを注意すべきである、〔六〕娘の問は禮のおもてに拘はらない、母の答も禮のおもてに泥まない、しかし、母の言葉は甲を夫とし、去つて乙を夫とし、轉々として夫をとりかへてよしといふ意味ではない、まだ嫁がない以前に於いて、夫を選擇する自由をいふのである、それにしても、母の語氣は強い、母は娘の異樣な問から何等かの事變の伏在を察し、事の眞相を知るために、此の強い言葉で搜りを入れたのであらう、〔七〕雍姬は夫の樣子から何かの企みのあることを知つたが、郊外の別邸で饗應する點に殊に疑ひを懸けたのであらう、今、其の疑ひを其のままに父に告げた、父は直に翌の企みを看破したのである、尤も雍姬がすでに夫から企みを告げ知らされたと解する場合には、雍姬はさすがに夫の害心を露はに告げるに忍びないので、婉曲におのが疑ひとして知らせたのだと解すべきである、〔八〕周氏之汪、汪の名である、汪は泥深い池のことである、其處に曝しものにしたといふのは、屍を甚だしく侮辱して嚴罰を公衆に示すためであらう、杜註は周氏を鄭の大夫とし、周氏の汪を其の邸を繞る堀と解する、しかし、其の周氏の汪を選んで曝しものの場所とした特殊の理由は說かれてゐない、〔九〕鄭伯は糾の屍を曝しものにするに忍びず、おのが車に載せて去る、同情からである、〔一〇〕鄭伯は同情を以て屍を載せ去りながら、なほ糾の態度に對して慊らぬふしがある、故に此の評言をなしたのである、謀及二婦人一、謀が婦人に泄れたといふこと、尤も前の知レ之を糾が告げ知らせたと解すれば、勿論この及も婦人に知らせたことになる、否、諸註往々この及ぶを知らせたことに解するがために、知レ之を知らせたことに解してゐる、〔一一〕「春秋」の本文には鄭伯突とある、名を以てしたのは、國君出奔の例による、國君國を棄てて去る、すなはち罪である、故に貶意を寓したのである、杜註は鄭伯の態度が正しくない、殊に雍糾との企みなど甚だ愚らしい、故に特に罪して、名を以て出奔を記したのだといつてゐる、

○六月、乙亥、昭公入、

【通釋】六月、乙亥の日、昭公が鄭に入つた、

〔一〕昭公は忽である、さきに祭仲に逐はれたもの、今また祭仲に迎へられたのである、「春秋」の本文には鄭世子忽復二歸于鄭一とある、忽は前に君位に卽いてゐる、「春秋」に世子といふのは何故であらうか、杜註は「春秋」十一年の條鄭忽出二奔衞一と相照して、これ國人が忽を難じて、國君の禮を以て迎へず、大子の禮を以て迎へた、其の非難は忽が自己一身の小善に拘泥して、國家の大計を忘れた點にあると解してゐる、しかし、「春秋」では、はじめから忽を國君として扱つてゐない、突を以

て國君としてゐた、同じ十一年の條に見える通りである、故に忽は其のままに大子の位に在つたとしなければならない、非難の有る無しの問題でない、

○許叔入二于許一、公會二齊侯一于艾一、謀レ定レ許也、

【通釋】許叔が許の都に入つた、桓公が齊侯と艾の地で會したのは許國の騷亂を定めるためであつた、

〔一〕許叔は許の莊公の弟である、鄭伯が許國を壓迫し、しかもなほ餘地をおいて許の大夫をして許叔を奉じて、許の東偏に居らせたことは隱公十一年に見えてゐる、今鄭國が動搖してゐるのに乘じて、許叔が許の都に入つて君となつたのである、杜註は許叔の叔を以て字とし、國人が其の人を稱美するとて字を以てしたのだといふ、しかし、其の叔は兄弟の順序を示す稱であつて字でない、從つて國人の稱美は此の際問題でない、〔二〕入二于許一、この許は許の國都をさしていふ、勿論、許叔はじめから許國を離れてゐなかつた、他國から許國に入つたとは解すべきでない、〔三〕往年、許叔をして東偏に居らせたのは、魯と齊と鄭とが相談の上であつた、今、魯が齊と會するのは其の終始である、

○秋、鄭伯因二櫟人一、殺二檀伯一而遂二居レ櫟一、

【通釋】秋、鄭伯が櫟の人々の手をかりて檀伯を殺して櫟に居ることになつた、

〔一〕鄭都を出でた厲公突をさしていふ、〔二〕櫟は鄭の別都である、〔三〕檀伯は櫟を守つてゐる大夫である、

○冬、會二于袲一、謀伐レ鄭、將レ納二厲公一也、弗レ克而還、

【通釋】冬、袲に會して、鄭を伐つ相談をしたのは、厲公を君にをさめるためである、しかし、戰勝たずして引き還した、

〔一〕袲は宋の地である、〔二〕會したのは魯の桓公と宋公、衞侯、陳侯である、「春秋」に公會二宋公衞侯陳侯于袲一伐レ鄭とある、杜註はまづ諸侯が會禮を行つて、然る後に鄭を伐つたのだと解してゐる、しかし、此の會は會禮の義でなくして、ただ軍勢會合を意味するのであらう、此の中に宋公が參加してゐるのを注意すべきである、宋公は前に厲公と戰つた仲であつたが、それは一に賂の問題であつた、今は事情を異にするが

ために後援の立場をとつたのである、

〔經〕十有六年、春、正月、公會宋公蔡侯衞侯于曹、

十六年、春、正月、桓公が宋公、蔡侯、衞侯に曹の國で會した、

○傳は會の理由を說いてゐる、

夏、四月、公會宋公衞侯陳侯蔡侯伐鄭、

夏、四月、桓公が宋公、衞侯、陳侯、蔡侯に會して、鄭を伐つた、

○傳はただ之をくりかへしいふ、次の至自伐鄭の記載の說明のためである、杜註は春に會して、すでに謀り、また今、會を書すのは、正しからぬ厲公を鄭に納める擧に出づることを避けるためだといつてゐる、

秋、七月、公至自伐鄭、

秋、七月、桓公が鄭を伐つことから還つた、

○傳は至自伐鄭の書例を說いてゐる、

冬、城向、

冬、向の地に城を築いた、

○傳は之を書す理由を說いてゐる、

十有一月、衞侯朔出奔齊、

十一月、衞侯朔が齊に出奔した、

○傳は出奔するまでの事情を詳述してゐる、

〔傳〕十六年、春、正月、會于曹、謀伐鄭也、

【通釋】十六年、春、正月、曹の國に會した、とあるのは鄭を伐つ相談であつた、

〔一〕去年、厲公を鄭に納めようとして失敗したので、宋公、蔡侯、衞侯と桓公とが相會して善後策を講じたのである、

○夏、伐鄭、

【通釋】夏、鄭を伐つた、

〔一〕勿論、厲公を鄭に納めるためである、

○秋、七月、公至自伐鄭、以飲至之禮也、

【通釋】秋、七月、桓公が鄭を伐つことから還つたとあるのは、飲至の禮を行つたからである、

〔一〕飲至の禮を行つた時には、至自伐と書き、行はない時には書かないのが、「春秋」の例である、ここは其の書例を說明したのである、飲至の禮に就いては桓公二年の傳に釋いておいた、

○冬、城向、書時也、

【通釋】冬、向の地に城を築いた、とあるのは築城の時期に築いたために書した事である、

〔一〕防備の急のために築くのと區別していふ、

○初、衞宣公烝於夷姜、生急子、屬諸右公子、爲之娶於齊而美、公取之、生壽及朔、屬壽於左公子、夷姜縊、宣姜與公子朔構急子、公使諸齊、使盜待諸莘、將殺之、壽子告之、使行、不可、曰、弃父之命、惡用子矣、有無父之國則可也、及行、飲以酒、壽子載其旌以先盜殺之、急子至、曰、我之求也、此何罪、請殺我乎、又殺之、二公子故怨惠公、十一月、左公子洩右公子職、立公子黔牢、惠公奔齊、

【通釋】其のはじめ、衞の宣公が目上に當る夷姜と淫はけて、急子を生んだ、右公子をかしづきとした、急子のために齊國から妻を迎へたが、美人であつた、公はそれを横どりして壽と朔とを生み、左公子を壽のかしづきとした、夷姜は首を縊つて死んだ、宣姜は公子朔と一味して急子を無實の罪に陷れた、公は急子を齊の國に使にやり、莘の地で盜賊どもに待伏させて殺さうとした、壽子が其のたくらみを急子に告げて、いづこへか立退かせようとした、承知しなかつた、「子としては、どうあつても父君の仰を無にするわけには參らぬ、父君といふ者の無い國なら、兎も角も」といつた、いざ出發といふ折に、壽子は急子に酒を

飲ませておいて、自分が急子(七)の旌をおし立てて先に出かけた、盜賊どもが之を殺した、其處へ急子が行き着いた、其方だちが目ざすのは此のわしぢや、これなる仁を何罪あつて殺した、さあさあ、わしを殺すがよい」といつた、またもや、急子を殺した、此の事から二公子は惠(八)公を怨んだ、十一月、左公子洩、右公子職は公子黔牟(九)を立てて君とした、惠(一〇)公が齊の國に出奔した、

〔一〕 烝二於夷姜一、夷姜は宣公の父、莊公の妾宣公からいへば庶母に當る、烝は身分の低い者、身柄の下な者が高い者、上な者と通ずることである、しかし、必ずしも私通に限らない、公式の結婚の場合にも通用する、夷姜も正式の夫人として扱はれてゐた、〔二〕 右公子、其名が洩、左公子、其名が職であることは後に見える、二人はおそらく宣公の兄弟であらう、杜註は右公子を右媵の子とし、左公子を左媵の子としてゐる、〔三〕 夷姜は寵を失つた妬しさから自殺したのである、〔四〕 宣姜が急子を罪に陷れたのは、わが生める朔を太子にする考へからである、〔五〕 衞の地である、〔六〕 酒で盛りつぶしたのであらう、急子が醉臥してゐる虚に乘じたのである、〔七〕 旌には急子の名號徽號がしるされてゐたのである、壽子が其の旌をおし立てたのは、盜をして急子と信ぜさせて身替りに立つためである、〔八〕 公子朔である、〔九〕 急子の同母弟である、〔一〇〕 惠公が其の保護を得るために母方に奔つたのである、

【語釋】 ○構、構成すること、罪を構成することである、○惡用レ子、子を必要としない、其のやうな子は父に役たぬの意、子としての義務を沒却すること、

〔經〕十有七年、春、正月、丙辰、公會二齊侯一紀侯一盟二于黃一、

十七年、春、正月、丙辰の日、桓公が齊侯、紀侯と黃の地で盟つた、○傳は其の會の理由に就いて說いてゐる、

二月、丙午、公會二邾儀父一盟二于趡一、

二月、丙午の日、桓公が邾の儀父と會して趡の地で盟つた、○傳は此の盟の由來に就いて說いてゐる、

夏、五月、丙午、及二齊師一戰二于奚一、

夏、五月、丙午の日、魯軍が齊の軍勢と奚の地で戰つた、○傳は、其の戰は國境に於ける小葛藤に過ぎないこと、またそれに處する桓公の態度に就いて說いてゐる、

六月、丁丑、蔡侯封レ人卒、

六月、丁丑の日、蔡侯封人が卒した、○傳は蔡季歸國の記事に繫いで說いてゐる、

秋、八月、蔡季自レ陳歸二于蔡一、

秋、蔡季が陳から蔡に歸つた、○傳は蔡季が國人に迎へられて歸つたことを明にしてゐる、

癸巳、葬二蔡桓侯一、

癸巳の日、蔡の桓侯を葬つた、○傳がない、ここに桓侯とあるのは桓公の誤である、諸侯は之を葬るに當つては、其の本爵が何であらうが公と書くのが例である、

及二宋人衞人一伐レ邾、

桓公が宋人、衞人と共に邾を伐つた、○傳は何故に然るかを說いてゐる、

冬、十月、朔、日有レ食レ之、

冬、十月、朔、日食があつた、○傳は日が書いてない事に就いて言をなしてゐる、

〔傳〕十七年、春、盟二于黃一、平二齊紀一、且謀二衞一、故也、

【通釋】 十七年、春、黃の地で盟つたといふのは、齊と紀とを和睦させ、なほまた衞の事を相談するためである、

〔一〕 齊の地である、〔二〕 此の時、齊侯は紀國を侵略しようとしてゐた、故に桓公が齊と紀との間を取りなさうとしたのである、〔三〕 衞から逐はれて齊にゐる朔を衞に入れようとするためである、

【語釋】 ○故は事故の故、事といふに同じ、

○及二邾儀父一盟二于趡一、尋二蔑之盟一也、

【通釋】 邾國の儀父と趡の地に盟つたのは、蔑の盟をくりかへしたのである、

〔一〕 儀父は字、字を以て記載したのは、其の行爲を推稱するためである、〔二〕 趡は魯の地である、〔三〕 蔑の盟は隱公元年の條に見えてゐる、

○夏、及二齊師一戰二于奚一、疆事也、於レ是齊人侵二魯疆一、疆二吏來告一、公曰、疆一場之事、愼守二其一一、而備二其不一虞、

姑盡レ所レ備焉、事至而戰、又何謁焉、

【通釋】夏、齊の軍勢と奚の地で戰つたといふのは、國境の出來事である、此の時、齊人が魯の國境を侵した、國境守護の吏が報告に來た、桓公が「國境守護の事はよくよく氣をつけて、其の持場を固め、不意の來襲の手配を致せ、まづ出來るだけの手配を致しておいて、いざといふ折には戰爭に及ぶがよい、一々指圖を受けるがものはない」といつた、

〔一〕奚は魯の地である、〔二〕これは些細な衝突に過ぎなかつたらう、齊侯の與り知らざるものであらう、桓公の語氣から推せられる、「春秋」に齊の侵伐に就いて書かない所以である、尤も杜註は齊が黃の盟に背いて來つたが桓公はなほ信を守つた、故に侵伐と書かないのだといつてゐる、當時、魯と齊の間は親善を重ねてゐた、齊も亦これを破るやうな事はなかつたらう、

【語釋】○守二其一一、其の一とは守るべき一疆場をいふ、おのが定められた持場である、○不虞、不意といふに同じ、

○蔡桓侯卒、蔡人召二蔡季一于陳一、

【通釋】蔡の桓侯が卒した、蔡人が蔡季を陳の國から呼びかへした、

〔一〕蔡季は桓公の弟、桓公に子がないので、迎へられて蔡の君となつた、

○秋、蔡季自レ陳歸二于蔡一、蔡人嘉レ之也、

【通釋】秋、蔡季が陳から蔡に歸つた、これは蔡人が其の人を推稱するためである、

〔一〕「春秋」が蔡人が蔡季推稱の義を示したのは、歸二于蔡一の歸である、歸于は國人が擧つて迎へることを意味する、其の人をよしとする爲めである、杜註は蔡季を字であるとし、蔡人が其の人を推稱して、特に字を以て告げて來たのを、「春秋」はそのままに記したのであると解してゐる、しかし、季は字でない、兄弟の序を示す稱呼である、

○伐レ邾、宋志也、

【通釋】邾を伐つたのは、宋の意に從つたまでのことである、

〔一〕桓公は宋、衞と共に之を伐つたのである、〔二〕趣の盟に背いたための辯である、もとより魯は盟に背くを欲しなかつたが、宋に要せられて已むなきに出でたことをいふ、

○冬、十月、朔、日有レ食レ之、不レ書レ日、官失レ之也、天子有二日官一、諸侯有二日御一、日官居レ卿、以レ底レ日、禮也、日御不レ失レ日、以レ授二百官一于朝、

【通釋】冬、十月、朔、日蝕があつた、「春秋」に日を書かないのは、係りの官人の麁漏であつた、抑、天子には日官があり、諸侯には日御がある、日官は卿の格として待遇されて曆日を掌つた、これが禮である、日御も曆日を正しくして、其の朝廷に於いて、之を百官に授けてゐた、

〔一〕當時日食を日月の會と考へてゐた、日月の會の時は朔である、「春秋」の日食の記事に殆どすべて朔を書してあるのは其の爲めである、月は日月の會から起算する、故に朔を月の第一日とする、〔二〕日官の曆算が正しくなかつたので、此の日の日食を算出せず、從つて曆に其の干支を記載しなかつた、當時、曆法の研究が相應に進歩して、日食月食の計算もほぼ當を得てゐた、故に偶然の麁漏によつて、斯く日官の怠慢が咎められるのであつた、〔三〕日官が卿ならずして、卿位を以て遇せられるのは、曆を重んずるためである、〔四〕日御もまた曆法を掌る、周室頽つところの曆を守るだけでない、故に不レ失レ日といふのである、

【語釋】○底日、底は精査の義、日を正しく觀測すること、正しく曆數を扱ふことである、

○初、鄭伯將以二高渠彌一爲レ卿、昭公惡レ之、固諫不レ聽、昭公立、懼二其殺一己也、辛卯、弒二昭公一而立二公子亹一、君子謂昭公知レ所レ惡矣、公子達曰、高伯其爲レ戮乎、復レ惡已甚矣、

【通釋】はじめ、鄭伯が高渠彌を卿にしようとした、昭公は其の者を惡んで固く諫めた、承知しなかつた、さて昭公が位に卽いた時、高渠彌は昭公が自分を殺しはせぬのと氣づかひから、辛卯の日に弒して、公子亹を立てた、有識の士が「昭公こそはよく惡むべき者を惡みなすつた」と評した、公子達が「高伯はきつと誅戮されるであらう、復讐するにしても餘りひど過

ぎる」といつた、

〔一〕莊公である、〔二〕昭公の弟である、〔三〕高渠彌を姦惡の者と洞察した昭公の明を賞したのである、其の者の姦惡は弑逆を行ふことに於いて、其の實を露はしたわけである、〔四〕魯の大夫である、〔五〕復惡は憎惡する者に對する復讐である、已甚とは昭公未だ彼を殺すに至らないのに、早くも弑逆を行つた、其の度の甚しいことをいふ、杜說は復を重と解し、惡事を重ねることと解してゐる、彼すでに昭公から排されるほどの惡あり、今、更に弑逆を行うて惡を重ねたの義と見たのである、

〔經〕十有八年、春、王正月、公會齊侯于濼、公與夫人姜氏遂如齊、

十八年、春、王曆の正月、桓公が齊侯と濼の地に會した、夫人姜氏と共に其のまま齊國に往つた、○傳は其の行に對する申繻の評言を錄してゐる、

夏、四月、丙子、公薨于齊、

夏、四月、丙子の日、桓公が齊國で薨じた、○傳は薨に於ける內情を詳記してゐる、

丁酉、公之喪至自齊、

丁酉の日、桓公の喪が齊から着いた、○傳はない、

秋、七月、

冬、十有二月、己丑、葬我君桓公、

冬十二月、己丑の日、わが君桓公を葬つた、○傳はない、

〔傳〕十八年、春、公將有行、遂與姜氏如齊、申繻曰、女有家、男有室、無相瀆也、謂之有禮、易此必敗、公會齊侯于濼、遂及文姜如齊、齊侯通焉、公謫之、以告、」夏、四月、丙子、享公、使子彭生乘公、公薨于車、魯人告于齊曰、寡君畏君之威、不敢寧居、來修舊好、禮成而不反、無所歸咎、惡於諸侯、請以彭生除之、齊人殺彭生、

【通釋】十八年、春、桓公、他行の事あつて、其のまま姜氏と共に齊の國に往かうとした、申繻が「女には夫、男には妻、それが互に正しい仲であつてこそ、禮にかなふとは申せ、此の事が裏切られもしたら、禍は必ず起るであらうがな」といつた、桓公は濼の地で齊侯に會して、其のまま文姜もろともに齊に往つた、文姜が齊侯と通じた、公がそれを譴め立てた、文姜は其の旨を齊侯に知らせた、」夏、四月、丙子の日、齊侯が桓公を饗應した、桓公が車に乘る折に、公子彭生に介添へをさせた、公は車中で薨じた、魯の國から齊の國に申し入れた、「わが主においては、君の御威光のほどを畏み申して、國もとに寬いでも居りませず、わざわざ參じまして、舊き好しみを修めたことで御座つた、然るところ、儀禮滯り無く相濟みましても、本國に歸られぬやうな仕儀と相成りました、しかも誰を咎めてよい事やら、斯くては諸侯の聞えもいかがで御座らう、されば、せめて彭生殿を申し請けて恥辱のほどを避けたう存ずる」齊人が彭生を殺した、

〔一〕齊侯と會するための行である、未だ會の地をいづこと決しないので、漠然といつたのであらう、〔二〕女有家、男有室、この家は夫をさしていひ、室は妻をさしていふ、古い用語法である、尤も、杜註は家を夫の家とし、室を女の室とし、おのおの其の處に安じてゐるべき筈と解してゐる、〔三〕申繻の言葉は、はじめから文姜姦通の豫言である、文姜が齊に往かぬうち、すでに其の兆があつたのだらう、〔四〕桓公は文姜を同伴して國を出たのであるが、此の會には文姜は參與してゐない、〔五〕齊侯は襄公、文姜の兄である、〔六〕彭生は多力である、醉ひしれてゐる桓公を抱いて車に乘せるふりして拉ぎ殺したのである、齊侯かねての計畫であつた、〔七〕ただ車中に薨じたと、さも泥醉の變死めかして、眞相を傳へないのは、文辭おのづから之を傳へるものがあるからである、春秋にただ薨于齊とのみあるのは、事實を諱み避けたためであるが、傳は其の意を表面に承けて、しかも隱微の事を裕に見せてゐる、〔八〕魯人が事の眞相を知りながら、深く追及せず、彭生を得て滿足するのは、畢竟齊の勢威を憚かるためである、しかし、魯國に於ける紛亂の狀は、桓公の喪が薨後四十餘日で國に到着し、葬が九ヶ月後であつた事からも推測される、

【語釋】○惡於諸侯、惡は聞えの令からぬこと、

○秋、齊侯師于首止、子亹會之、

高渠彌相、七月、戊戌、齊人殺子亹、而轘高渠彌、祭仲逆鄭子于陳、而立之、是行也、祭仲知之、故稱疾不往、人曰、祭仲以知免、仲曰、信也、

【通釋】秋、(一)齊侯が首止の地に軍を進めた、子亹がそれに會した、高渠彌が附添ひとなつて往つた、七月、戊戌の日、齊人が子亹を殺し、また高渠彌を車裂の刑に行つた、祭仲が鄭子を陳の國から迎へて君とした、この首止での出來事をば、祭仲はあらかじめ知つてゐた、それ故、病を口實にして往かなかつた、ある人が「祭仲の賢しさが危難を避けさせたのだ」といつた、仲が聞いて「(四)いかにも其の通り」といつた、

〔一〕齊侯は高渠彌が昭公を弑した罪を正さうとして、軍を進めたのである、〔二〕子亹は齊侯の意を知らないで會した、おそらく齊侯の歡心を得て、おのが位置を固めようとしたのであらう、ために飛んで火に入る蟲となつたのである、〔三〕鄭子は昭公の弟の子儀をいふ、兄の難を避けて陳に流浪してゐた、〔四〕祭仲また昭公の弑を與り知るもの、高渠彌と同罪である、今、事を豫知して免れた、時人ために其の姦智を評した、仲は却つて、其の言を認めて得意である、彼の驕慢を見るべきである、杜註は時の人が祭仲の君に殉しない態度を難じたに對し、祭仲は高渠彌が子亹を立てる其の事が正しからず、子亹が君として宜しきを得ない、彼等の遭難は當然で我が殉すべきでないと答へたのだと解してゐる、

【語釋】○轘、極刑の一、體に車二つを結びつけておき、車を驅つて、これを裂かせる刑である、

○周公欲弑莊王而立王子克、辛伯告王、遂與王殺周公黑肩、王子克奔燕、初子儀有寵於桓王、桓王屬諸周公、辛伯諫曰、並后匹嫡、兩政耦國、亂之本也、周公弗從、故及、

【通釋】周公が(一)莊王を弑して(二)王子克を立てようとした、(四)辛伯が桓王に申し上げた、遂に王と謀つて周公黑肩を殺した、王子克は燕の國に出奔した、はじめ、子儀は桓王のおぼえがめでたかつた、桓王は周公にかしづかせた、辛伯が周公を諫めて、(五)后と並び立ち、(六)嫡子と同格に扱はれ、(七)政が二所で行はれ、國都と同じ廣さを有つことは、亂の本と存ずる」といつた、周公は請けひかなかつた、さればこそ、斯ういふ事になつたのである、

〔一〕周公黑肩、今まさに周に於いて政を行つてゐる蓋し專横の事が多かつたらう、〔二〕桓王の大子である、〔三〕莊王の弟、子儀である、後文は子儀を以ていふ、〔四〕辛伯は周の大夫、〔五〕妾をさしていふ、〔六〕庶子をさしていふ、〔七〕臣をさしていふ、〔八〕別都をさしていふ、辛伯の言は抽象的である、其の中もとより子儀と周公に對して痛撃してゐる、匹嫡といひ、兩政といふのがそれである、

【語釋】匹レ嫡、嫡子と匹敵すること、對等の禮遇を得てゐること、○耦レ國、國は國都である、國都以外の都邑が、國都と同じほどの廣さを有つこと、すなはち勢力を有つこと、

莊公

名は同、桓公の子、母は文姜である、周の莊王四年に卽位した、在位三十二年、

〔經〕元年、春、王正月、

○傳は莊公卽位の記事のないことを說いてゐる、

三月、夫人孫于齊、

三月、夫人が齊にひそやかに往つた、○傳は何故に姜氏といはずに、夫人といつたかを說いてゐる、

夏、單伯送王姬、

夏、單伯が周王の姬君を送つて魯に來た、○傳はない、周から王の姬君を齊に嫁がせるとて、同姓の國である魯をして婚禮を奉行させた、まづ姬を魯に送つておき、魯から齊に往かせるのである、この手續が天子の女の降嫁の例である、單伯は天子の卿である、

秋、築王姬之館于外、

秋、王姬の館を城外に築いた、○傳はそれが禮にかなふことを强くいつてゐる、

冬、十月、乙亥、陳侯林卒、

冬、十月乙亥の日、陳侯林が卒した、○傳はない、

王使榮叔來錫桓公命、

王が榮叔を使者として魯に遣はし、桓公に恩命を賜つた、○傳はない、榮叔は周の大夫である、王が桓公の遺德を褒稱されたのである、おそらく王が魯に姬君の結婚を扱はせるので、此の事に及んだのであらう、

王姬歸于齊、

王姬が齊に嫁いだ、○傳はない、ここに齊侯が王姬を迎へに來たことのないのは、莊公が齊侯に逢はぬためか、或は王姬下嫁の場合には例として書かないのか、多分後者であらう、

齊師遷紀郱鄑郚、

齊の軍勢が紀の郱、鄑、郚、三邑の民を他に遷した、○傳はない、民を遷すのは其の邑を奪ふことである、紀を滅す準備である、

〔傳〕元年、春不稱卽位、文姜出故也、

【通釋】元年、春、莊公卽位の事を稱さないのは、(一)文姜他行のためである、

〔一〕他行とは、前年桓公文姜同伴して濼から齊にまはつたことをいふ、此の他行の事ありて桓公が弑せられる羽目に陷つた、故に文姜の他行とは桓公の弑を示すことになる、すなはち莊公は父の弑に遭つたために卽位の禮を行はなかつたのである、ただし、杜註は文姜の他行を文字通りに解して、卽位の禮を行はないのは、父の弑と母の他行のためであるといふ、文姜はあの事件以來ずつと齊に留つて、魯に歸らないのだと見てゐる、しかも、莊公が卽位の禮を行はないのに、心を動して歸國したのだといつてゐる、文姜に杜註いふが如き事實があつたか、どうか、また據るところの何であるかを詳にしない、

○三月、夫人孫于齊、不稱姜氏、

絕不爲親、禮也、

【通釋】三月、夫人が齊に(一)ひそやかに往つたと「春秋」に書して、姜氏と稱さないのは、(二)義絕して緣者扱ひをしないからである、(三)禮にかなふ事であつた、

〔一〕夫人が齊に往つたのは、勿論齊侯に逢ふためである、逃れ出づるの義を有つ孫を以て書いたのは、姜氏が桓公の弑に參與した罪のおそろしさに魯の國を逃れ出でたと見るのである、これによつて姜氏の罪を露はにしたのである、杜註は孫を遜讓して去ることと解してゐる、姜氏が魯人に責め立てられて居たたまらず去つたのを、斯う書したのは、去らずともよいのに去つたと、體面をつくらうたのであると解してゐる、〔二〕魯が齊と義絕したのである、姜は齊の姓、故にこれを去つたのである、別解は莊公が母と絕つたのだといつてゐる、從ふべきでない、絕つたのは齊の襄公を父の讐として絕つたのである、〔三〕姜氏と稱さないのは、常の義としては非禮であるしかし、そこに深い事情の伏在することを示すために、特に其の非禮が非禮でない、禮にかなふことであると斷わつたのである、

○秋、築王姬之館于外、爲外、禮也、

【通釋】秋、(一)王姬の館を城外に築いたのは、其の城外を選んだ點が禮にかなふことであつた、

〔一〕周王の女である、周王その女を齊侯に嫁がせるとて魯の莊公をして事を扱はせる、天子の女が降嫁の折、同姓の諸侯をして婚禮を奉行させるのが恒例である、魯はここに王姬のために館を築く要がある、今がそれである、〔二〕魯は、今しも喪中ではあり、わけて齊を對手にすることであり、旁、之を避くべきである、しかも事情は許さない、結局非禮を行つたことである、ただ城外に館を作つて、其處に王姬を迎へに來る齊侯を待つ、これのみが禮の體をなし得たのである、

〔經〕二年、春、王二月、葬陳莊公、

二年、春、王曆の二月、陳の莊公を葬つた、○傳はない、魯の使が會葬したので書いたのである、

夏、公子慶父帥師伐於餘丘、

夏、公子慶父が軍勢を率ゐて於餘丘を伐つた、○傳はない、於餘丘は國名、慶父は莊公の庶兄、

秋、七月、齊王姬卒、

秋、七月、齊の王姬が卒した、○傳はない、前年、齊に嫁いだ其の人である、魯が婚禮を扱つたので、ここに書したのである、

冬、十有二月、夫人姜氏會齊侯于禚、

冬十二月、夫人姜氏が齊侯に禚の地に會した、○傳は其の會の姦通のためであることを斷わつてゐる、

乙酉、宋公馮卒、

乙酉の日、宋公馮が卒した、○傳はない、

〔傳〕二年、冬、夫人姜氏會齊侯于禚、書姦也、

【通釋】二年、冬、(一)夫人姜氏が齊侯に禚(二)の地で會したとあるのは、姦通のことを書したのである、

〔一〕前年の「春秋」には夫人とのみ書き、今は夫人姜氏と書いてゐる、文姜に對する非禮は一度すでに明にしたので、復

これを繰りかへす要がないからである、〔二〕齊の地である、〔三〕夫人は諸侯と會すべきでない、其の會を「春秋」に書したのは非禮を明にするためであり、傳は更に姦と斷じて其の非禮の內容を明にしたのである、

〔經〕三年、春、王正月、溺會齊師伐衛、

三年、春、王曆の正月、溺が齊の軍勢に會して衛を伐つた、○傳は溺の族稱を去つた理由を說いてゐる、

夏、四月、葬宋莊公、

夏、四月、宋の莊公を葬つた、○傳はない、

五月、葬桓王、

五月、周の桓王を葬つた、○傳は其の緩なることを斷じてゐる、

秋、紀季以酅入于齊、

秋、紀季が酅の邑をひきゐて齊に入つた、○傳は齊の附庸となつたのだといつてゐる、

冬、公次于滑、

冬、桓公が滑の地に次つた、○傳はやどる理由と次の字義とを說いてゐる、

〔傳〕三年、春、溺會齊師伐衛、疾之也、

【通釋】三年、春、(一)溺が齊の軍勢に會して衛を伐つたとあるのは、(二)溺の行爲を惡んだためである、

〔一〕魯の大夫である、本來、族を書くべきを、何故に書かないのか、書かないのは貶したことになる、何故の貶か、これが、問題となつてゐる、〔二〕溺が勝手に會したこともさる事ながら、魯の讎たるべき齊と行動を共にすることを非難したのである、

○夏、五月、葬桓王、緩也、

【通釋】夏五月、周の桓王を葬つたのは、(一)遲れ過ぎた、

〔一〕桓王の崩は桓公十五年三月にある、今まさに崩後七年である、

○秋、紀季以酅入于齊、紀於是

乎始判、

【通釋】秋、(一)紀季が鄑(二)の邑をひきゐて齊に入つた、紀の國は此の時はじめて分れて(三)二つとなつた、

〔一〕紀季は紀侯の弟、杜註は其の行爲は結局紀國の祀を保たせる所以、故に「春秋」は其の人を稱揚して字を以て書したのだと解してゐる、しかし、季は字でない、兄弟の次を示しただけである、此の紀事ただ事實を傳へただけで、褒意を寓してゐない、〔二〕鄑は紀の邑である、それを以て入るとは附庸になることである、〔三〕紀の國、二分されて一は紀季に屬して齊の附庸となり、一はしばらく其のまま紀侯の治下にある、

○冬、公次于滑、將會鄭伯、謀紀故也、鄭伯辭以難、凡師一宿爲舍、再宿爲信、過信爲次、

【通釋】冬、莊公が滑に次つたといふのは、鄭伯に會して紀國救護の相談をするためである、しかし、鄭伯は國内が難があるとの理由の下に之を辭退した、およそ軍が一宿するのを舍とし、二宿するを信とする、信以上になるのを次とするのが書例である、

〔一〕滑は鄭の地である、〔二〕此の鄭伯は現に櫟に在る厲公突である、「春秋」では依然として、突を以て君と見てゐる、難とは祭仲が子儀を擁立してゐることをいふ、尤も杜註は此の鄭伯を子儀だといひ、難を厲公との對峙だといつてゐる、〔三〕實は魯に對する違背である、齊侯に與みして、紀を滅ぼす下心から此の口實を設けたのである、

〔經〕四年、春、王二月、夫人姜氏享齊侯于祝丘、

四年、春、王曆二月、夫人姜氏が齊侯を魯の祝丘の地で饗應した、○傳はない、夫人として許されない兩君相見の禮を行つたことを書すのは、夫人の姦淫を露はすためである、

三月、紀伯姬卒、

三月、紀國の伯姬が卒した、○傳はない、これは魯から嫁したもの、故に「春秋」に錄したのである、

夏、齊侯陳侯鄭伯遇于垂、

夏、齊侯、陳侯、鄭伯が垂の地で途上遭遇の形式で會した、

○傳はない、紀を滅ぼす相談であらう、

紀侯大去其國、

紀侯が紀の國を去つて、再び歸らぬことになつた、○傳は其の手續と理由に就いて說いてゐる、

六月、乙丑、齊侯葬紀伯姬、

六月乙丑の日、齊侯が紀の伯姬を葬つた、○傳はない、齊侯が新附庸に對する德義上の處置である、紀侯すでに國を去つた、故に齊侯が伯姬を紀國夫人の禮を以て葬つたのである、

秋七月、

冬、公及齊人狩于禚、

冬、桓公と齊人とが禚の地で狩をした、○傳はない、讎である齊人と遊ぶことの非禮を示したのである、

〔傳〕四年、春、王三月、楚武王荊尸、授師子焉、以伐隨、將齊、入告夫人鄧曼曰、余心蕩、鄧曼歎曰、王祿盡矣、盈而蕩、天之道也、先君其知之矣、故臨武事、將發大命、而蕩王心焉、若師徒無虧、王薨於行、國之福也、王遂行、卒於樠木之下、令尹鬬祁、莫敖屈重、除道梁溠、營軍臨隨、隨人懼、行成、莫敖以王命入盟、隨侯逆以歸、且請爲會於漢汭而還、濟漢而後發喪、

【通釋】四年、春、王曆の三月、楚の武王が陣法の演習をし、軍勢に子を授けて、さて隨の國を伐たうとした、齋するとて、奥に入つて夫人に申した、「胸さわぎが致しをる」夫人鄧曼が歎息していつた、「王の御果

報も終りとなられたさうな、(六)もの事滿ち足るはてはてに動搖の起るのが天の理法、御祖先の方々には、早くも動搖のきざしを御存じでいらせられる、さればこそ、軍の式をとり行ひ、軍の掟を觸れ出す折も折、王樣に胸さわぎを致させて、それとお示しなされたのぢや、此の上とては、軍兵を損ずる事なく、(七)途中でお亡くなりなされもしたら、此の楚の國にとつての福であらうがな」王はつひに出陣した、(八)櫓木の下で卒した、令尹鬪祁、莫敖の屈重が道をきり開き、澮の川に橋うち渡し、隊を整へて、隨の國までおし寄せた、隨人は懼れをなして、和睦を願ひ出でた、莫敖は王の仰せを承はつて參つたとて、隨の國に入つて、隨侯と盟ひ、(一〇)なほ漢汭の地で、王と隨侯とが會禮を致すことをとり決めて陣に還つた、さて漢水を(一一)此方へ渡つてから、王の喪を發表した、

〔一〕武王と稱するのは僭稱である、楚は彊大を恃んでゐるからである、〔二〕荊尸、荊は楚と同じ、もと一木にして荊と楚の二名がある樹である、故にこれを通用してゐる、尸は陣である、すなはち荊尸とは楚國の陣法の義である、ここに陣法の演習をするのは、前年楚が隨に敗れたので、復報して必勝を期するためである、〔三〕子、子は戟である、楚はこれまで戟を用ゐなかつた、此の時はじめて武器として採用したのである、〔五〕武器を授けるには廟前に於いてする、故に其の準備として齋戒するのである、〔六〕王の得意滿足は必勝を豫期するにある、〔七〕戰沒に對していふ、行旅中に薨ずることである、〔八〕櫓の名、當時相應に聞えてゐる樹であつた、〔九〕隊形堂々として進軍することである、すべて武公の薨を知られまい、弱味を見せまいとする手段である、其の計畫が圖に當つて隨は威壓されたのである、杜註はこれ等を奇兵不意に出づるための手段であると解してゐる、〔一〇〕これますます王の喪を祕する手段である、漢汭とは漢水の內、すなはち漢西で、楚の領域である、〔一一〕隨が楚王の喪を知つて、急に迫つても差支へない程に引上げてから發表したのである、

【語釋】○心蕩、心が動搖すること、○祿、祿命である、運命といふに同じ、○令尹、莫敖、共に楚の官名、莫敖は前に見えてゐるが、令尹はここにはじめて見えてゐる、○除レ道、道路を開通すること、

○紀侯不能下レ齊、以與二紀季一、夏、紀侯大去二其國一、違二齊難一也、

【通釋】紀侯が齊に降服するわけにゆかないので、國を紀季に與へた、夏、紀侯が其の國を去つて歸らぬことになつたのは、齊の危難を避けるためである、

〔一〕紀侯すでに紀季をして鄙を以て齊の附庸とならせた、今、また國を季に與へたのは、それをも齊の附庸たらしめるためである、實質上、紀の國を有つ所以である、〔二〕紀侯のなした所爲は奔ではない、また紀國も滅んだとはいへない、故に特に大去の辭を用ゐたのである、去るにしても、去つて復歸らぬこと故、特に大を以て稱したのである、〔三〕齊は其の威力を以て常に紀を壓迫する、しかも紀の弱小はこれに抵抗し難い、其のままにすれば、國の滅亡は眼前にある、さりとて降服すべきでない、故にみづからの榮位を棄てて魯に身を寄せ、弟をして齊に附庸たらしむる非常手段を以て、先祖の祀を全うしたのである、

秋、郳犂來來朝、

秋、郳國の犂來が來朝した、○傳は何故に名を以ていふかを說いてゐる、

冬、公會二齊人宋人陳人蔡人一伐レ衞、

冬、莊公が齊人、宋人、陳人、蔡人に會して衞を伐つた、○傳は伐つ理由を說いてゐる、

〔傳〕五年、秋、郳犂來來朝、名未二命也一、

【通釋】五年、秋、郳の犂來が來朝したと「春秋」に名を以て書したのは、まだ王から爵名を受けてゐないからである、

〔一〕杜註は郳を以て附庸國といつてゐる、或は杜註は誤りで本來子爵の國、附庸でないともいはれてゐる、〔二〕王から爵を命ぜられて諸侯に列ねられることである、

○冬、伐レ衞、納二惠公一也、